

第8期 斜里町高齢者保健福祉計画・

斜里町介護保険事業計画

【斜里町地域包括ケア計画】

(第8期計画期間：令和3年4月～令和6年3月)

斜 里 町

はじめに

斜里町の65歳以上の高齢者数は、令和元年をピークに、今後は減少に転じる見込みとなっていますが、総人口の減少とともに高齢化率は上昇を続け、2030年には約37%、2040年には約40%となる見通しです。また、認知症高齢者の増加や支援が必要な高齢者の増加が懸念される中、現役世代人口の減少により「ささえ手」不足が大きな課題となっています。今後は、高齢者を含め、障がい者、生活困窮の課題を抱える方など、地域で生活する誰もが「支える側」にも「支えられる側」にもなり得る地域共生のまちづくりが求められています。

平成12年に創設された介護保険制度は、制度施行後20年が経過し、介護を必要とする方を社会全体で支える制度として定着してまいりました。この間、3年毎に介護保険制度の見直しが行われ、平成26年には「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を見据え、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築を一層推進することとされ、当町においても第6期計画から地域包括ケアシステムの構築を目指して基盤づくりを進めてきました。第7期計画では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を掲げ、施策の実効性をより高めるため、しゃり健幸ポイント事業を展開するなど、介護予防・健康づくり事業を強化してまいりました。

このたび策定しました「第8期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」では、第6次斜里町総合計画の基本目標の一つである「いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまち」を基本理念に掲げ、第7期計画を継承しつつ、さらにその先の第9期、第10期計画を見据え、地域共生社会実現のための地域包括ケアシステムの構築を目指し、更なる推進に向けて取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました斜里町介護保険運営協議会委員をはじめ、関係機関並びに町民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

斜里町長 馬 場 隆

第8期 斜里町高齢者保健福祉企画・斜里町介護保険事業計画

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	P1-3
1 計画策定の趣旨と目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画策定の体制	
5 地域包括ケアシステム	
6 日常生活圏域について	
7 自然災害・感染症への備え	
8 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の活用	
 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	
1 斜里町の高齢者等の人口の推移.....	P4-8
(1)人口構成と高齢化率	
(2)被保険者の現状	
(3)所得段階別の現状	
(4)要介護認定者の現状	
2 介護認定及び保険給付対象サービスの評価.....	P9-11
(1)居宅サービス	
(2)地域密着型サービス	
(3)施設サービス	
(4)その他サービス	
3 居宅サービス受給対象者の実績.....	P12
4 施設・居住系サービス受給者の実績.....	P13
5 標準的居宅サービス対象者数の現状.....	P14
6 斜里町の高齢者を取り巻く課題.....	P15-24
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から	
(2) 在宅介護実態調査結果から	
 第3章 基本理念・基本目標	
1 基本理念.....	P25
2 基本目標.....	P26

第4章 施策展開

- 1 施策体系図……………P27
- 2 重点施策
 - 重点施策1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進……………P28-33
 - (1)主体的な健康づくりの促進
 - (2)社会参加を通じた介護予防の推進
 - 重点施策2 状態の改善につながるサービス提供体制の整備……………P34-38
 - (1)リハビリテーション等の専門性を活かした予防事業の推進
 - (2)介護予防・生活支援サービスの充実
 - 重点施策3 認知症施策の総合的な推進……………P39-45
 - (1)認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - (2)認知症の予防活動の推進
 - (3)認知症の人と家族への支援
 - (4)地域の見守り体制の充実・強化
 - 重点施策4 包括的な支援体制の整備……………P46-49
 - (1)相談支援体制の充実・強化
 - (2)在宅医療・介護連携の推進
 - (3)高齢者虐待の防止と権利擁護の推進
 - (4)地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の整備に向けた検討
 - 重点施策5 高齢者の生活支援サービス整備及び福祉サービスの提供……………P50-59
 - (1)支え合い活動を進める体制づくり
 - (2)多様な主体による地域活動の活性化
 - (3)高齢者の生活に応じた交通の確保
 - (4)福祉サービスの提供
 - (5)安定したサービスの確保
 - 重点施策6 介護保険サービスの基盤づくり……………P60-79
 - (1)介護保険サービスの質の確保と向上
 - (2)介護人材の確保・育成・定着と業務効率化の支援
 - (3)在宅系サービスの適正な提供
 - (4)地域密着型サービスの適正な提供
 - (5)施設系サービスの適正な提供

第5章 介護保険給付費等の見込み及び保険料額

- 1 介護保険給付費等の推計の流れ……………P80
- 2 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計……………P81
- 3 要介護(要支援者)認定者数の推計……………P82
- 4 介護保険給付費等の推計……………P82-83
 - (1)各介護保険サービスにおける介護保険給付費の推計
 - (2)地域支援事業費の推計
 - (3)介護保険給付にかかる費用等の推計
- 5 介護保険給付費の財源構成……………P83
- 6 第1号被保険者の保険料……………P85-86
 - (1)保険料の収納状況
 - (2)保険料基準月額の算定
 - (3)第1号被保険者の介護保険料基準月額の推計

【資料編】

- 1 町内老人福祉施設・事業所等の整備状況……………P91
- 2 計画策定委員名簿 ……………P92
- 3 計画策定審議経過 ……………P92
- 4 諮問書 ……………P93
- 5 答申書 ……………P94

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と目的

我が国の高齢化が急激に進行する中、斜里町における65歳以上の高齢者人口は、令和2年10月31日現在、3,839人で高齢化率は33.9%となっています。団塊の世代(1947～1949年生まれ)が75歳以上となる令和7(2025)年の高齢化率は35.3%となることが見込まれています。

65歳以上の高齢者人口は令和元年をピークに今後は緩徐に減少しますが、75歳以上の後期高齢者は令和12(2030)年まで増加を続ける見込みとなっており、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者のさらなる増加と、これに伴う保険給付費の増大が見込まれています。

併せて、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、高齢者が高齢者を介護する老々介護や地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化などの課題が、より顕在化していくことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、町民、事業者との有機的な連携・協働により、“医療”、“介護”、“介護予防”、“生活支援”、“住まい”を一体的に提供できる体制である「地域包括ケアシステム」の基盤整備、深化・推進に取り組んできています。

また、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアや、生活困窮世帯等の複合的な課題が増加する中、地域における高齢者支援を目的としてスタートした地域包括ケアの仕組みを活用し、地域の関係者が様々な課題に分野を超えて包括的に対応する、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを一層進めることが重要となります。

本計画に基づき、2025年及び2040年までの中長期的な視点を持ちながら、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で、高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開することにより、町民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組める体制を整備し、地域共生の社会の実現を目指します。

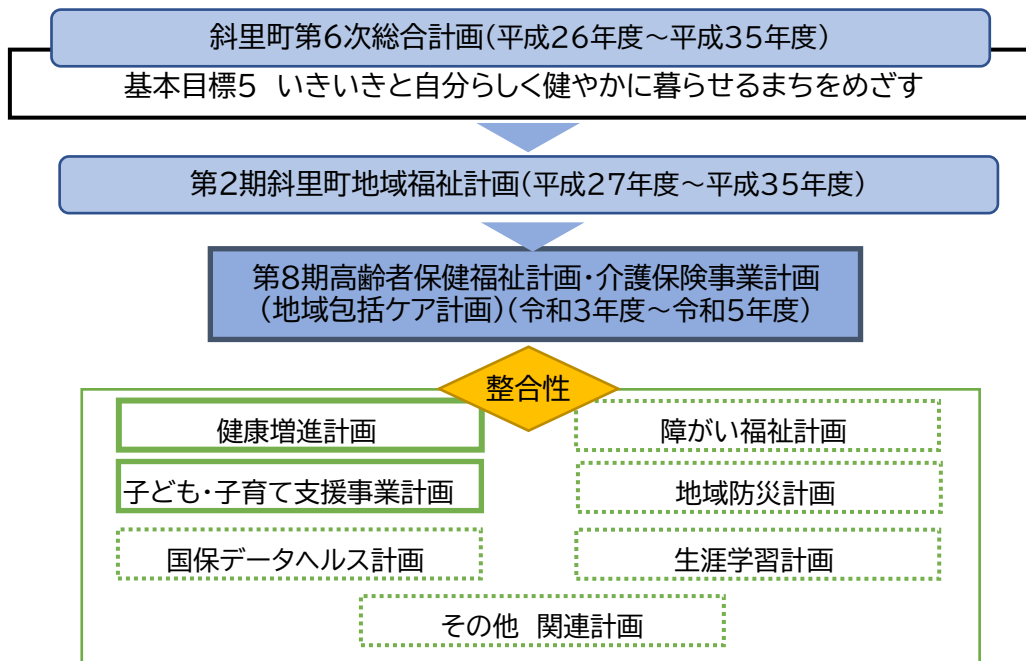
2 計画の位置づけ

(1) 法定根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」に位置付けられます。

(2) 斜里町における計画上の位置づけ

町政の基本指針である「斜里町第6次総合計画」を最上位計画とし、「いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちをめざす」を基本目標とする政策「気持ち通う高齢者福祉の充実」を推進するための高齢者福祉施策の個別計画として、上位計画である「地域福祉計画」をはじめとする関連計画との整合性を保ちながら策定します。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画を実効性のあるものとして推進するため、PDCA サイクルにより、継続的改善を図りながら、高齢者福祉施策を推進していきます。

計画期間の最終年度である令和5年度中には、町民ニーズや社会動向の変化を把握しながら、第8期計画の取組状況について点検し、必要な見直しを行い、令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期計画を策定します。

4 計画策定の体制

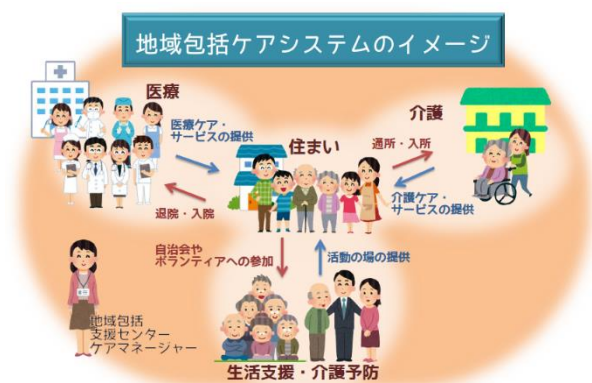
本計画は、学識経験者及び保健・医療・福祉関係者等で構成された「斜里町介護保険運営協議会」における協議結果を踏まえて策定しました。

運営協議会の構成は、被保険者を代表する委員4名、保健福祉及び医療関係者の委員3名、識見を有する委員3名の合計10名で構成されており、令和2年度中に計5回の議論を経て、「斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画」の方向付けを行いました。

5 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り、住み慣れた自宅や地域で人生の最期まで暮らし続けられるよう「医療」、「介護」、「住まい」、「介護予防」、「生活支援」の5つの要素が一体的に受けられる、地域における支援体制のことです。

また、地域包括ケアシステムは「公助」「共助」のほか、「自助」「互助」といった地域に存在する社会資源に基づいた支え合いの上に成り立つものであり、今後は「自助」「互助」の果たす役割が大きくなるものと考えられています。



6 日常生活圏域について

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされています。本町においては、町をひとつの日常生活圏域と設定することとします。

7 自然災害・感染症への備え

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、自然災害・感染症発生時に適切な対応がとれるよう、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画も踏まえ、災害や感染症などの困難な状況に対しても、適応できるサービス提供体制の確立を目指します。

8 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の活用

地域包括ケアシステムの推進や、介護保険制度の安定的な維持を目的として、市町村が担う保険者機能の強化のための法改正が平成29年に行われ、市町村が地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止等に取り組むことが制度化されました。これを受け、平成30年度からは高齢者の自立支援、重度化防止等に取り組むための保険者機能強化推進交付金が創設され、令和2年度からは介護予防や健康づくりに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

これら交付金の評価指標を活用して地域課題を分析するとともに、交付金を活用して町の独自事業等を実施することで、高齢者の自立支援、重度化防止等を一層推進します。

第2章

高齢者を取り巻く現状と課題

1 斜里町の高齢者等の人口の推移

(1)人口構成と高齢化率

町の総人口や現役世代は、年々減少の一途をたどっています。一方で65歳以上の人口は令和元年度3,843人をピークとして減少に転じる見込みとなっておりますが、75歳以上の後期高齢者人口については引き続き増加する見込みです。高齢化率は令和2年10月末で33.88%と、高齢化の傾向がより強まっており、依然として超高齢化にある状態です。

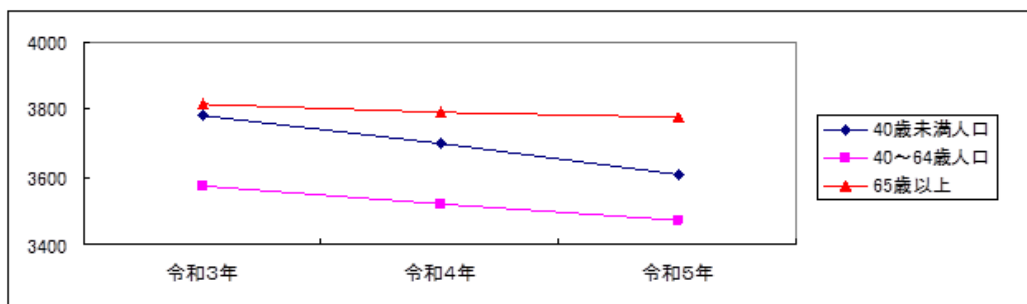
なお、実績値は第7期計画推計の総人口及び65歳以上人口いずれも下回っております。

① 人口構成

(単位:人)

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第7期計画	総人口	11,684	11,591	11,499	11,173	11,016	10,859
	40～64 歳人口	3,749	3,671	3,593	3,574	3,523	3,474
	総人口割合	32.09%	31.67%	31.25%	31.99%	31.98%	31.99%
	65 歳以上	3,858	3,922	3,986	3,816	3,794	3,776
	総人口割合	33.02%	33.84%	34.66%	33.02%	33.84%	34.66%
	前期高齢者	1,911	1,941	1,971	1,820	1,759	1,700
	総人口割合	16.36%	16.75%	17.14%	16.29%	15.97%	15.66%
	後期高齢者	1,947	1,981	2,015	1,996	2,035	2,076
	総人口割合	16.66%	17.09%	17.52%	17.86%	18.47%	19.11%
実績	総人口	11,637	11,552	11,330	※令和2年度高齢化率 (令和2年1月1日現在) 全道平均 31.7 % 管内平均 34.9 % 最高 夕張市 51.8 % 最低 千歳市 23.1 %		
	40 歳未満人口	4,075	4,016	3,867			
	総人口割合	35.02%	34.76%	34.13%			
	40～64 歳人口	3,705	3,693	3,624			
	総人口割合	31.84%	31.97%	31.99%			
	65 歳以上	3,837	3,843	3,839			
	総人口割合	32.97%	33.27%	33.88%			
	前期高齢者	1,842	1,852	1,882			
	総人口割合	15.83%	16.03%	16.61%			
	後期高齢者	1,995	1,990	1,957			
	総人口割合	17.14%	17.23%	17.27%			

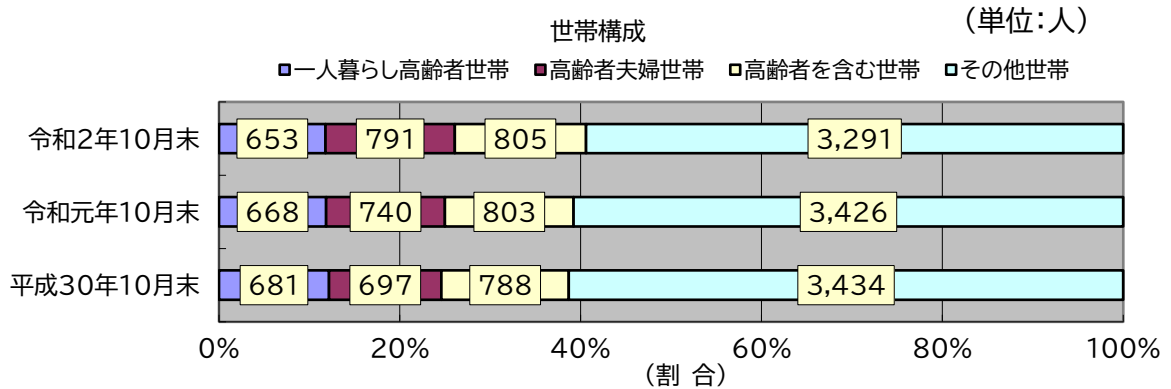
※住民基本台帳より抜粋(各年10月31日現在)



② 世帯分布状況

斜里町の世帯数は5,540世帯(令和2年10月31日現在)であり、一人暮らし高齢者世帯で646世帯、高齢者夫婦世帯(いずれかが65歳以上の夫婦世帯)で791世帯、高齢者を含む世帯で805世帯、あわせて2,242世帯、全世帯の約41%となっています。

一人暮らし高齢者世帯は微減ですが、高齢者夫婦世帯は増加しており、全体的に高齢者世帯は増加傾向です



(2)被保険者の現状

介護保険に加入する40歳以上の被保険者は 7,512人で、第1号被保険者に該当する65歳以上の高齢者は3,888人(住所地特例者含む)、第2号被保険者に該当する40歳から64歳のいわゆる若年者は、3,624人となっています。第7期での介護保険財政運営財源構成比割合は、第1号被保険者23%、第2号被保険者が27%ですが、当町では25.88%:24.12%となっております。

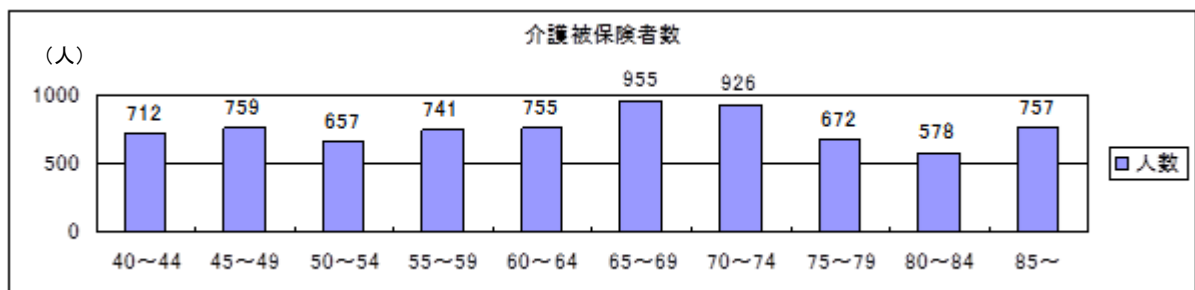
被保険者構成(令和2年10月31日現在)

(単位:人、%)

1号	65～69	70～74	75～79	80～84	85～	小計	財源構成比率
人数	955	926	672	578	757	3,888	(50%)
割合	12.7	12.3	8.9	7.7	10.1	51.7	25.88%

2号	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	小計	財源構成比率
人数	712	759	657	741	755	3,624	(50%)
割合	9.5	10.1	8.7	9.9	10.1	48.3	24.12%

合 計 (住所地特例含む)
7,484 人
100.0%



(年 令)

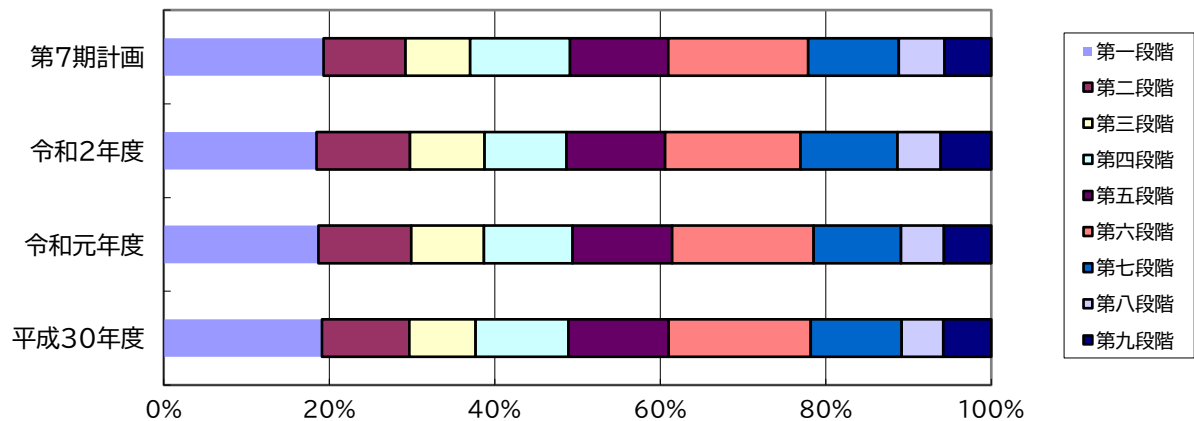
(3) 所得段階別の現状(年度末)

計画よりも高齢化人口のピークが早く到来したため、被保険者数は計画値を下回りました。所得段階はおおむね計画値どおりで推移しています。

※令和2年度は10月末（単位：人）

区 分		第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階	第七段階	第八段階	第九段階	合 計
第7期計画 (平成30～令和2年度平均)		764	393	308	478	471	668	433	219	224	3,958
		19.30%	9.93%	7.78%	12.08%	11.90%	16.88%	10.94%	5.53%	5.66%	100%
実 績	平成 30 年度	741	408	310	434	470	665	424	195	225	3,872
		19.14%	10.54%	8.01%	11.21%	12.14%	17.17%	10.95%	5.03%	5.81%	100%
	令和 元年度	724	434	340	415	465	662	409	201	221	3,871
		18.70%	11.21%	8.78%	10.72%	12.01%	17.10%	10.57%	5.20%	5.71%	100%
	令和 2 年度	718	438	351	384	464	635	456	203	237	3,886
		18.48%	11.27%	9.03%	9.88%	11.94%	16.34%	11.74%	5.22%	6.10%	100%

所得段階別構成



(4)要介護認定の現状

当町の介護認定は、網走市外3町で共同設置している介護認定審査会で行っています。

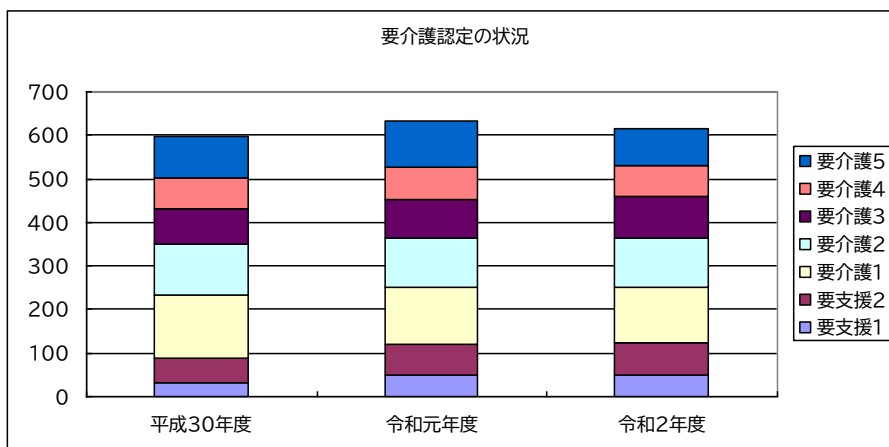
令和2年10月31日現在の認定者は、615人(2号認定者含む)であり、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行した際には、要支援認定者が減少しましたが、軽度者の割合は増加傾向にあります。平成30年度と令和元年度の認定者数は、計画値を下回っていますが、総合事業の利用者を含めると、ほぼ計画値と同じ程度の利用者数となります。一方、令和2年度については計画値を大きく下回っております。要因としては、介護予防事業の取組の効果が出てきていること、訪問リハビリ等のサービスにより重度化が抑えられていることが考えられます。

第1号被保険者数に占める認定者の割合は15.51%であり、全国平均で18.64%、全道平均の20.52%を大きく下回っている状況です。

① 認定者実績状況

(単位:人)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
第7期計画	630	-	649	-	666	-
総合事業みなし	31	-	24	-	19	-
要支援1	31	5.2%	48	7.6%	51	8.3%
要支援2	57	9.5%	71	11.2%	73	11.8%
要介護1	145	24.3%	132	20.8%	126	20.7%
要介護2	118	19.8%	113	17.8%	114	18.6%
要介護3	82	13.7%	88	13.9%	94	15.1%
要介護4	69	11.6%	75	11.8%	71	11.6%
要介護5	95	15.9%	107	16.9%	86	13.9%
合 計 (総合事業含まない)	597	100.0%	634	100.0%	615	100.0%
合 計 (総合事業含む)	628	-	658	-	634	-

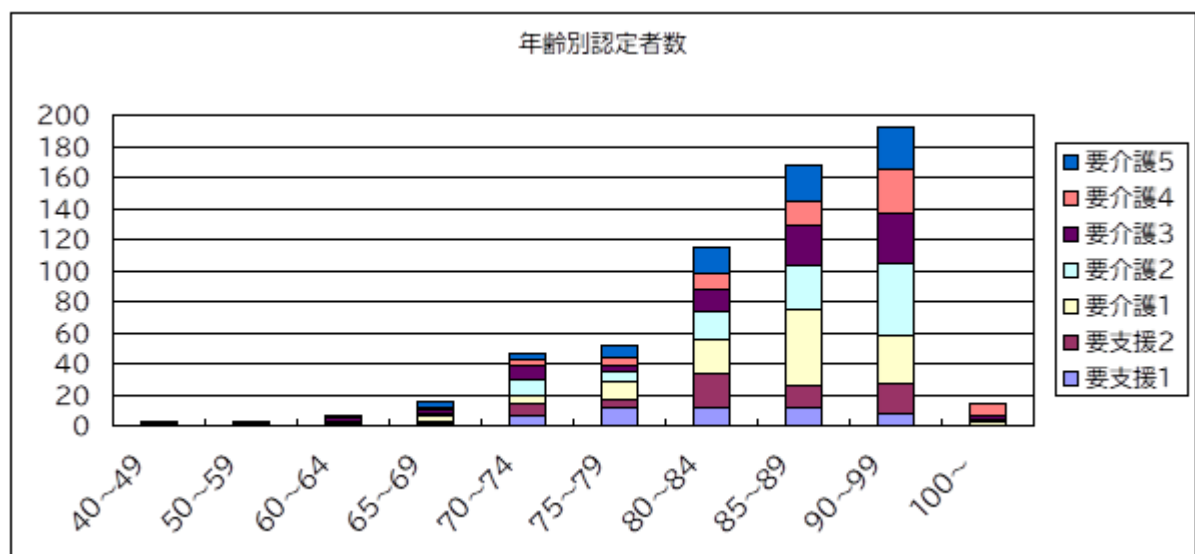


②年齢段階別出現率(令和2年10月31日現在)

(単位:人)

区 分		認 定 者 数								認定率	被保険者数
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
2号被保険者	40～49 歳	0	0	0	0	1	0	1	2	0.14%	1,471
	50～59 歳	0	1	1	1	0	0	0	3	0.21%	1,398
	60～64 歳	1	1	0	1	2	1	1	7	0.93%	755
	小 計	1	2	1	2	3	1	2	12	0.33%	3,624
	認 定 率	0.03%	0.06%	0.03%	0.06%	0.08%	0.03%	0.05%	0.33%		
1号被保険者	前期高齢者										
	65～69	1	2	3	2	2	1	5	16	1.68%	955
	70～74	6	8	6	10	9	4	4	47	5.08%	926
	小 計	7	10	9	12	11	5	9	63	3.35%	1,881
	認定率	0.37%	0.53%	0.48%	0.64%	0.58%	0.27%	0.48%	3.35%		
	後期高齢者										
	75～79	12	5	12	6	4	5	7	51	7.59%	672
	80～84	12	22	22	17	15	10	17	115	19.90%	578
	85～89	11	15	49	28	26	15	24	168	37.67%	446
	90～99	8	19	31	47	32	28	27	192	64.86%	296
	100～	0	0	2	2	3	7	0	14	93.33%	15
	小 計	43	61	116	100	80	65	75	540	26.91%	2,007
	認定率	2.14%	3.04%	5.78%	4.98%	3.99%	3.24%	3.74%	26.91%		
	1号 計	50	71	125	112	91	70	84	603	15.51%	3,888
	1号認定率	1.29%	1.83%	3.22%	2.88%	2.34%	1.80%	2.16%	15.51%		
	構 成 比	8.29%	11.78%	20.73%	18.57%	15.09%	11.61%	13.93%	100%		
1号・2号合計		51	73	126	114	94	71	86	615	8.19%	7,512
認 定 率		0.68%	0.98%	1.68%	1.52%	1.26%	0.95%	1.15%	8.22%		
全国値	1号認定者 (R2.10)	937,144	928,672	1,361,665	1,138,732	880,052	823,948	582,509	6,652,722	18.64%	35,689,085
	1号認定率 (R2.10)	2.63%	2.60%	3.81%	3.19%	2.47%	2.31%	1.63%	18.64%		
	全国構成比 (R2.10)	14.09%	13.96%	20.47%	17.12%	13.23%	12.38%	8.75%	100.00%		

※1号被保険者数は、住所地特例者を加えた人数



2 介護認定及び保険給付対象サービスの評価

介護サービス量については、第6期計画期間の給付実績を基にして計画しておりますが、全体的に計画を下回る結果となりました。対計画比で見ると、地域密着型介護サービスの乖離が大きくなっております。要因としては、計画していた小規模多機能型居宅介護の整備を見送ったこと、新型コロナウイルスの影響による一部サービスの休止、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用減少が大きな要因と考えます。

また、施設サービスについても、やすらぎの苑の新規入所制限が影響し、介護老人福祉施設では計画との乖離額が大きくなっています。

居宅サービスでは、訪問介護の利用者が伸びなかったこと、訪問入浴介護の利用者の減少等により、計画との差が大きくなっています。

《決算状況》…別表(11ページ)

(1)居宅サービス

全体では、計画を若干下回っています。サービスごとに給付実績にばらつきがありますので、以下、第7期計画と実績との差が生じた個別の要因を挙げます。

- ①訪問介護については、これまで利用していた方が施設等へ入所したこと、新規利用者が伸びなかったこと等により、利用実績が減少しました。
- ②訪問入浴介護は、これまで継続的に利用されていた方がお亡くなりになったため、利用実績が大きく減少しています。
- ③訪問看護では、医療での利用が多かったため、介護での利用が減少していると考えます。
- ④訪問リハビリテーションは、川湯の森病院の新規参入により、大きく利用が増加しました。
- ⑤通所介護については、住所地特例対象者の町外利用により、大きく増加しています。
- ⑥通所リハビリテーションでは、近隣の老健施設での受入拡大により利用が増加しました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な利用減少がありましたが、現在は通常の利用に戻っています。
- ⑦短期入所生活介護は、やすらぎの苑の短期入所専用ユニットの休止、空床利用の休止により利用が減少しています。利用者(ニーズ)は増加傾向にありましたが、休止がなければ計画値を超えていたことが想定されます。
- ⑧短期入所療養介護については、近隣の老健施設の受入拡大により、利用が大きく増加しました。
- ⑨居宅介護支援事業費は、介護認定者数が計画よりも少なかったことにより給付が抑えられています。介護予防支援事業費についても同様ですが、総合事業の開始に伴い減少していた要支援対象者が徐々に増加しているため、今後も給付費は増加傾向にあると想定します。

(2)地域密着型サービス

全体では、計画を下回っています。居宅サービスと同様に給付実績にばらつきがあるので、以下に第7期計画と実績との差が生じた個別の要因を挙げます。

- ①認知症対応型通所介護については、平成30年4月よりサービスを開始していますが、グループホーム内に入ってサービスを受けるといったサービスの特性上、デイサービスに通う方

と入居者の方との関係性を大切にしたいという事業所の判断があり、利用人数が伸びませんでした。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は休止となっているため、給付実績が大きく減少しています。

- ②小規模多機能型居宅介護は、令和2年度にあらたな事業所を開設する計画でしたが、ケアマネジャーを対象としたニーズ調査を実施したところ、定員を大きく下回る人数の利用しか見込めなかったことから、整備については見送ることとしました。これにより、計画3年目の給付実績が計画を大きく下回る見込みです。
- ③認知症対応型共同生活介護は、入居されている方の状態が安定しており、出入りが少ない状況が維持されています。一方で、介護度は徐々に重度化しているため、給付実績は計画値を上回る結果となりました。
- ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、地域密着型特別養護老人ホームえみあるの新規入所制限により、サービス利用が減少しました。町外施設での入所受入は継続して行われているので、えみあるの入所制限がなければ、給付実績は計画値を超えていた可能性があります。
- ⑤地域密着型通所介護は、平成30年度・令和元年度は計画値を大きく下回っています。令和2年度は、やすらぎの苑の短期入所休止の影響で、サービスの振替えが行われた結果、ほぼ計画どおりの実績となる見込みです。3ヶ年でみると、計画値を大きく下回る結果となりました。

(3)施設サービス

施設サービスについては、ほぼ計画どおりの実績となっています。

- ①介護老人福祉施設では、やすらぎの苑の新規入所受入停止の影響により、大きく利用が減少しています。一方で、町外の施設の受入が継続的に行われているため、地域密着型サービスと同様にやすらぎの苑の入所制限がなければ、給付費は計画値を上回っていた可能性があります。
- ②介護医療院については、計画では見込んでいませんでしたが、住所地特例者による町外での利用が1名あり、現在も利用が続いています。

(4)その他サービス

その他サービス(特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等)についても、全体では計画値を下回っていますが、サービス実績ごとに差異があります。

- ①居住費・食費の自己負担に対する低所得者対策である特定入所者介護サービスについては、計画よりも該当者が少なかったことにより給付が抑えられておりましたが、介護老人福祉施設の利用減に伴い、さらに給付が大きく減少しました。
- ②高額介護サービス等給付費については、介護認定更新者の重度化とそれに伴うサービスの増により、給付費が増加していると考えます。
- ③高額医療合算介護サービス費については、平成30年度に国保連による算定スケジュールの見直しが行われたことに伴い、給付費の支出タイミングがずれており、結果として給付額は計画値内に収まっています。

《第7期決算状況》・・・別表

区 分	平成30年度(第7期計画初年度)				令和元年度(第7期計画2年目)				令和2年度(第7期計画最終年度)				区 分
	計画	実績	比較	執行率	計画	実績	比較	執行率	計画	実績見込	比較	執行率(見込)	
居宅サービス	140,867,000	142,654,988	△ 1,787,988	101.27%	146,173,000	147,083,499	△ 910,499	100.62%	156,915,000	145,985,688	10,929,312	93.03%	居宅サービス
① 訪問介護	45,611,000	42,772,490	2,838,510	93.78%	46,632,000	39,268,453	7,363,547	84.21%	46,632,000	41,038,664	5,593,336	88.01%	① 訪問介護
② 訪問入浴介護	5,833,000	5,386,815	446,185	92.35%	5,835,000	3,873,393	1,961,607	66.38%	5,835,000	3,702,402	2,132,598	63.45%	② 訪問入浴介護
③ 訪問看護	10,158,000	8,961,757	1,196,243	88.22%	11,004,000	8,830,376	2,173,624	80.25%	11,793,000	8,943,789	2,849,211	75.84%	③ 訪問看護
④ 訪問リハビリテーション	5,363,000	8,514,828	△ 3,151,828	158.77%	5,908,000	10,606,365	△ 4,698,365	179.53%	7,043,000	11,312,016	△ 4,269,016	160.61%	④ 訪問リハビリテーション
⑤ 居宅療養管理指導	1,954,000	1,433,607	520,393	73.37%	1,954,000	1,845,360	108,640	94.44%	2,233,000	2,219,279	13,721	99.39%	⑤ 居宅療養管理指導
⑥ 通所介護	1,677,000	2,192,101	△ 515,101	130.72%	1,678,000	2,801,811	△ 1,123,811	166.97%	1,678,000	8,077,952	△ 6,399,952	481.40%	⑥ 通所介護
⑦ 通所リハビリテーション	4,836,000	8,455,665	△ 3,619,665	174.85%	4,838,000	8,667,936	△ 3,829,936	179.16%	7,965,000	5,474,682	2,490,318	68.73%	⑦ 通所リハビリテーション
⑧ 短期入所生活介護	24,108,000	23,108,021	999,979	95.85%	25,574,000	25,608,765	△ 34,765	100.14%	25,953,000	16,670,168	9,282,832	64.23%	⑧ 短期入所生活介護
⑨ 短期入所療養介護(老人保健施設)	9,610,000	12,328,337	△ 2,718,337	128.29%	9,671,000	12,224,706	△ 2,553,706	126.41%	11,568,000	14,963,744	△ 3,395,744	129.35%	⑨ 短期入所療養介護(老人保健施設)
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	⑩ 短期入所療養介護(療養型施設)
⑪ 特定施設入居者生活介護	11,186,000	9,517,480	1,668,520	85.08%	11,191,000	12,802,536	△ 1,611,536	114.40%	13,053,000	9,982,953	3,070,047	76.48%	⑪ 特定施設入居者生活介護
⑫ 福祉用具貸与	18,608,000	18,953,252	△ 345,252	101.86%	19,965,000	19,922,226	42,774	99.79%	20,947,000	22,006,979	△ 1,059,979	105.06%	⑫ 福祉用具貸与
⑬ 特定福祉用具販売	1,923,000	1,030,635	892,365	53.60%	1,923,000	631,572	1,291,428	32.84%	2,215,000	1,593,060	621,940	71.92%	⑬ 特定福祉用具販売
⑭ 特定診療費	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	⑭ 特定診療費
地域密着型サービス	457,749,000	430,982,311	26,766,689	94.15%	464,285,000	458,328,841	5,956,159	98.72%	524,533,000	476,315,475	48,217,525	90.81%	地域密着型サービス
① 夜間対応型訪問介護	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	① 夜間対応型訪問介護
② 認知症対応型通所介護	5,303,000	1,262,457	4,040,543	23.81%	6230000	2,148,381	4,081,619	—	11,535,000	29,835	11,505,165	0.26%	② 認知症対応型通所介護
③ 小規模多機能型居宅介護	113,845,000	110,222,473	3,622,527	96.82%	117,358,000	121,415,301	△ 4,057,301	103.46%	169,368,000	125,792,119	43,575,881	74.27%	③ 小規模多機能型居宅介護
④ 認知症対応型共同生活介護	132,440,000	131,694,991	745,009	99.44%	132,499,000	138,255,921	△ 5,756,921	104.34%	132,698,000	145,663,125	△ 12,965,125	109.77%	④ 認知症対応型共同生活介護
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護	42,669,000	41,936,157	732,843	98.28%	42,688,000	44,830,332	△ 2,142,332	105.02%	42,688,000	46,912,614	△ 4,224,614	109.90%	⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	78,382,000	74,459,754	3,922,246	95.00%	78,417,000	73,287,153	5,129,847	—	81,151,000	68,629,248	12,521,752	84.57%	⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑦ 定期巡回型・臨時対応型訪問介護看護	0	0	0	—	0	0	0	—	0	1,950,514	△ 1,950,514	—	⑦ 定期巡回型・臨時対応型訪問介護看護
⑧ 地域密着型通所介護	85,110,000	71,406,479	0	83.90%	87,093,000	78,391,753	8,701,247	—	87,093,000	87,338,020	△ 245,020	100.28%	⑧ 地域密着型通所介護
住宅改修	2,759,000	1,930,411	828,589	69.97%	2,759,000	1,037,691	1,721,309	37.61%	2,759,000	2,029,737	729,263	73.57%	住宅改修
居宅介護支援	26,269,000	25,091,546	1,177,454	95.52%	26,281,000	25,591,858	689,142	97.38%	27,304,000	26,099,984	1,204,016	95.59%	居宅介護支援
介護保険施設サービス	355,446,000	364,018,176	△ 8,572,176	102.41%	361,868,000	364,620,618	△ 2,752,618	100.76%	368,649,000	348,925,677	19,723,323	94.65%	介護保険施設サービス
① 介護老人福祉施設	222,559,000	235,606,057	△ 13,047,057	105.86%	228,922,000	222,067,465	6,854,535	97.01%	228,922,000	206,911,755	22,010,245	90.39%	① 介護老人福祉施設
② 介護老人保健施設	132,887,000	127,914,378	4,972,622	96.26%	132,946,000	142,553,153	△ 9,607,153	107.23%	139,727,000	138,788,457	938,543	99.33%	② 介護老人保健施設
③ 介護医療院	0	0	0	—	0	0	0	—	0	3,225,465	△ 3,225,465	—	③ 介護療養型医療施設
④ 介護療養型医療施設	0	497,741	△ 497,741	—	0	0	0	—	0	0	0	—	④ 特定診療費
小 計(A)	983,090,000	964,677,432	18,412,568	98.13%	1,001,366,000	996,662,507	4,703,493	99.53%	1,080,160,000	999,356,561	80,803,439	92.52%	小 計(A)
介護予防サービス	9,094,000	11,313,112	△ 2,219,112	124.40%	10,050,000	14,888,294	△ 4,838,294	148.14%	10,473,000	16,634,618	△ 6,161,618	158.83%	介護予防サービス
① 介護予防訪問介護	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	① 介護予防訪問介護
② 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	② 介護予防訪問入浴介護
③ 介護予防訪問看護	2,284,000	1,033,920	1,250,080	45.27%	2,737,000	1,589,364	1,147,636	58.07%	2,900,000	3,517,250	△ 617,250	121.28%	③ 介護予防訪問看護
④ 介護予防訪問リハビリテーション	796,000	3,798,918	△ 3,002,918	—	1097000	4,126,500	△ 3,029,500	—	1,097,000	4,629,089	△ 3,532,089	421.98%	④ 介護予防訪問リハビリテーション
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	0	13,923	△ 13,923	—	0	138,636	△ 138,636	—	0	194,388	△ 194,388	—	⑤ 介護予防居宅療養管理指導
⑥ 介護予防通所介護	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	⑥ 介護予防通所介護
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	718,000	1,330,371	△ 612,371	—	719,000	2,144,988	△ 1,425,988	—	719,000	1,276,131	△ 557,131	177.49%	⑦ 介護予防通所リハビリテーション
⑧ 介護予防短期入所生活介護	886,000	1,250,631	△ 364,631	141.15%	916,000	1,659,042	△ 743,042	181.12%	946,000	764,727	181,273	80.84%	⑧ 介護予防短期入所生活介護
⑨ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	—	0	57,096	△ 57,096	—	0	0	0	—	⑨ 介護予防短期入所療養介護
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	681,000	701,640	△ 20,640	103.03%	681,000	650,988	30,012	—	681,000	708,081	△ 27,081	103.98%	⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護
⑪ 介護予防福祉用具貸与	2,533,000	2,593,057	△ 60,057	102.37%	2,704,000	3,961,664	△ 1,257,664	146.51%	2,934,000	4,322,952	△ 1,388,952	147.34%	⑪ 介護予防福祉用具貸与
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	1,196,000	590,652	605,348	49.39%	1,196,000	560,016	635,984	46.82%	1,196,000	1,222,000	△ 26,000	102.17%	⑫ 特定介護予防福祉用具販売
⑬ 特定診療費	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	⑬ 特定診療費
地域密着型介護予防サービス	4,810,000	5,994,441	△ 1,184,441	124.62%	4,812,000	5,780,136	△ 968,136	120.12%	6,281,000	5,448,167	4,340,896	86.74%	地域密着型介護予防サービス
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	55,638	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	① 介護予防認知症対応型通所介護
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	4,810,000	5,328,666	△ 518,666	110.78%	4,812,000	5,780,136	△ 968,136	120.12%	6,281,000	5,448,167	4,340,896	86.74%	② 介護予防小規模多機能型居宅介護
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	610,137	△ 610,137	—	0	0	0	—	0	0	0	—	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防住宅改修	2,173,000	864,160	1,308,840	39.77%	2,173,000	1,804,119	368,881	83.02%	2,173,000	1,814,119	358,881	83.48%	介護予防住宅改修
介護予防支援	3,447,000	2,696,200	750,800	78.22%	3,683,000	3,385,163	297,837	91.91%	3,800,000				

	計 画	実 績	比 較	執 行 率
第7期計画3ヶ年の合計(介護・介護予防事業)	3,403,042,000	3,296,378,831	106,663,169	96.87%
第7期計画3ヶ年の総計(地域支援事業含む)	3,658,508,066	3,497,437,282	161,070,784	95.60%
総計	7,061,550,066	6,793,816,113	267,733,953	96.21%

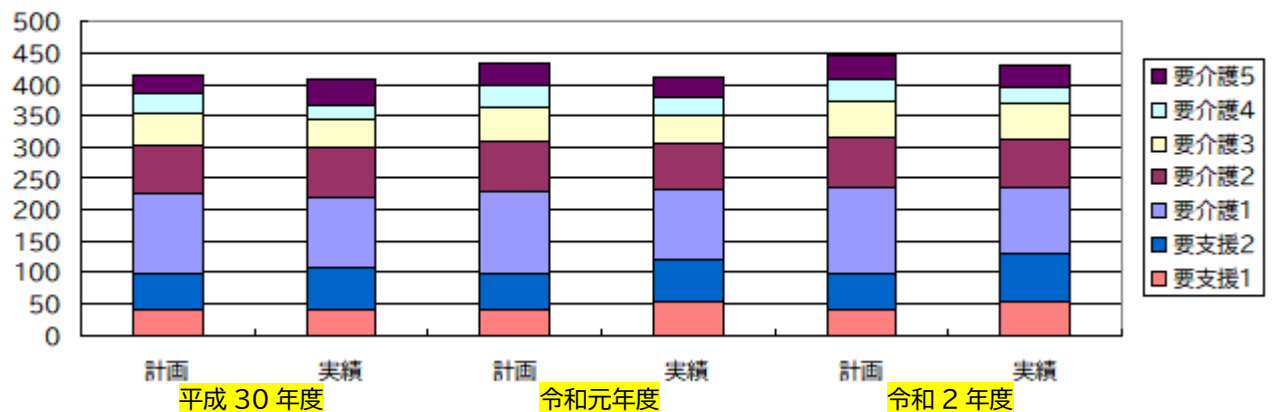
3 居宅サービス受給対象者の実績

平成28年3月より始まった介護予防・日常生活支援総合事業の影響により要支援1・2の受給者は減少していましたが、第7期計画期間においては増加傾向となっています。介護認定者数が、計画値を下回っているため、居宅サービス受給対象者も計画値を下回っております。

※要介護認定者数から次頁の施設・居住系サービス利用者数を除いた人数。ただし年度内で併用受給者あり

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
要支援1	41	40	40	53	41	53
要支援2	58	69	58	66	58	76
要介護1	125	108	130	112	134	105
要介護2	79	83	81	77	83	78
要介護3	50	44	56	43	59	59
要介護4	32	23	33	29	33	23
要介護5	30	42	34	30	37	35
合 計	415	409	432	410	445	429
計画達成率	98.55%		94.91%		96.40%	

居宅サービス受給者数



4 施設・居住系サービス受給者の実績

令和元年度途中から、やすらぎの苑と地域密着型特養えみあるの新規入所受入制限の影響により施設サービス受給者数は減少しています。町外の一部介護老人保健施設についても、人員体制を理由とした受入制限が一時的に生じていましたが、現在は解消されています。

(単位:人)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
特定施設入居者生活介護	6	6	6	7	7	7
小 計	6	6	6	7	7	7
認知型対応型共同生活介護	45	44	45	45	45	45
地域密着型特定施設入居者生活介護	20	19	20	20	20	21
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	25	24	25	23	26	20
小 計	90	87	90	88	91	86
老人福祉施設	74	76	76	71	76	58
老人保健施設	45	43	45	45	47	40
介護医療院	0	0	0	0	0	1
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
小 計	119	119	121	116	123	99
合 計	215	212	217	211	221	192
計 画 達 成 率	98.60%		97.26%		86.88%	

《特養・老健・介護医療院等介護度別内訳》

(単位:人)

区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
要介護1	5	8	4	6	4	5
要介護2	15	15	16	11	16	10
要介護3	24	25	24	25	24	21
要介護4	40	33	40	30	40	28
要介護5	35	38	37	44	39	35
合 計	119	119	121	116	123	99
計画達成率	97.03%		98.20%		79.67%	

※施設・居住系サービスサービス受給者における、要介護1～5の実績内訳

5 標準的居宅サービス対象者数の現状

平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行した結果、要支援1・2の受給者が減少していましたが、計画値よりも要支援区分の受給者数は増加しています。全体で見ると、居宅サービス対象者数は、ほぼ計画どおりの人数となっています。

(単位:人)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
要支援1	23	20	23	34	23	37
要支援2	46	46	46	51	46	60
要介護1	84	88	87	86	90	81
要介護2	71	80	72	66	74	77
要介護3	47	31	53	40	56	46
要介護4	21	16	21	21	21	17
要介護5	10	14	11	14	12	14
合 計	302	295	313	312	322	332
計画達成率	97.68%		99.6%		103.11%	

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合	56.14%	55.82%	54.39%	56.91%	53.77%	52.17%
施設・介護専用居住系サービス利用者数(人)	215	211	217	210	221	192
要介護2～5の人数(人)	383	378	399	369	411	368

6 斜里町の高齢者を取り巻く課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から

■調査の目的

本調査は、要介護状態になる前の高齢者リスクや社会参加状況を把握することにより、地域ニーズを把握し、第8期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査の対象

介護認定を受けていない65歳以上の者(要支援認定者は調査対象に含む)

■調査方法

郵送による調査票の配布・回収

■調査期間

令和2年2月5日～2月25日

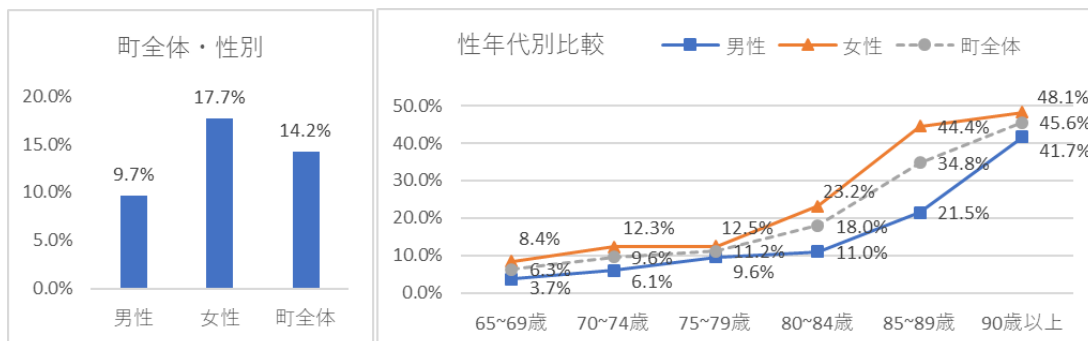
■調査票の回収数

回収2,253件(69.4%)

(ア) からだを動かすことについて

①運動機能リスクの保有者の割合

町全体で14.2%となっており、性別にみると、「女性」で割合が高くなっています。年代が上がるにつれてリスク保有者の割合が高くなる傾向が認められます。



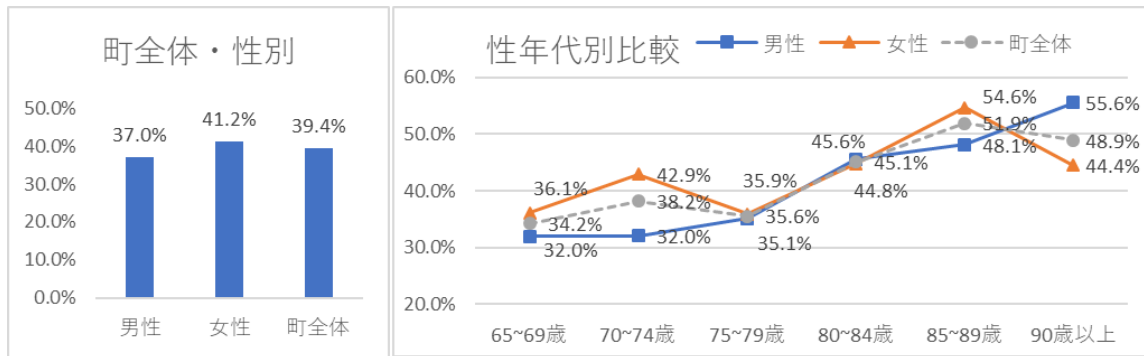
【評価・分析方法】

以下の5つの質問で網掛けに3つ以上該当する場合、運動機能リスク高齢者と判定されます

設問内容	配点と回答			
階段や手すりを壁を伝わずに昇っていますか	できるししている	できるけどしていない	できない	
椅子に座った状態から何にもつかまらずに立ち上がっていますか	できるししている	できるけどしていない	できない	
15分位続けて歩いていますか	できるししている	できるけどしていない	できない	
過去1年間に転んだことはありますか	何度もある	1度ある	ない	
転倒に対する不安は大きいですか	とても不安である	やや不安である	あまり不安ではない	不安ではない

②転倒リスク保有者の割合

町全体で39.4%となっており、性別による差は大きくありません。



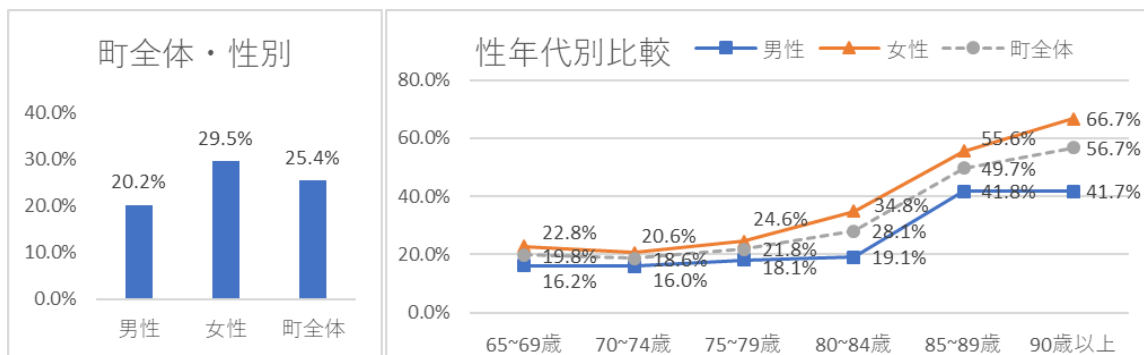
【評価・分析方法】

以下の質問で網掛けに該当した場合、転倒リスク高齢者と判定されます。

設問内容	配点と回答		
過去1年間に転んだことがありますか	何度もある	一度ある	ない

③閉じこもり傾向のある高齢者の割合

町全体で25.4%となっており、「女性」の割合が高くなっています。



【評価・分析方法】

以下の質問に対する回答結果により、網掛け部に該当すると閉じこもり傾向のある高齢者として推測されます。

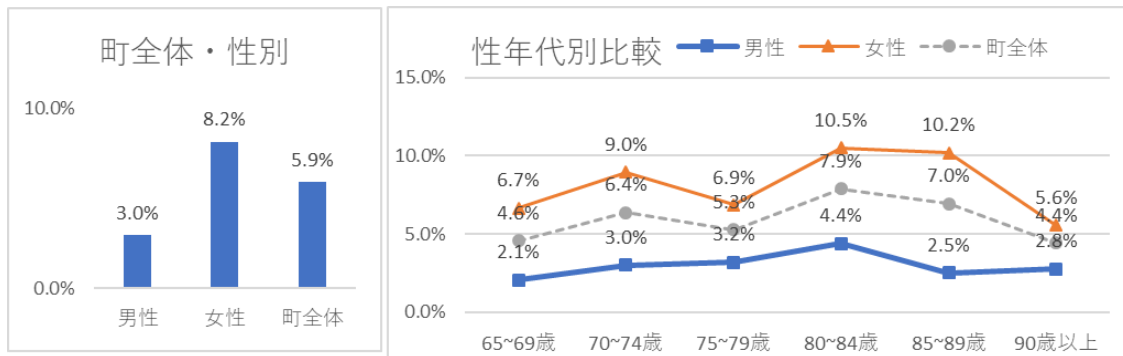
設問内容	配点と回答			
週1回以上は外出していますか	ほとんど外出しない	週1回	週2~4回	週5回以上

(イ)健康づくり・介護予防(食べること)について

①低栄養状態にある高齢者

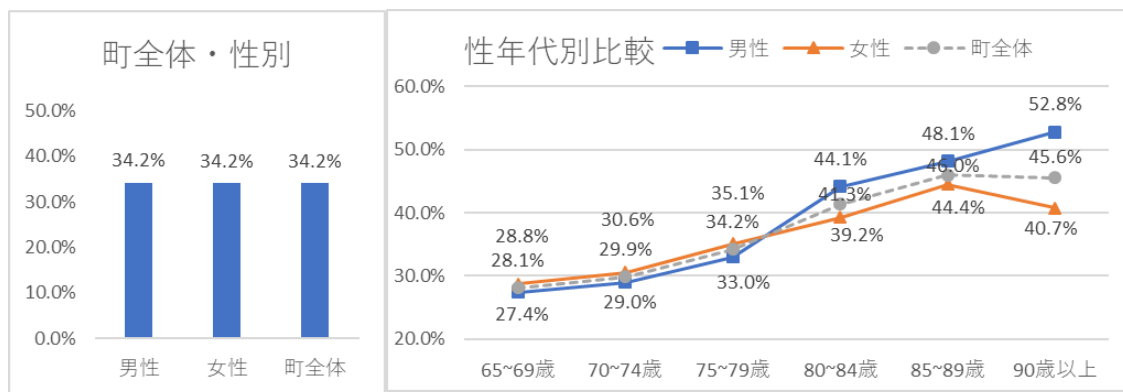
身長と体重から算出されるBMI(Body Mass Index、WHO で定められて肥満判定の国際基準)が18.5 以下の場合に加え、「6 ヶ月間で2～3 kgの体重減少があった」人を、低栄養状態にある高齢者として判定します。

低栄養状態にある高齢者の割合は、町全体で5.9%となっており、女性の割合が高い傾向にあります。



②口腔機能が低下している高齢者

町全体で34.2%となっており、年齢が増すにつれ「男性」の割合が高くなる傾向にあります。



【評価・分析方法】

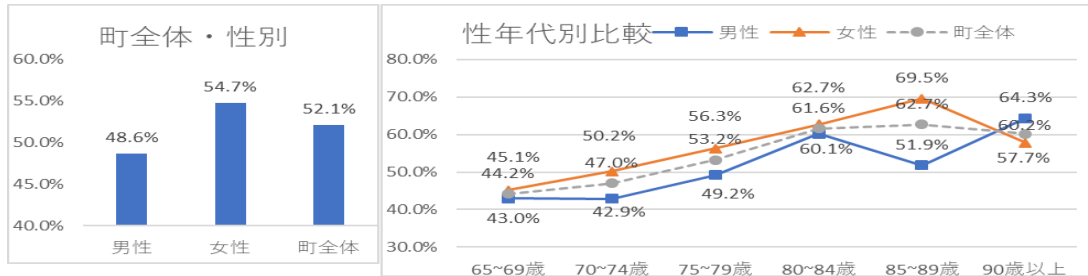
以下の設問で網掛けに2つ以上該当する場合に口腔機能が低下している高齢者と判定されます

設問内容	配点と回答	
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
口の渇きが気になりますか	はい	いいえ

(ウ)毎日の生活について

①認知症リスク保有者の割合

町全体で52.1%となっており、年齢とともに上昇する傾向にありますが、男性85～89歳、女性の90歳以上で割合が減少しています。



【評価・分析方法】

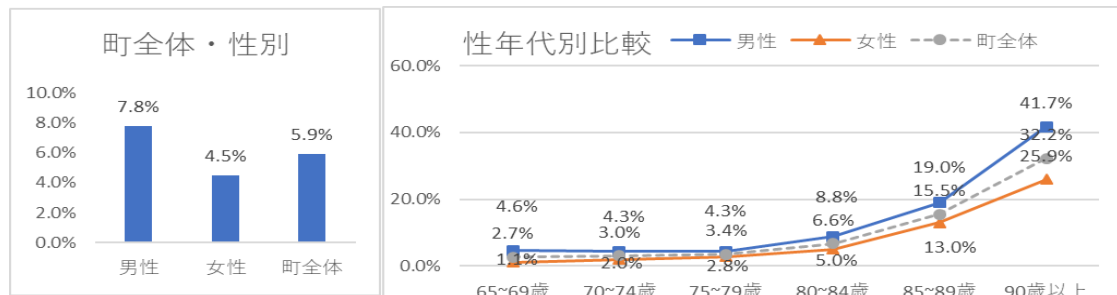
次の質問において1つでも網が付いた回答に該当された場合を、認知症リスク保有者として判定します。

設問内容	配点と回答	
もの忘れが多いと感じますか	はい	いいえ
自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ

②手段的自立度(IADL)低下者の割合

IADL とは、公共交通機関を使っての外出、食品・日用品の買い物、食事の用意、金銭の管理など日常生活を送るうえでの重要な行動をさします。

町全体では5.9%となっており、「男性」で割合が高くなっています。



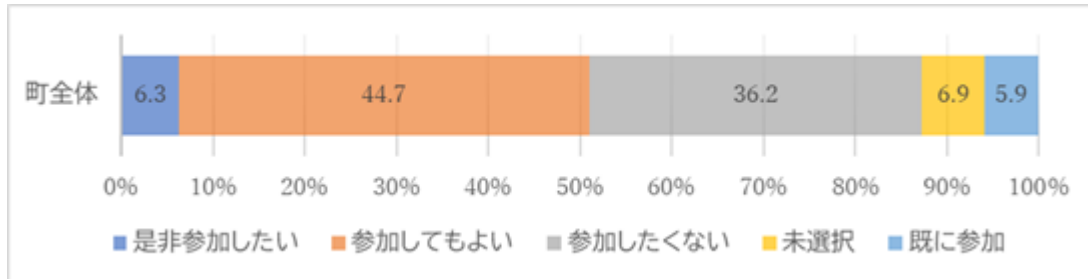
【評価・分析方法】

以下の質問で1つでも「できない」がある場合を、手段的自立度低下者として判定されます

設問内容	配点と回答		
バスや電車で一人で外出していますか (自家用車でも可)	できるし、している	できるけどしていない	できない
日用品の買い物をしていますか	できるし、している	できるけどしていない	できない
自分の食事の用意をしていますか	できるし、している	できるけどしていない	できない
請求書の支払いをしていますか	できるし、している	できるけどしていない	できない
預貯金のお出し入れをしていますか	できるし、している	できるけどしていない	できない

(エ)地域づくり・社会参加について

「地域活動に参加してみたいですか」の設問に対し、「参加してもよい」が44.7%で最も高く、これに「参加したくない」の36.2%が続いています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた『参加意向』を持っている人は51.0%となっています。



(2) 在宅介護実態調査結果から

■調査の目的

本調査は、要介護認定を受けられている方々の日頃の生活状況などを把握し、介護サービスのあり方を検討するため、第8期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査の対象

要介護1～5の認定を受けている在宅高齢者本人または主介護者

■調査方法

担当介護支援専門員による聞き取り調査

■調査期間

令和元年11月1日～令和2年2月末

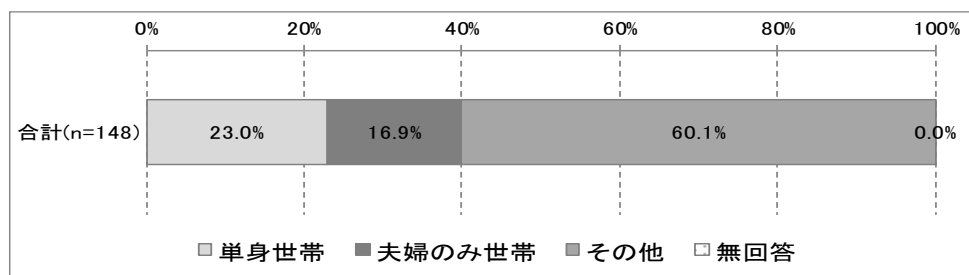
■調査票の回収数

回収183件(89.3%)

(ア)基本調査項目

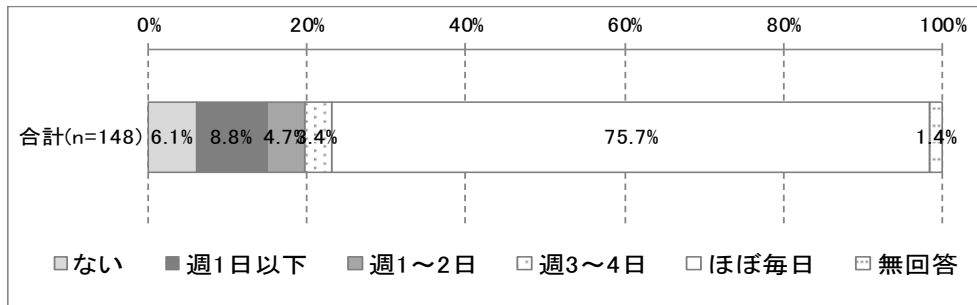
①世帯類型

「その他(二世帯世帯、三世帯世帯等)」の60.1%が最も高く、以下、「単身世帯」(23.0%)、「夫婦のみ世帯」(16.9%)の順となっています。



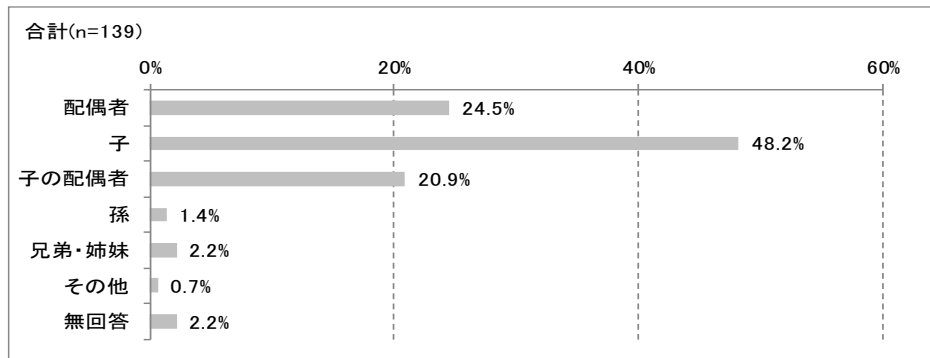
②家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日」が最も多く、全体の75.7%を占めています。



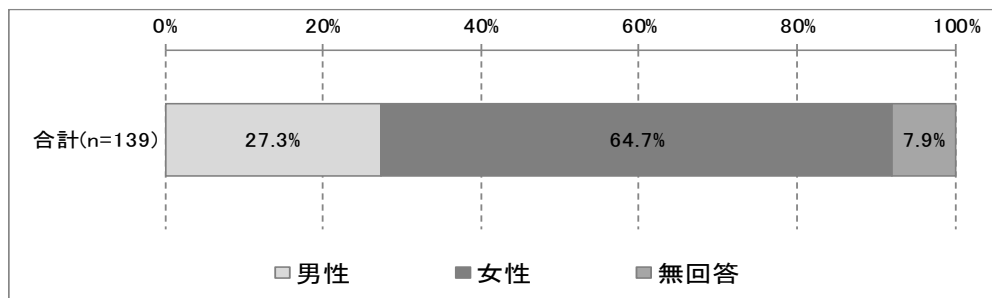
③主な介護者の本人との関係

「子」の48.2%が最も多く、以下「配偶者」(24.5%)、「子の配偶者」(20.9%)の順となっています。



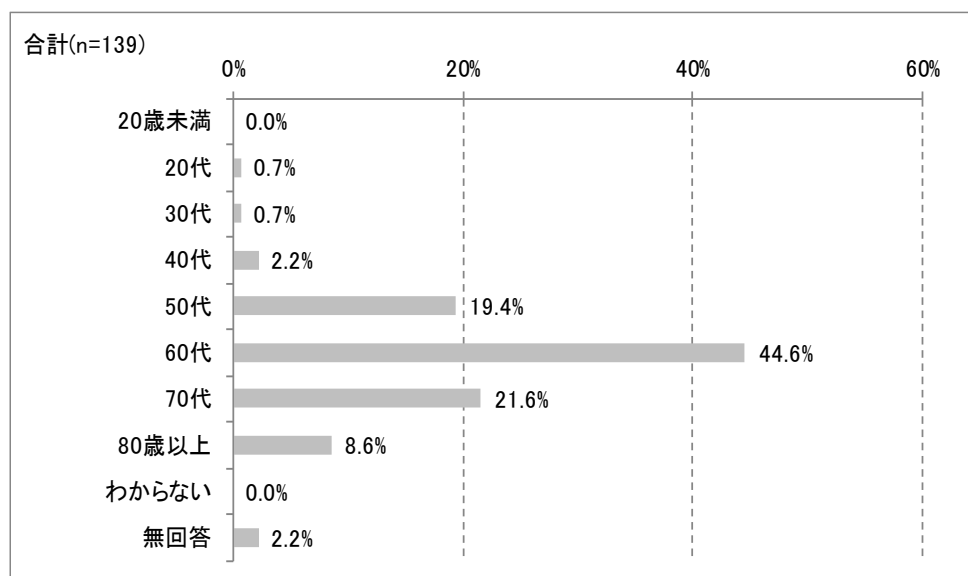
④主な介護者の性別

「女性」が全体の64.7%を占めています。



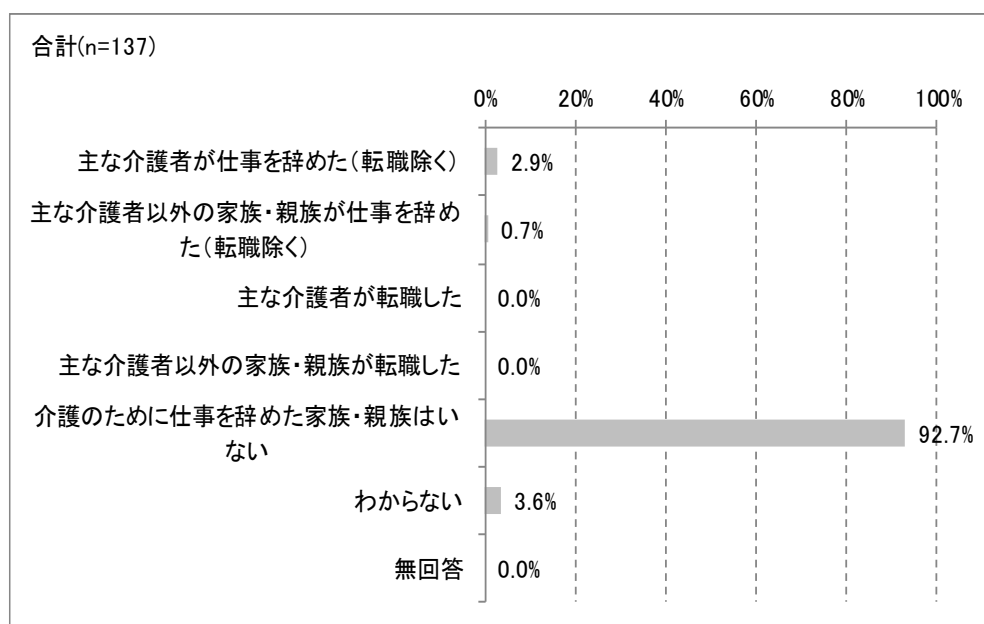
⑤主な介護者の年齢

「60代」の44.6%が最も多く、以下、「70代」、「50代」の順となっています。



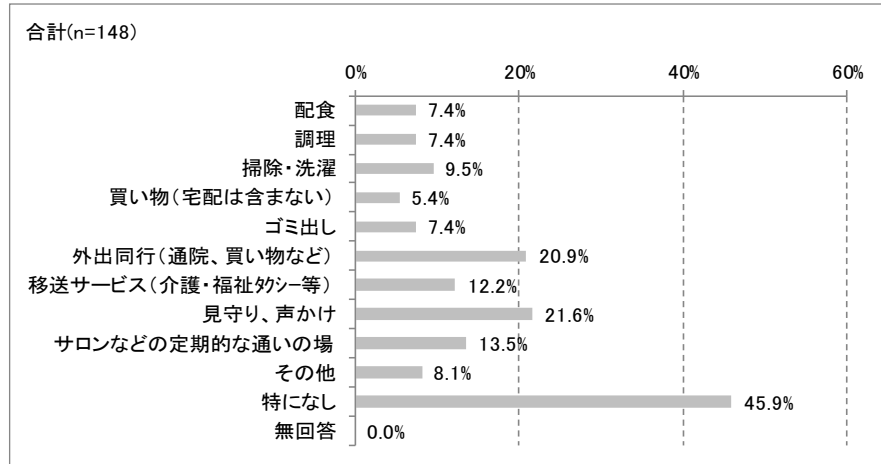
⑥介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の92.7%を占めています。



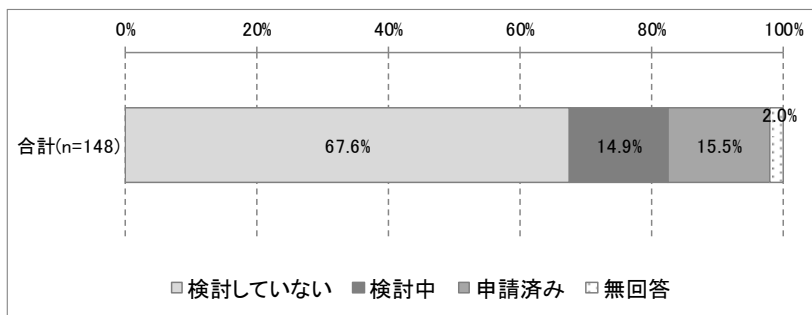
⑦ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス(複数回答)

「特になし」が45.9%で最も高くなっています。以下、「見守り・声かけ」(21.6%)、「外出同行」(20.9%)の順となっています。



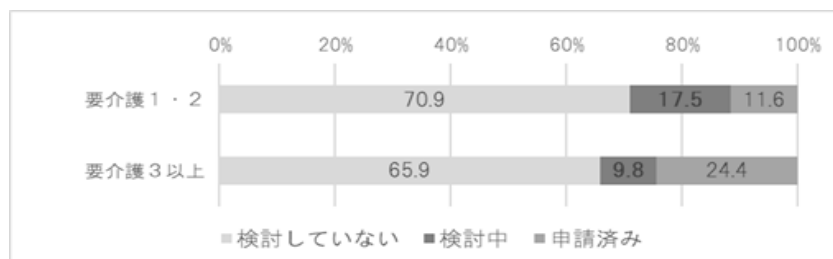
⑧ 施設等検討の状況

「検討していない」(67.6%)が最も高くなっています。

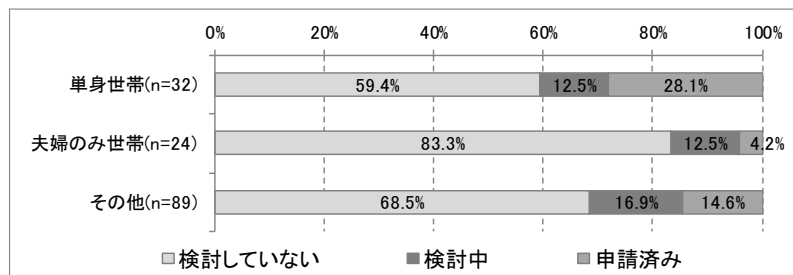


※施設等とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

〈要介護度別・施設等検討の状況〉



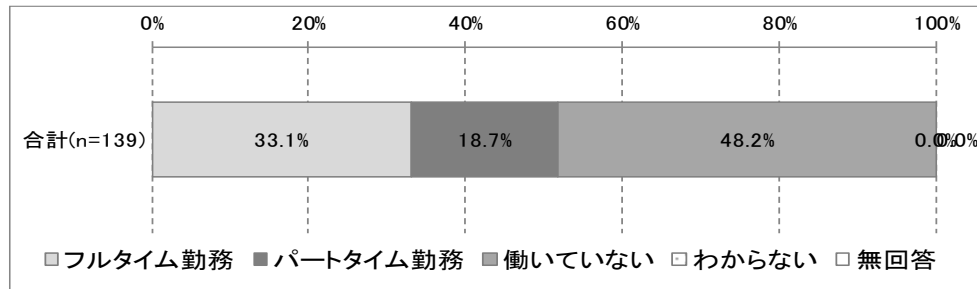
〈世帯類型別・施設等検討の状況〉



(イ)主な介護者の調査項目

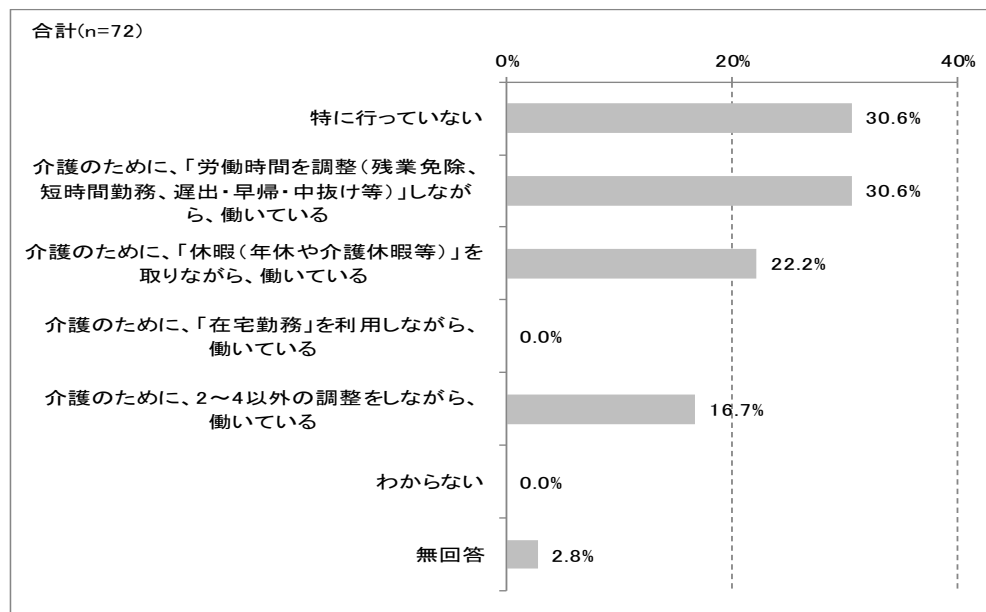
①主な介護者の勤務形態

「働いていない」の48.4%が最も高く、以下「フルタイム勤務」、「パートタイム勤務」の順となっています。



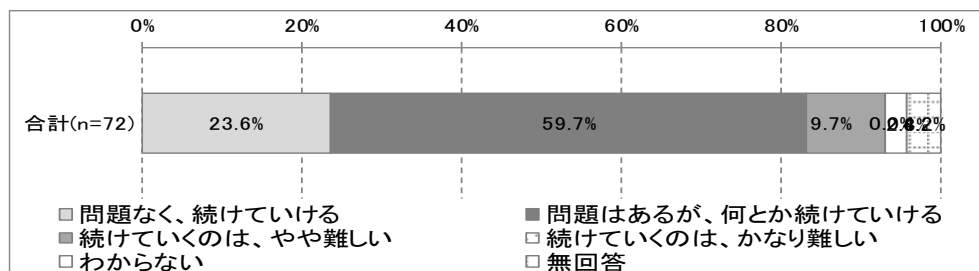
②主な介護者の方の働き方の調整の状況(複数回答)

「介護のために労働時間を調整しながら働いている」と「特に行っていない」が30.6%となっています。



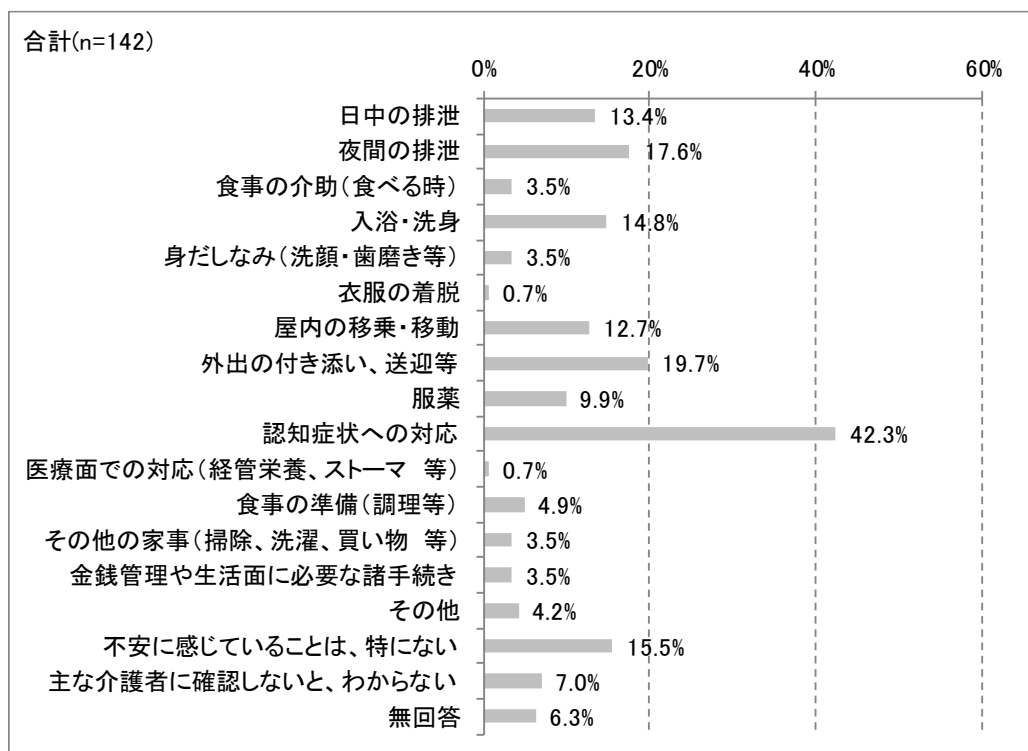
③主な介護者の就労継続の可否に係る意識

「問題なく、続けている」は23.6%で、7割を超える介護者が就労継続に何らかの問題を抱えている。



④今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」の42.3%が最も高く、「外出の付き添い、送迎等」19.7%、「夜間の排泄」17.6%の順となっています。



第3章

基本理念・基本目標

1 基本理念(めざすまちの姿)

団塊の世代が75歳以上となる2025年までに実現を目指すまちの姿として、以下の基本理念を掲げます。

いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまち
〈地域共生社会の実現のための地域包括ケアシステムの構築〉

町民自らが健康寿命の延伸に努め、年齢や世代、障がいの有無に関わらず、地域でいきいきと自分らしい生活を安心して続けられるよう、地域全体がお互いに支え合える包括的な支援体制(地域包括ケアシステム)が整ったまちをめざします。

基本理念を実現するため、地域に関わる人や組織が目標を共有し、適切な役割分担のもと、保健・医療・介護・福祉などの分野を超えて協働し、地域の実情に応じた地域共生社会の実現のための地域包括ケアシステムの整備に向けた取り組みを推進します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、地域包括ケアシステムの5つの要素である、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援に関する取り組みについて、以下の3つの基本目標にそって推進します。

基本目標Ⅰ（健康・予防）

Ⅰ 健康寿命を延伸する健康づくりの推進

高齢者が、自身の能力に応じて、心身ともに健やかな生活を営むことができるよう、自ら健康状態を把握し、健康増進を図ることを支援するとともに、高齢者が要介護状態等となることを予防し、状態の改善・悪化防止を図る介護予防・生活支援等を提供するなど、関係機関と連携・協働して多様な取り組みを展開します。

基本目標Ⅱ（連携・共生）

Ⅱ 多職種連携体制による地域包括ケアの充実

医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく、安心して暮らせるよう、医療と介護の連携強化を一層推進し、包括的な支援が提供されるよう体制の設備を推進します。また、認知症施策推進大綱に沿い、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。

基本目標Ⅲ（支え合い・安心）

Ⅲ 医療を含めた施設・在宅サービスを安心して利用できる仕組みづくり

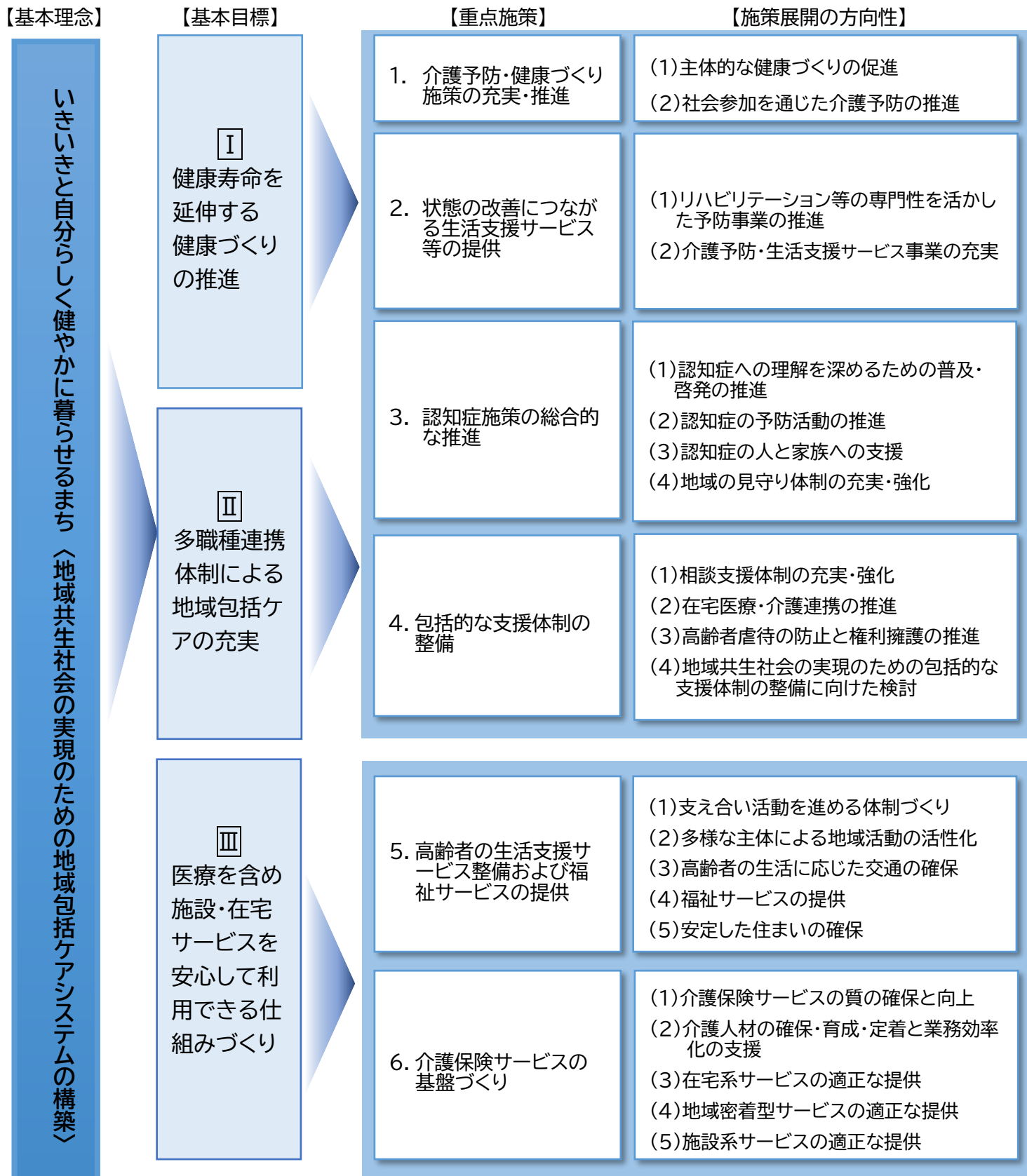
高齢者がこれまで培ってきた知識・経験・技能等を活かして、積極的に地域や職域に参加する生涯現役の社会づくりを進めます。高齢者自身も地域の担い手となり、互いに支え合う地域共生社会づくりを進めることにより、一人ひとりがいつまでも地域とつながり、自分らしくいきいきと活躍できる環境づくりに取り組みます。また、適切な介護サービスの提供・運営、さらには福祉サービスの提供について、本人の状態や希望、家族介護者の状況等に応じて、医療を含めた施設・在宅サービスをバランスよく安心して利用できる仕組みを構築します。

第4章

施策展開

1 施策体系図

基本的理念及び3つの基本目標の実現を図るため、次のとおり6つの重点施策を推進します。

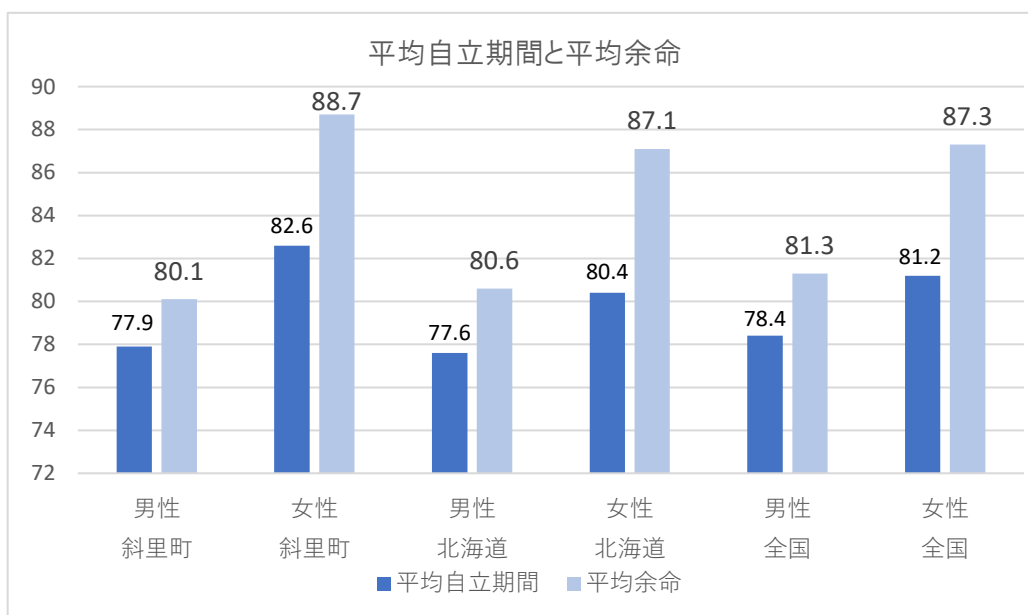


2 重点施策

重点施策1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

【現状と課題】

- ・斜里町の平均余命は平成30年統計で、男性80.1歳、女性88.7歳となっており、北海道と比較して男性は短く、女性は長くなっています。また、平均自立期間(要支援及び要介護認定を受けていない期間)は男性77.9歳、女性82.6歳と同様の傾向となっています。健康寿命と平均自立期間の差(日常生活に支援・介護を要する期間)は、男性で2.2歳、女性で6.1歳となっています。
- ・斜里町の介護認定率は北海道や全国と比べて低い状況で、軽度認定者の割合が低く、中重度認定者の割合が高い状況で、一人あたりの介護給付費が高くなっています。介護認定者の有病率は、糖尿病や脂質異常症、精神疾患や認知症の有病率が高くなっています。
- ・医療費においては、国民健康保険、後期高齢医療ともに一人あたりの医療費は低いものの、通院受診率の低さ、入院、通院の1日あたりの診療費が高いことは両医療保険に共通しています。後期高齢医療においてはその傾向がより顕著なことから、重症化してから受診に至っている可能性があります。疾病別医療費では、循環器系の疾患に次いで筋骨格系及び結合組織の疾患の割合が多く、病気の早期発見、早期治療と併せてフレイル(虚弱)予防対策が重要です。



【基本的な考え方】

- ・健康寿命の延伸に向けて、高齢者はもとより町民一人ひとりが、自ら健康状態の把握や健康の維持・増進に日頃から取り組むことを支援するとともに、健康づくりと介護予防を一体的に推進することで、効果的な介護予防の展開を目指します。
- ・高齢者が地域や社会へ積極的に参加できる機会を提供し、高齢者の仲間づくり、いきがいや健康づくりを推進することで、介護予防・認知症予防を図ります。

【施策の方向性】

(1)主体的な健康づくりの促進

- ・生活習慣病を予防するため、町民自らが身体・健康状態を意識できるよう、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を進めるとともに、健康診査の受診率を高めます。
- ・要介護の原因となる脳卒中予防や認知症予防のために、若い頃からの高血圧・糖尿病等の生活習慣病予防の取組を強化するとともに、運動習慣の定着化に向けた取り組みとして『しゃり健幸ポイント事業』を継続して実施します。

(2)社会参加を通じた介護予防の推進

- ・住民が主体となって運営する「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大し、地域全体で介護予防の取組が発展していくような地域づくりを推進します。
- ・高齢者がこれまで培ってきた知識や経験をいかし、地域や社会で役割をもって活躍できるよう、高齢者の就労や社会貢献を推進します。

【主な事業】

(1)主体的な健康づくりの推進

①ウォーキング健幸ポイント事業(しゃり健幸ポイント事業)							
概要	・生活習慣病や筋力低下等を予防するため、歩くことに対して、行政ポイントを付与することで、健康に無関心な層も含め、より多くの町民の健康づくりへの参加を促し、生活習慣の改善を図ります。						
現状	・18歳以上の町民を対象に、スマートフォンアプリや歩数計を用いて歩数を計測し、歩数に応じてポイント化しています。年間3, 200ポイントを上限にポテトカードポイントに交換します。						
方針	・より多くの町民が自らの身体・健康状態を意識し、健康づくりに取り組むきっかけとなるよう、毎年度ごとに評価・改善を繰り返し、持続可能な仕組み、事業を検討してきます。						
実績・目標値	表 事業参加者数						
		実 績			計 画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	18～64歳	—	353	360	370	380	400
	65～74歳	—	127	175	180	190	200
	75歳以上	—	177	161	180	190	200

②特定健康診査・特定保健指導事業	
概要	・町民が自らの身体・健康状態を意識できるよう、また、生活習慣病等の危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の日常生活を見直すことを目的として、国民健康保険被保険者に対して健診を実施しています。
現状	・健診は健診機関への委託実施とし、期間と場所を定めて、検診車を利用して一斉に実施する集団健診によるものと、町内外の医療機関で実施する個別健診による実施体制としています。 ・保健指導は、受診者の健診の結果を「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき、健康レベルごとに階層化し、別に定める基準に沿って指導を実施します。
方針	・生活習慣病予防は、現役世代からの運動や食事等の生活改善による発症予防及び重症化予防が重要であり、健康診査をきっかけに自らの健康状態を把握し、生活習慣の振り返りができるよう健診受診に結びつくような情報提供や保健指導を行います。

斜里町国民健康保険 第1期保健事業計画(データヘルス計画)により進捗管理されているため、本計画では実績・目標の記載は省略

③糖尿病性腎症重症化予防事業	
概要	・糖尿病が重症化するリスクの高い未受診・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち重症化するリスクの高い国保被保険者に対して、医療保険者と医療機関が連携して保健指導を行い、人工透析への移行防止を図ります。
現状	・医療保険者が国保データベースシステム(KDB)※によるレセプトデータや特定健診データ等から対象者を抽出し、未受診・治療中断者に対する受診勧奨や、保健師や管理栄養士がかかりつけ医と連携のもと保健指導を行います。
方針	・「斜里町糖尿病性腎症重症化予防プログラム(令和元年10月策定)」に基づき、医療機関未受診者・糖尿病治療中断者に対する受診勧奨、糖尿病性腎症等の通院者に対する保健指導を実施し、生活習慣病の適正な管理が行われるよう支援します。

斜里町国民健康保険 第1期保健事業計画(データヘルス計画)により進捗管理されているため、本計画では実績・目標の記載は省略

※国保データベースシステム(KDB):「医療(後期高齢者医療含む)」、「介護保険」、「特定健診、特定保健指導」等の情報を活用し、統計情報や個人の健康に関する情報を提供し、医療保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
概要	・後期高齢者医療広域連合からの受託に基づき、生活習慣病等の重症化を予防する取組(保健事業)と生活機能の低下を防止する取組(介護予防)を一体的に実施します。

現状	・国保データベースシステム(KDB)に盛り込まれている後期高齢医療被保険者一人ひとりの医療レセプトや健診、介護レセプト等の情報から個別支援の対象者を抽出し、個々の状況にあった支援を行います。 ・いきいき百歳体操を行っている会場において、フレイル予防等の健康教育・健康相談を実施します。また、フレイル予備軍等にある高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた支援を行うとともに、必要に応じて医療・介護サービスにつなげます。
方針	・個別支援として糖尿病性腎症重症化予防、栄養相談・指導、口腔相談・指導、重複頻回受診及び重複投薬者への相談・指導、生活習慣病重症化予防及び未受診者勧奨を実施します。また、通いの場等を積極的に活用し、健康教育・健康相談を実施します。

後期高齢保健事業計画により進捗管理されているため、本計画では実績・目標の記載は省略

⑤介護予防普及啓発事業																																																				
概要	・生活習慣病予防、介護予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、個人を取り巻く地域全体の健康づくりを推進します																																																			
現状	・町内の各種団体等からの依頼に基づき、介護予防・口腔ケア・栄養管理等に関する講座を通して、介護予防に関する知識の普及・啓発を行っています。 ・介護予防に関する実践の場として、ふれ愛サロンを運営しています(委託先:社会福祉協議会)。体操と交流の機会として多くの参加者に活用されています。																																																			
方針	・老人クラブや生きがい大学、いきいき百歳体操を行う“通いの場”等、高齢者が集う会場で、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。また、これと併せて介護サービスの利用方法や認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。																																																			
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="3">計 画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">介護予防講座</td><td>回数</td><td>52</td><td>44</td><td>33</td><td>35</td><td>40</td><td>45</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>845</td><td>755</td><td>610</td><td>650</td><td>700</td><td>750</td></tr> <tr> <td colspan="2">ふれ愛サロン</td><td>1,397</td><td>1,617</td><td>1,740</td><td>1,780</td><td>1,800</td><td>1,850</td></tr> <tr> <td colspan="2">ウトロふれ愛サロン</td><td>618</td><td>513</td><td>590</td><td>600</td><td>630</td><td>650</td></tr> </tbody> </table>									実 績			計 画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	介護予防講座	回数	52	44	33	35	40	45	人数	845	755	610	650	700	750	ふれ愛サロン		1,397	1,617	1,740	1,780	1,800	1,850	ウトロふれ愛サロン		618	513	590	600	630	650
		実 績			計 画																																															
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																																													
介護予防講座	回数	52	44	33	35	40	45																																													
	人数	845	755	610	650	700	750																																													
ふれ愛サロン		1,397	1,617	1,740	1,780	1,800	1,850																																													
ウトロふれ愛サロン		618	513	590	600	630	650																																													

(2)社会参加を通じた介護予防の推進

①通いの場の立ち上げ及び運営支援「いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操」							
概要	・「いきいき百歳体操」は、元気でいきいきと暮らしていくために必要な「歩く力」や「食べる力」などの生活機能の向上を目的に、ストレッチや筋力トレーニング(いきいき百歳体操)、口腔機能向上トレーニング(かみかみ百歳体操)を、DVD 映像を見ながら行う体操で、身近な場所で気軽に取り組むことができます ・この体操を中心とした「通いの場」の充実をめざし、活動開始時には保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が運営や体操の実施方法等について助言するとともに、その後も継続して活動支援を行います。						
現状	・この体操に取り組む住民団体は16団体(令和2年12月現在)、普及啓発事業で委託実施しているサロン事業を含めると町内18会場でこの体操が行われています。 ・活動意欲の向上や継続性のある活動となるよう、健幸ポイント事業による行政ポイント付与やリハビリ等専門職による実技指導、保健師等による健康講座等の支援を行っています。						
方針	・通いの場の拡大、充実を目指し、引き続き取り組んでいきます。						
実績・目標	表 いきいき百歳体操団体数						
		実 績			計 画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
		14	14	18	18	19	20

②いきいき百歳体操健幸ポイント事業(しゃり健幸ポイント事業)						
概要	・いきいき百歳体操の参加者及び運営のボランティア(サポーター)に行政ポイントを付与することで、新規参加者の拡大及び継続的な参加を促進し、健康寿命の延伸を図ります。					
現状	・令和元年7月に健幸ポイント事業を開始後、新たに4つの自治会等で取組が始まり、町内18会場で取り組まれています。 ・いきいき百歳体操への参加で年間2000ポイント、サポーター活動に1200ポイントを上限にポテトカードポイントに交換します。 ・令和元年2月以降、新型コロナウイルス感染症予防対策として、国や北海道の感染症対策の動向をもとに、活動を自粛する団体もあり、参加者数の減少がみられています。					
方針	・通いの場の参加者数は、2025年までに高齢者人口の8%とすることが国の目標値として示されていますが、斜里町においては令和2年度中に国の目標値を達成する見込みであることから、今後は参加者数の維持及び高齢者人口の10%の参加者数を目標に事業を推進します。 ・住民団体等が主体的に運営する『いきいき百歳体操』の側面的支援として健幸ポイント事業を継続し、高齢者が歩いて通える範囲にある“通いの場”を活用した介護予防活動を推進します。					

実績・目標	表 いきいき百歳体操健幸ポイント事業参加者数(人数/年)						
		実 績			計 画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	延人員	7,271	7,714	4,200	4,500	7,000	7,200
	実人員	284	295	320	320	380	380

③介護ボランティア健幸ポイント事業(しゃり健幸ポイント事業)

概要	・介護施設等でのボランティア活動に対し行政ポイントを付与することで、高齢者自身の介護予防と社会貢献、住民同士の助け合いや支え合い活動の促進を図ります。									
現状	・社会福祉協議会のボランティアセンターには数多くの登録者がいますが、ここ近年活動内容は縮小傾向にあります。 ・また、ボランティア活動をしたい方が「どこで活動したらよいかわからない」といった声を聞くこともありました。									
方針	・高齢者自身の健康寿命延伸を目的として、令和3年度よりしゃり健幸ポイント事業として、社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携のもと、事業を新規に開始します。									
実績・目標	表 介護ボランティア健幸ポイント事業参加者数 <table><tr><th colspan="3">計画</th></tr><tr><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>30</td><td>40</td><td>50</td></tr></table>	計画			R3	R4	R5	30	40	50
計画										
R3	R4	R5								
30	40	50								

④いきいきサロン推進事業

概要	・高齢者が身近で気軽に集まれる場所を確保する活動(サロン活動等)に対し、補助金を交付することで、高齢者の社会的孤立を防ぎ介護予防への取組を促進します。
現状	・各自治会や老人クラブにおいてサロン活動が行われていますが、取り組み状況は地区ごとに様々で、居住地区によっては、集いの場所がないところもあります。
方針	・自治会活動や老人クラブ活動においては、会費や助成金等によてい運営されていることから、既存団体にとらわれない、住民が主体的に運営する集いの場(体操、会食、茶話会、趣味活動等の活動)が充実されるよう、地域ニーズに沿った事業展開となるよう検討を進めます。

重点施策2 状態の改善につながる生活支援サービス等の提供

【現状と課題】

- ・斜里町の要支援者の状況をみると、掃除や洗濯、買い物等の生活行為(IADL)の低下により、週1回から2回程度の訪問サービス(ヘルパーサービス)を利用している方、入浴に支援が必要な方は通所サービス(デイサービス)を利用している方が多い状況です。
- ・今後、75歳以上の高齢者人口が増加することに伴い、多様な日常生活上の困りごとへの支援ニーズがますます増加することが見込まれます。
- ・生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足も懸念されており、生活支援ニーズに対するサービス提供を持続可能なものとするためには、多様な主体の協働のもとで様々な介護予防・生活支援の取組を充実させていくことが求められています。

【基本的な考え方】

- ・高齢化が進行する中、介護予防や状態改善に向けた取り組みは、これまで以上に重要性が高まっています。
- ・町民や事業者で、自立の理念や高齢者自らが予防・改善に取り組むという介護保険の考え方を共有し、高齢者一人ひとりの自立につながるケアプラン※の作成や、リハビリテーション専門職等※を活用した、状態改善に資する効果的なサービスの提供を進める必要があります。

※ ケアプラン:個々のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるようケアマネジャー(介護支援専門員)を中心に作成される介護計画のこと。①利用者のニーズ把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定という段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源も活用して作成される。

※ リハビリテーション専門職等:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に限らず、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にアプローチ可能な保健師や歯科衛生士、管理栄養士などを含める。

- ・高齢者の日常生活上の困りごとへの支援ニーズは多様化しており、専門的なサービスに加え、多様な主体が参画した、多様なサービスを充実することが求められています。要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるように、新たなサービスの提供体制の整備を推進します。

【施策の方向性】

(1)リハビリテーション等の専門性を活かした予防事業の推進

- ・地域における介護予防の取組を機能強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言するなど、介護予防の取組を総合的に支援します。

(2)介護予防・生活支援サービスの充実

- ・介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために支援するものであり、介護支援専門員等のケアマネジメント※能力の向上に向けて、リハビリ専門職等の適切な関与のもと地域ケア会議の充実を図ります。

- ・要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、多様な実施主体による多様なサービスが提供される体制を整備し、利用者の状態像に応じたサービスの利用を推進します。

※ ケアマネジメント：利用者の社会生活上のニーズと福祉や医療などのサービス（社会資源）とを適切につなぐ手法の総称

【主な事業】

(1)リハビリテーション等の専門性を活かした予防事業の推進

①地域リハビリテーション活動支援事業																																								
概要	・地域における介護予防の取組を機能強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言するなど、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。																																							
現状	・理学療法士や作業療法士、言語聴覚士のほか、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等の専門職が介護予防に関する支援を実施しています。 ・「いきいき百歳体操」を実施する団体に対する介護予防の取組への支援のほか、介護サービス事業所における介護職員等への技術的助言・指導を行っています。 ・自立支援型地域ケア会議へは、前述の専門職のほか、国保病院の医師や看護師、薬剤師の出席をいただいています。																																							
方針	・住民が主体的に運営する通いの場の普及拡大及び介護予防活動の効果的実施のための支援として、介護予防活動を展開する地域団体へリハビリテーション等の専門職を派遣します。 ・介護サービス事業所に従事する介護職員等を対象に介護予防に関する助言を行います。 ・地域ケア会議やサービス担当者会議においてケアマネジメント支援を行います。																																							
実績・目標値	(回／年) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通いの場等への支援</td><td>10</td><td>22</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr> <tr> <td>介護サービス事業所への支援</td><td>8</td><td>7</td><td>2</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr> <tr> <td>地域ケア会議等での助言</td><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>							実績			計画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	通いの場等への支援	10	22	30	30	30	30	介護サービス事業所への支援	8	7	2	25	25	25	地域ケア会議等での助言	5	4	2	10	10	10
	実績			計画																																				
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																																		
通いの場等への支援	10	22	30	30	30	30																																		
介護サービス事業所への支援	8	7	2	25	25	25																																		
地域ケア会議等での助言	5	4	2	10	10	10																																		

(2)介護予防・生活支援サービスの充実

①地域ケア会議	
概要	・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践力を高めるとともに、個別事例の課題分析等を積み重ね、地域課題の把握や地域づくり・資源開発、政策形成に結びつけることを目的として、地域ケア会議を実施します。

現状	・医療、介護等の専門職の他、民生委員や警察、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働し、個別事例の支援策の検討を行うことで、介護等が必要な高齢者を支える地域のネットワークづくりを行っています。 ・「自立支援型地域ケア個別会議」、「多職種協働型地域ケア個別会議」、「地域包括ケア推進会議」を実施しています。
方針	・多職種が協働して個別事例の支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を図ります。 ・地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、地域ケア個別会議において自立支援に向けた専門的助言をもらえる体制を構築します ・地域ケア個別会議等により把握した地域課題解決のための、地域づくり及び資源開発、施策立案に向けた会議として、地域包括支援センター運営協議会を位置づけ実施します。

②介護予防ケアマネジメント事業

概要	・介護予防ケアマネジメントは、要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他インフォーマルサービス※も含め、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行います。							
現状	・保健福祉課内に設置されている地域包括支援センターにおいて、要支援1・2認定者及び、総合事業対象者に対してのケアマネジメント支援を行っています。							
方針	・地域ケア会議等において多職種で事例検討を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図り、利用者の状態像に応じた適切なサービスにつなげるよう支援します。 ・今後も利用対象者の増加が見込まれるため、ケアマネジメントサービス提供体制の確保に向け検討します。							
実績・目標	(人／月)							
			実 績			計 画		
			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	利用 件数	総合事業	39	31	32	35	35	35
		介護予防支援	49	64	78	90	94	97

※ インフォーマルサービス:介護保険などの制度を使わないサービスで、NPO 法人やボランティアグループが行うサービス(有償・無償に関わらない)だけでなく、家族・親戚・近所の人の力も、インフォーマルサービスに含まれる

③介護予防訪問サービス																																								
概要	・要支援の認定を受けている人及び総合事業の対象者として該当した人が、このサービスを利用しています。 ・在宅において入浴、排泄、調理、掃除、その他の生活全般にわたる支援(生活援助)を受けることができます。																																							
現状	・従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを介護予防訪問サービスとして、引き続き実施しています。要支援者認定者等の多様な生活支援ニーズに対しては、現行サービスのみではニーズに応えきれない事例もあることから、多様な実施主体による多様なサービスの創出が求められます。																																							
方針	・従来のサービス提供を継続するとともに、多様な実施主体によるサービスの多様化を検討します。地域ささえあい推進会議(生活支援体制整備事業)において検討・協議を進め、新たなサービスの提供体制が整い次第、訪問型サービスとして事業を推進します。 ・利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、介護予防及び自立支援を目的としたサービス提供となるよう、自立支援型地域ケア個別会議にて事例検討を行います。 ・新たなサービスが創出された際、そのサービスが要介護認定者の生活支援につながると判断される場合には、本事業の利用が可能となるよう検討します。																																							
実績・目標	件数／月 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="3">計 画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防訪問介護</td><td>42</td><td>35</td><td>40</td><td>44</td><td>48</td><td>52</td></tr> <tr> <td>生活支援訪問サービス※</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="3">検討・協議</td></tr> <tr> <td>介護予防・移動支援サービス※</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="3">検討・協議</td></tr> </tbody> </table>							実 績			計 画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	介護予防訪問介護	42	35	40	44	48	52	生活支援訪問サービス※	—	—	—	検討・協議			介護予防・移動支援サービス※	—	—	—	検討・協議		
	実 績			計 画																																				
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																																		
介護予防訪問介護	42	35	40	44	48	52																																		
生活支援訪問サービス※	—	—	—	検討・協議																																				
介護予防・移動支援サービス※	—	—	—	検討・協議																																				

※ 生活支援訪問サービス：主に有償・無償のボランティア等により提供される生活支援。

※ 介護予防・移動支援サービス：主に有償・無償のボランティア等により提供される移動支援や移送前後の生活支援で、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援や通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が送迎への支援。

④介護予防通所サービス						
概要	・従来の介護予防通所介護に相当するサービスを介護予防通所サービスとして、引き続き実施しています。また、従来の介護予防通所介護の人員基準等を緩和した短時間の通所サービス「ふれ愛教室」実施しています。					
現状	・要支援の認定を受けている人及び総合事業対象者の認定を受けている人が、このサービスを利用しています。 ・長時間の利用や入浴介助等の専門的な支援が必要な場合はデイサービス、そうではない場合は「ふれ愛教室」と選択できるようサービスを創設しました。「ふれ愛教室」の利用者はサービス創設時より大きく減少しています。					

方針

- ・利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めるとともに、介護予防及び自立支援を目的としたサービス提供となるよう自立支援型地域ケア個別会議にて事例検討を行います。
- ・町内に「いきいき百歳体操」を行う通いの場が拡充され、身近な地域で交流や体操を行う機会が確保されたため、「ふれ愛教室」は令和2年度をもって廃止します。
- ・利用者の機能向上を目的として、リハビリ専門職により提供される通所サービスの実施に向け、関係機関と協議を進め、調整ができ次第実施します。
- ・新たなサービスが創出された際、そのサービスが要介護認定者の生活支援につながると判断される場合には、本事業の利用が可能となるよう検討します。

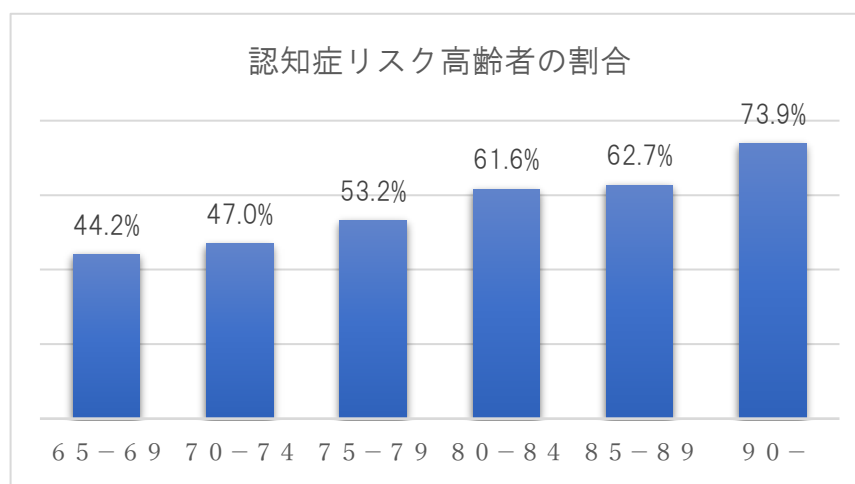
実績・目標

	実 績			計 画		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
介護予防通所介護(件数/月)	24	28	33	35	37	40
ふれ愛教室（実人数）	12	8	7			
短期集中型通所サービス				検討・協議		

重点施策3 認知症施策の総合的な推進

【現状と課題】

- ・斜里町の介護保険認定者のうち認知症高齢者数(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)は、令和2年9月末時点で476人であり、介護保険認定者の7割以上を占めています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、認知症のリスクを有する高齢者は1,150人であり、回答者の5割に達しています。年齢が増すにつれ、その割合は高くなっています。
- ・高齢化の進展に伴い、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯が増加することが予測されます。また、認知症有病率は加齢に伴い上昇することから、今後、ひとり暮らしの認知症高齢者や、本人も介護者も認知症である世帯の増加が懸念されます。
- ・在宅介護実態調査においては、介護者が今後の在宅生活の継続に向けて不安に感じることは「認知症状への対応」であり、在宅生活の継続に必要と感じる支援は「見守り、声かけ」となっています。



【基本的な考え方】

- ・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「予防」と「共生」を車の両輪として施策を推進します。
- ・認知症になっても本人の意思が尊重され、できるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人や家族が早期に気づき、早期の認知症診断につなげ、症状に応じて適切な医療・介護サービス等を切れ目なく提供できる体制づくりを関係機関と連携して進めてきます。
- ・本人や家族への支援を強化するとともに、認知症への理解者を増やし、地域住民、関係機関と連携して、地域の見守り・支援体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- ・認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成を進めます。
- ・認知症の人を適切な医療やケアにつなげるため、認知症の正しい知識や理解、早期発見・早期診断の重要性等について、普及啓発を行います。

(2)認知症の予防活動の推進

- ・運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、「重点施策1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進」を推進することで、認知症の予防活動を推進します。
- ・認知症の早期診断を促し、適切なケアにつなげ、認知症の進行を少しでも遅らせる取組として、認知機能検査の費用助成の実施に向け、国保病院地域連携室との協働で検討を進めます。

(3)認知症の人と家族への支援

- ・認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を充実し、介護の負担軽減を図ります。また、認知症の人やその家族の視点を施策等に反映させ、介護者のニーズに対応した事業展開を推進します。
- ・認知症の人や家族が地域で孤立することなく、安心して生活続けることができるよう、「通いの場」等で、認知症サポーター養成講座を開催するなど、安心できる居場所づくりを推進します。また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み『チームオレンジ』の早期整備を目指します。
- ・認知症であっても安心して外出できる生活環境の整備を推進することを目的として、認知症高齢者のための事故救済制度や運転免許証返納支援制度等の創設を検討します。

(4)地域の見守り体制の充実・強化

- ・徘徊等で行方不明になった時の早期発見や事故の未然防止を図るために、地域での見守り・支援体制を充実します。また、認知症等で判断力が低下し、車の運転に不安のある方の免許証返納を推進します。
- ・判断能力が十分ではない認知症高齢者等の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進へ向けた取り組みを実施します。

【主な事業】

(1)認知症への理解を深めるための普及

①認知症サポーター養成講座	
概要	・認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、応援者となる認知症サポーターを養成します。
現状	・地域包括支援センターを事務局として、団体からの依頼を受けて、キャラバンメイト※が講師として講座を実施しています。
方針	・認知症に関する正しい知識を持った認知症サポーターを養成していきます。 ・団体からの依頼の他、広く町民向けに講座を開催するなど、サポーターの養成を図ります。 ・認知症の普及啓発をねらいとするサポーター養成講座とその後地域で活動できるサポーターの育成を目的とした「認知症サポーターステップアップ講座」の開催により、後述する「チームオレンジ」の設置促進を図ります。

実績・目標	(累計人数)	実績			計画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	認知症サポーター養成数	1,567	1,850	1,900	2,000	2,100	2,200
	ステップアップ講座受講数	—	—	—	検討	20	20

※ キャラバンメイト:「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める者。キャラバンメイト養成研修を受講する必要がある。

②介護予防普及啓発事業【施策1(2)④再掲】

概要	介護予防に関する地域の普及啓発と併せて、認知症ケアパス※を活用して、認知症の正しい知識の普及啓発や、状態に応じた医療や介護サービスの流れについての普及を図ります。
----	---

※ 認知症ケアパス: 認知症が心配になったり、診断されたとき、住み慣れた地域での暮らしを続けるために、症状の変化に合わせて、どのようなサービスや支援があるのかをまとめたもの。

(2)認知症の予防活動の推進

①介護予防・健康づくりの施策の充実・促進【施策1再掲】

概要	介護予防・健康づくり活動を推進することで、認知症の予防活動を推進します。
----	--------------------------------------

②認知機能検査費用助成事業

概要	・認知症の早期診断・早期対応を図るため、65 歳以上の町民を対象に認知機能検査にかかる費用の助成を行います。
現状	・認知症の相談は年々増加傾向にあり、相談対象者の多くは中重度の認知症で、周辺症状(行動・心理症状)により介護者が対応に苦慮していたり、近隣住民とのトラブルへの相談支援となっています。 ・令和元年5月に斜里町国保病院に「認知症外来」が開設され、遠方まで行かずに町内で認知症についての医療的な相談ができるようになりました。
方針	・認知症高齢者数は今後も増加が予測されることから、早期受診を推奨し、個々の状況に応じた相談支援につなげ、病気の進行が少しでも緩和となるよう努めます。 ・斜里町国民健康保険病院 地域連携室及び認知症サポート医※と連携のもと、認知機能検査の早期実施に向けて協議を進め、体制が整い次第開始します。

※ 認知症サポート医: 地域における認知症の医療・介護などがスムーズに連携し、機能するようにサポートする高い専門性を持った医師

(3) 認知症の人と家族への支援

①認知症総合相談窓口の設置・周知	
概要	・町民が認知症に関する悩みを気軽に相談できる窓口を設置し、認知症に関する相談体制を構築します。
現状	・地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として設置・運営していますが、認知症に関する相談窓口としての町民の認知度は低い状況です。
方針	・地域包括支援センターには、保健師等の専門職が配置されており、また、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームも設置されていることから、地域包括支援センターを「認知症総合相談窓口」とし、認知症の予防から介護まで一体的に相談支援を実施します。 ・広報やホームページへの掲載、百歳体操等集会でのチラシの配布を行い「認知症総合相談窓口」の認知度を高めていきます。 ・相談受付後、医療機関や介護等の関係機関、認知症初期集中支援チームなど必要と考えられる機関との連携によるサポートや調整などの支援を行います。

②認知症地域支援・ケア向上事業	
概要	・医療と介護の連携強化や、地域における支援体制を構築することを目的に、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置しています。
現状	・認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、地域の支援機関と連携しながら活動しています。
方針	・認知症地域支援推進員を中心に認知症の正しい知識の啓発を行い、医療機関・介護等の連携強化に努めます。 ・認知症の人やその家族等への相談支援を実施します。 ・認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症の人の家族向けの介護教室等を開催します。

③認知症初期集中支援事業	
概要	・認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症の人やその家族を支援する認知症初期集中支援チーム(以下、「支援チーム」という)を設置しています。
現状	・医療及び介護・福祉の専門職と認知症サポート医で構成される支援チームを設置し、認知症や認知症が疑われる人とその家族への支援を実施しています。
方針	・認知症の人やその家族に対して医療機関や介護等関係機関と連携し状態に応じた適切なサポートを受けられるよう支援を行います。 ・町民への周知方法や活動体制の見直し等、町全体の認知症施策をチーム員会議等で検討していきます。

実績・目標	表 認知症初期集中支援チーム対応件数()は医療につながった件数)					
	実績			計画		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	4(4)	7(6)	8(5)	10	10	10

④地域ケア会議(重点施策2(2)①再掲)

概要	多職種協働型地域ケア個別会議において、関係者と事例検討することで、認知症の人と家族への支援のネットワーク強化を図ります。
----	--

(4)地域の見守り体制の充実・強化

①認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

概要	・認知症の症状により自宅へ帰れなくなる可能性のある高齢者について事前登録を行い、行方不明時に、協力機関との連携により、できるだけ早く発見・保護するための仕組みです。						
現状	・認知症の人が行方不明になった時に、早期発見・保護ができるよう『ほっとメール@しゃり』にて搜索依頼のメールを配信しています。 ※『ほっとメール@しゃり』登録者数 4, 516人(R2.11.13 現在)						
方針	・行方不明になった際に速やかにメール配信ができるよう、行方不明になる不安のある高齢者の方の事前登録を進めます。						
実績・目標							
		実 績			計 画		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	
	事前登録数	28	29	28	40	40	40
	搜索メール配信数	1	3	1	—	—	—

②認知症事故救済事業

概要	・認知症と診断された方(ご家族が監督責任を負った場合も含みます)が、事故で損害賠償責任を負った場合(自動車事故は対象外)に救済する賠償責任保険に町が加入し、その保険料を町が負担します。
現状	・認知症施策の先進自治体において、早期診断の促進や行方不明時の搜索等と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援する取り組みが始まっています。
方針	・事故救済制度に町が契約者として加入することで、認知症の人の保険加入を促進し、認知症になっても安心して外出できる町づくりを推進します。 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業の事前登録者を対象に、賠償責任保険の保険料の全額を町が負担します。

③認知症の人のための運転免許証返納等支援事業	
概要	・認知機能検査費用助成事業において「認知症」あるいは「軽度認知障害」と診断された人の運転免許証の自主返納を支援し、認知症等の人の交通手段の確保を支援すると同時に、交通安全の確保を推進します。
現状	・高齢運転者の交通事故が全国各地で多発しております。町内においては、自動車運転に不安を抱えながらも、交通の不便等を理由に、運転を続けている高齢者が多くいる状況です。
方針	・認知機能検査において「認知症」あるいは「軽度認知障害」の診断を受けた人の運転免許証の自主返納を推進し、交通の確保への支援を検討し、体制が整い次第実施します。 ・認知機能検査において「ドライバー講習の受講が望ましい」と判断された人に対する受講費用の助成を検討し、体制が整い次第実施します。

④認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
概要	・認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ※）を構築し、認知症施策推進大綱に掲げられた「共生」の地域づくりを推進します。											
現状	・令和2年度より、チームオレンジコーディネーター※を配置し（認知症地域支援推進員との兼務）、認知症の人やその家族の支援ニーズを把握するための情報収集や分析を行っています。											
方針	・地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズを把握するための情報収集や分析を行い、チームオレンジの立ち上げに向けた準備を進めます。 ・認知症サポーターのステップアップ講座の企画や受講勧奨などを実施し、その講座を受講した認知症サポーター等によるチームオレンジの編成を図ります。 ・自治会や民児協、ボランティア団体、介護サービス事業所等の多様な関係機関と連携・協働により事業を推進します。											
実績・目標	表 チームオレンジの設置数 <table><tr><th colspan="3">計 画</th></tr><tr><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>企画・準備</td><td>1</td><td>3</td></tr></table>			計 画			R3	R4	R5	企画・準備	1	3
計 画												
R3	R4	R5										
企画・準備	1	3										

※ チームオレンジによる支援の例：外出支援、見守り・声掛け、話し相手等の対人援助や、単身高齢者が多く暮らす地域を定期的に巡回するなど、地域のニーズに応じて柔軟に設定することとされています。

※ チームオレンジコーディネーター：地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、その運営を支援するコーディネーターのこと

⑤成年後見制度利用促進事業																																															
概要	・成年後見制度※の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を行います。																																														
現状	・利用が必要と思われる高齢者の家族等に、制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を実施しています。申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要を求める場合、町長申立てにつなげます。 ・制度利用に際し、申立て費用や成年後見人等に対する報酬の支払いが困難と認められる場合には、その費用を助成します。																																														
方針	・権利擁護を必要とする高齢者やその家族が、成年後見制度を有効に活用できるよう引き続き支援します。																																														
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="3">計 画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立支援件数</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>町長申立件数</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>費用助成件数</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>助成額</td><td>39 千円</td><td>322 千円</td><td>580 千円</td><td>580 千円</td><td>580 千円</td><td>580 千円</td></tr> </tbody> </table>							実 績			計 画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	申立支援件数	2	2	1	2	2	2	町長申立件数	2	1	1	1	1	1	費用助成件数	2	3	3	2	2	2	助成額	39 千円	322 千円	580 千円	580 千円	580 千円	580 千円
	実 績			計 画																																											
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																																									
申立支援件数	2	2	1	2	2	2																																									
町長申立件数	2	1	1	1	1	1																																									
費用助成件数	2	3	3	2	2	2																																									
助成額	39 千円	322 千円	580 千円	580 千円	580 千円	580 千円																																									

※ 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度

重点施策4 包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

- ・地域のつながりの希薄化が懸念される中、買い物や通院のための外出・移動、ゴミ出し、除雪など、日常生活の困りごとにより、高齢者が地域で自立した生活を送ることが困難になる事例が散見しています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者の個々のニーズに応じた相談支援体制が構築される必要があります。
- ・近年、相談者の抱える課題が複雑化・多様化しており、特に8050問題※が顕在化しています。必要な医療や生活支援に繋がっていない高齢者とその子ども、親の年金に頼って生計を立てる子ども等、親なき後を視野に入れた子どもへの支援が求められています。

※ 8050 問題:「80 代」の親が「50 代」の子どもと同居して経済的支援する状態をなぞらえた中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉。

- ・団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には、医療・介護需要の急激な増加が見込まれ、さらに80歳代からは要介護認定率が急激に上昇するため、令和7年以降は中重度の医療・介護需要の増加が予測されます。在宅医療・介護を支える多職種連携を一層推進し、適切なケアが提供される相談支援体制の整備を進める必要があります。

【基本的な考え方】

- ・地域包括ケアシステムの推進にあたっては、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たす地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要であり、相談体制の充実・強化や、関係機関との連携のあり方等について検討し、必要な見直しを行います。
- ・在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携のための体制の充実を図ります。
- ・複合化・複雑化した課題を抱える高齢者や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、世代の枠を超えた相談窓口の設置を検討します。

【施策の方向性】

(1) 相談支援体制の充実・強化

- ・地域における高齢者の包括的な支援の中心となる地域包括支援センターの体制の充実や、業務の重点化について、現在の業務や今後対応すべき課題について検討し、地域包括支援センターの体制強化につなげます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- ・高齢者ができる限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医師、看護師、介護支援専門員等の多職種連携を一層強化し、退院から日常の療養、急変時の対応、看取り等、在宅を中心として本人と家族を切れ目なく支援できる体制の充実に向けた取り組みを推進します。

(3)高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

・関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、迅速な対応・支援のための体制を強化する とともに、成年後見制度の利用促進を図るなど、権利擁護が必要な高齢者への支援を実施します。

(4)地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の整備に向けた検討

・高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者など、年齢や属性などにより、それぞれ別の制度のもと支援が展開されています。その一方で、個人や世帯の抱える課題は、複雑・多様化しており、分野を超えた相談支援体制の早期構築に向けた検討を進めます。

【主な事業】

(1)相談支援体制の充実・強化

①地域包括支援センターの設置・運営	
概要	・地域で暮らす高齢者とその家族を保健・医療・福祉の様々な面から、総合的に支える機関として、地域包括支援センター(以下、「センター」という。)を設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置します。
現状	・斜里町では、保健福祉課内にセンターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員・看護師を配置しています。 ・センターでは(1)総合相談支援業務、(2)権利擁護業務、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、及び(4)介護予防支援事業を一体的に実施するほか、(5)在宅医療・介護連携推進事業、(6)生活支援体制整備事業、(7)認知症総合支援事業を実施しています。 地域の高齢者や民生委員、医療機関等から様々な相談を受け付け、必要なサービスや制度を紹介し、専門機関に繋ぐなどの支援を行っています。
方針	・センターに配置を義務付けられている3職種その他、業務遂行に必要な専門職を配置します。 ・継続的に安定した事業実施につなげるため、国の示す指標を活用し、適切に事業評価を行うことで、定期的に事業の見直しを行い、センターの機能強化を図ります。

(2)在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携推進事業																																	
概要	・在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携にかかる課題を整理し、課題の解決に向けた対応策を実施します。																																
現状	・センターに連携を支援する相談窓口を設置し、住民等からの様々な相談と併せて(センター総合相談業務)、関係機関からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応しています。 ・網走地域として広域で取り組むことが必要な内容については「北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会 網走地域多職種連携チーム」で協議し取り組んでいます。																																
方針	・医療・介護関係者が在宅医療・介護連携について相談できる窓口を設置します。 ・住民や医療・介護関係者が在宅医療と介護に関する理解を深め、在宅療養を必要とする人とその家族等が、適切なサービスを選択できるように普及啓発を推進します。 ・医療と介護の連携推進事業の実施にあたっては、地域支援事業に基づく認知症総合支援事業や生活支援体制整備事業等の他の施策との連携・調整を進め、会議や研修、普及啓発等の合同開催などで一体的な運用を図り、効率的な事業実施に努めます。																																
実績・目標	<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="3">計 画</th></tr><tr><th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>ア)在宅医療・介護連携相談窓口の設置及び運営</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>イ)住民を対象にした講座の開催</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr></table>							実 績			計 画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	ア)在宅医療・介護連携相談窓口の設置及び運営	—	—	—	—	—	—	イ)住民を対象にした講座の開催	—	—	—	10	10	10
	実 績			計 画																													
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																											
ア)在宅医療・介護連携相談窓口の設置及び運営	—	—	—	—	—	—																											
イ)住民を対象にした講座の開催	—	—	—	10	10	10																											
※イについては、重点施策1—(2)—⑤介護予防普及啓発事業の中で一体的に実施する																																	

(3)高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

①成年後見制度の活用促進事業(重点施策3(4)⑤再掲)	
概要	・成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を行います。

②高齢者虐待への対応	
概要	・高齢者虐待に関する相談・通報等があった場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を進めます。
現状	・社会福祉士等の専門職を中心に、高齢者の安全の確保を第一優先に介入し、養護者の負担軽減等についてケアマネジャー等と連携し、虐待要因の解消に向けた支援を行います。

方針	・関係機関と連携した早期発見・対応や、地域ケア会議を活用し、困難ケースの処遇検討等を通して、虐待の未然防止に努めます。					
実績・目標		実績			計画	
		H30	R1	R2見込	R3	R4
	虐待相談	0	1	2	—	—
	虐待による措置	0	1	1	—	—

(4)地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の整備に向けた検討

①分野を超えた相談支援体制の構築に向けた検討	
概要	・町民の複雑・多様化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築を推進するため、(1)断らない相談支援、(2)参加支援、(3)地域づくりに向けた支援、これら3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施が、地域共生社会の実現を図る上で求められています。
現状	・高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者など、年齢や属性などにより、それぞれ別の制度のもと支援が展開されています。その一方で、個人や世帯の抱える課題は、複雑・多様化しており、8050世帯など複雑化した課題が顕在化してきています。
方針	・介護(地域支援事業)、障がい(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立支援相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず、制度の狭間や世帯の課題などの複合的、分野横断的な課題も含めて包括的に対応する相談窓口の設置を検討します。

重点施策5 高齢者生活支援サービス整備及び福祉サービスの提供

【現状と課題】

- ・今後、斜里町の後期高齢者人口が増加することに伴い、福祉サービス等の利用者数は増加することが見込まれることから、サービスを提供する各関係機関は連携を深め、サービスの質の向上が求められます。
- ・高齢者が買い物や通院などの日常生活を送る際には、町内巡回バスなどの公共交通機関の利用が必要となりますが、身体状況により公共交通機関の利用ができない方でも気軽に安心して利用できる交通機関の確保をすることが必要になっています。

【基本的な考え方】

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、高齢者自身を含めた地域住民や、ボランティア・NPO、医療・介護等の関係機関・事業所等が、それぞれの特性を活かしながら有機的に連携・協働し、高齢者の日常生活を支え・見守る体制の充実を図り、生活支援・介護予防サービスの整備を行います。
- ・自立者から要介護状態の高齢者やその家族を対象に、高齢者の衛生的な生活環境づくりや経済的支援ならびに介護者の経済的・精神的負担の軽減を図り、より良い環境で安心した生活を送るため、福祉サービスの提供体制を確保し、高齢者の暮らしを包括的に支えます。

【施策の方向性】

(1) 支え合い活動を進める体制づくり

- ・地域づくりの重要性の普及啓発や、地域課題、先行事例の一層の見える化を進め、「地域ささえあい推進会議」での協議を通じて、地域のささえあい活動のすそ野を広げます。
- ・地域づくりに係る庁内関係部署や関係機関が組織横断的な体制の下、地域の情報を共有し、施策・事業を効果的に連動させながら、ささえあいの地域づくりを推進します。

(2) 多様な主体による地域活動の活性化

- ・地域住民や地域の各種団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・介護等の関係機関・事業者等によるそれぞれの地域の見守り、支えあい活動を活性化し、高齢者が安心・安全に暮らせる地域づくりを進めます。

(3) 高齢者の生活に応じた交通の確保

- ・高齢になっても障害があっても、いままで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、通院・買い物などに伴う「移動・外出」が欠かせません。安全で利用しやすい移動手段の確保に向け、公共交通担当部局等と連携し、高齢者等に対する支援施策を検討します。

(4) 福祉サービスの提供

- ・高齢者と高齢者を支える家族等がより良い環境で安心した生活を送ることができるよう、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援サービス事業を補う生活支援として、福祉サービスを提供します。

(5)安定した住まいの確保

- ・家族の介護が困難で生活に不安を感じている高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送られるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ります。

【主な事業】

(1)支え合い活動を進める体制づくり

①生活支援体制整備事業	
概要	・元気な高齢者をはじめ、地域住民、ボランティア・NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による日常生活の支援体制の充実・強化を図り、高齢者を支える地域づくりを進めます。
現状	【生活支援コーディネーターの配置】 ・平成 29 年度から、地域の実情を踏まえた自主的な取組を促進し、地域課題や目指す地域像を共有するため、「生活支援コーディネーター」を配置し、社会資源調査、資源の見える化、資源の開発、関係者間とのネットワーク構築、必要とされる支援ニーズと取り組みのマッチングを行っています。 【地域ささえあい推進会議(協議体)の設置】 ・「地域ささえあい推進会議」を設置し、必要な活動等について地域住民や各種団体、民間事業者、専門職等の多様な主体が参加して話し合いを行い、情報共有・連携強化を図っています。
方針	・既存の地域の自主的な活動や取組、既にある地域資源を活用し、多様な主体による多様な支え合いの体制づくりを推進します。 ・身近な生活圏域での通いの場づくりや見守り、生活支援活動などの取組が展開できるよう、住民支援や環境整備の一環として、担い手の掘り起こしや養成、地域ニーズに応じた人材のマッチングができる仕組みづくりを行います。 ・庁内関係部署・関係機関が連携し、地域づくりに資する事業と人材を効果的に連動させ、支え合いの地域づくりを推進します。

(2)多様な主体による地域活動の活性化

①斜里町社会福祉協議会	
概要	・社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。地域住民を始め、関係団体の参加・協力のもと地域住民が住み慣れた町で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を行っています。
現状	【自主事業】 ・住民参加型ボランティアヘルプサービス事業「ふれあい・まごころサービス事業」 ・ふれあい相談事業 ・無料法律相談事業 ・法人後見事業(成年後見) 等 【町委託事業】 ・ふれ愛サロン事業 ・食の自立支援事業 ・訪問理美容サービス事業 【町補助事業】 ・ボランティア活動団体活動援助事業 ・福祉団体活動運営費助成事業 ・声かけ郵便事業 等 【町指定管理事業】 ・斜里町老人福祉センター管理運営事業 ・斜里町高齢者性格福祉センター「あおばの家」管理運営事業
方針	・財政の健全・安定化に向けた経営方針、地域福祉実践計画に基づき、地域住民や関係団体・企業等との連携し、活動を展開していきます。

②民生委員児童委員活動	
概要	・民生委員・児童委員は民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、活動している民間のボランティアです(特別職の地方公務員、無報酬)。
現状	・民生委員・児童委員が地域の最前線で福祉制度全般にわたるつなぎ役として広域な活動を行っています。 ・高齢化が進展する中、地域福祉の推進、とりわけ在宅福祉の充実がより一層必要となっており、斜里町の民生委員では、一人暮らし高齢者の安心・安全のため、急病等の際、持病・投薬等の情報を確実に知らせるために必要な情報を常備する「命のボタン」(救急医療キット)を交付・点検する活動をしています
方針	・民生委員制度の広報啓発活動の充実を図り、相談支援を促進させることで地域のニーズを把握し、地域住民が必要としている福祉制度につなげる役割を行っています。 ・一人暮らし高齢者の不安取り除くために、「命のボタン」を引き続き、交付・点検を行います。

③ふれあいネットワーク活動推進事業	
概要	・町内の小地域ごとに地域住民の参加・協力によるふれあいネットワークづくりを展開し、必要な援護活動が提供できる体制をつくり、福祉のまちづくりを進めていくことを目的としています。
現状	・高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、単位自治会ごとに「ふれあいチームの組織化や活動推進」、「サロン活動」、「除雪活動」、「清掃活動」への助成を実施しています。また、先進地の活動や単位自治会の活動を共有できるように、ふれあいネットワーク事業連絡会議を開催しています。
方針	・地域の住民同士が支えあい、安心して暮らすため、自治会が中心となって地域のネットワークづくりへの支援を引き続き行っていきます。また、事業がさらに充実されるように社会福祉協議会等関係団体との連携を強化していきます。

④高齢者勤労センター							
概要	・高齢者勤労センターは、会員登録した高齢者の希望に応じて、臨時的かつ短期的なもの又はその他軽易な就業の機会を提供する組織です。センターの活動を支援し、高齢者の就業機会を拡大させるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進させます。						
現状	・会員数については、再雇用制度の影響もあって若干の減少傾向にあるものの、数年ほぼ横ばいを保っています。 ・作業の依頼は公共団体・民間企業・一般家庭と幅広く依頼を受け、成果を上げています。 ・斜里町からの支援としては、経営安定化のため補助金の交付を行っています。						
方針	・高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るため、引き続き、補助金交付を行い、会員拡大や業務効率化のための技術的助言等を行っていきます。						
実績・目標							
		実 績			計 画		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	
	会員数	87	85	84	88	92	97

⑤斜里町教育委員会	
概要	・高齢者が外出して家の外で活動できるよう勉強・運動をする機会を提供し、交流等を通して、生きがいを感じ、生活意欲の向上ができるような活動をしています。
現状	・社交ダンスや合唱等の高齢者が参加するサークル活動に斜里町公民館ゆめホール知床を会場として貸し出し、活動の場を提供しています。また、町営のパークゴルフ場や健康増進センター等を活用したスポーツ活動といった運動の場を提供し、健康保持に繋がっています。 ・仕事の現役を離れても、社会参加や学習意欲がある高齢者が増えていることから生涯学習の場を提供するため、生きがい大学を開校し、第二のライフステージを有意義に過ごす高齢者に支援を行っています。
方針	・サークル活動や運動を行う高齢者に引き続き場所の提供を行うことや、意欲がある高齢者が学習できるよう、生きがい大学の運営を行い、参加者の外出機会を増やすことで、健康の保持につなげます。

⑥斜里町老人クラブ連合会	
概要	・活動を通して高齢者の生きがいや健康づくりに繋げることや、知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会奉仕活動を行っています。
現状	・交流研修開催(各種講座)や健康づくり活動(軽スポーツ)、社会奉仕活動等を行っており、その活動に対して、町から助成金の交付を行い、地域での高齢者同士の交流活動を支援していきます。
方針	・老人クラブ活動費を引き続き町から助成を行い、高齢者の健康づくりや交流機会の増加に繋がる活動に支援していきます。

⑦民間事業者による多様なサービスの提供		
概要	・公的なサービスでは補うことのできない、住民の様々なニーズに応えるため、民間事業者による多様なサービスが提供され始めています。	
現状	・商店による買上げ商品の配達や移動販売の他、以下のようなサービスが提供されています。 (R2、12月 町把握分)	
	事業者	内容
	(株)リーチアウト 就労継続支援A型事業所 ワンステップ	大掃除、粗大ごみの分別、除雪、草取り、庭の手入れ、 お墓清掃、ハウスクリーニングなど (1時間につき900円、以降30分ごとに450円)
	(株)テフ クリオネキャンプ場	買い物代行、家事代行、草刈、話し相手、日曜大工など (1名1時間につき1,500円)
方針	・生活支援体制整備事業において配置している生活支援コーディネーターにより、多様な社会資源の把握および見える化を進めます。	

(3)高齢者の生活に応じた交通の確保

①移動サービスの創出に向けた検討	
概要	・住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、地域の交通・移動手段を確保していくことはとても重要な要素のひとつであるため、移動支援の拡大について検討を行います。
現状	・町内を運行する地域公共交通は、路線バス2路線、JR1路線、市街地巡回バス、ハイヤーの4区分に分類されていますが、公共交通を利用することが様々な理由により困難な高齢者が一定数おり、外出機会の減少に繋がっています。
方針	・安全で利用しやすい移動手段の確保に向け、福祉有償運送等の検討を行います。 ・既存の地域公共交通を維持し、その他の施策の動向を伺いながら、移動支援の拡大に向けた取組を推進します。

(4)福祉サービスの提供

①ウトロ地域の福祉サービス	
現状	・ウトロ地域は、同一町内でありながら、地理的な課題により、様々な福祉サービスの提供に格差が生じています。 ・ウトロ地域で提供可能な介護保険サービスは、通所介護(ウトロデイサービスセンター)、訪問介護、訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与等がありますが、サービスの選択肢の制約やサービス利用方法に差があります。 また、町独自の福祉サービスに関しても、対象者に該当しながらも提供できないサービスもあります(食の自立支援事業、理美容サービス、除雪サービス)。
方針	・町内の福祉サービス事業所と連携し、ウトロ地域での福祉サービス展開について、ヒアリング及び展開の可能性についてシミュレーションを行い、地域ニーズに応じた福祉サービスが提供される体制の構築に向けて検討します。

②食の自立支援事業	
概要	・援助の必要な高齢者等の食生活の安定、栄養バランスの補足、調理負担の軽減を図るとともに、安否確認、孤独感の解消や、地域の交流促進等を図ります。
現状	・配食サービスを通じて、栄養バランスに配慮した食事を自宅まで定期的に届け、食生活の安定と改善及び健康の増進を図るとともに、安否確認を行っています。
方針	・対象者の費用負担やお弁当の配達範囲、高齢者の栄養改善に適した献立の作成方法といった様々な課題を解決できるよう、令和4年度に事業の見直しを行います。

実績・目標		実績			計画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	実利用人数	69	70	80	84	90	94

③理美容サービス							
概要	・寝たきり等の理由により、理容院や美容院に行くことが困難な高齢者に対し、理・美容師の訪問によるサービスを提供し、保健衛生の向上及び福祉の増進を図ります。						
現状	・介護度が3以上の在宅高齢者に対し、理・美容師の訪問によるサービスを提供しています。						
方針	・引き続き、在宅の寝たきり高齢者の保健衛生と生きがいの向上に努めます。						
実績・目標		実績			計画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	利用者数	15	10	5	10	10	10

④移送サービス事業							
概要	・寝たきり等の理由により、車椅子でなければ外出できない要介護者に対し、受診や外出機会の促進を図ります。						
現状	・要介護者3・4・5の方で、車いすやストレッチャーによる移動を必要とする高齢者を対象に受診等の送迎サービスを実施します。 ・利用者は、それぞれ介護保険料の第1段階：20% 第2・3段階：30% 第4・5段階：50%を負担します。						
方針	・車いすやストレッチャーによる移動を必要とする高齢者の受診等の外出手段を確保するため、引き続き実施します。						
実績・目標		実績			計画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	利用申請者数	27	24	21	22	23	24

⑤ふとん乾燥サービス				
概要	・高齢者が快適な生活が送れるよう、寝具の乾燥サービスを提供し、保健衛生の向上を図ります。			
現状	・要介護3・4・5の高齢者に、1回 1,320 円(税込)の支給券を12か月分交付しています。			
方針	・利用者は少数となっており、高齢者にとって有効な支援となっていないため、令和 2 年度をもって事業を廃止します。			
実績・目標		実 績		
		H30	R1	R2見込
	利用者数	3	2	6

⑥除雪サービス事業																										
概要	・冬期間の除雪が困難である高齢者世帯や重度身体障がい者世帯の除雪を行い、緊急時の避難経路を確保し、安心して生活できる環境づくりと高齢者の負担軽減を図ります。																									
現状	・避難経路確保を目的として、対象者世帯の玄関前から除雪されている道路まで道幅1メートル程度を除雪します。 ・15 センチ以上の降雪がある場合、概ね午前 8 時以降に巡回し、作業を行います。 ・降雪中は、危険が伴うことから作業を行いません。 ・高齢者勤労センター及び就労継続支援 A 型事業所に事業委託して実施しています。																									
方針	・ボランティアセンターと連携を図り、除雪をすることが困難な高齢者と除雪代行の民間サービスやご近所ボランティアをマッチングさせる事業の構築を目指し、令和4年度開始を目標に、見直しを行います。																									
実績・目標	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="3">計 画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr> <td>利用者数</td><td>86</td><td>78</td><td>78</td><td>81</td><td>83</td><td>85</td></tr> </table>							実 績			計 画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	利用者数	86	78	78	81	83	85
	実 績			計 画																						
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																				
利用者数	86	78	78	81	83	85																				

⑦介護用品支給事業	
概要	・要介護3・4・5の高齢者を介護している家族に、介護用品の支給券又は購入費用の助成を行うことで、家族の経済的負担の軽減を図っています。

現状	【在宅】寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族に、紙おむつ、パンツ式おむつ、清拭タオル等を購入できる支給券(4,400 円分)を配布しています。 【入院】医療機関に 3 か月以上入院し、介護用品を使用している高齢者の家族に、購入費用(上限 4,950 円)を助成しています。 ・本事業の利用にあたり、【在宅】と【入院】で金額や利用条件等の提供内容に不均衡が生じています。																													
方針	事業の対象者および支給方法を次のとおり見直します。 ・対象者：常時失禁状態にある高齢者 ・支給方法：【在宅】【入院】ともに、月額 4,950 円を上限した購入費用助成(償還払い)																													
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="3">計 画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【在宅者】利用者数</td><td>56</td><td>52</td><td>52</td><td rowspan="2">65</td><td rowspan="2">70</td><td rowspan="2">73</td></tr> <tr> <td>【入院者】利用者数</td><td>16</td><td>16</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>							実 績			計 画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	【在宅者】利用者数	56	52	52	65	70	73	【入院者】利用者数	16	16	10
	実 績			計 画																										
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																								
【在宅者】利用者数	56	52	52	65	70	73																								
【入院者】利用者数	16	16	10																											

⑧家族介護者元気回復交流事業

概要	・要介護3・4・5の高齢者を在宅で6か月以上継続して介護している家族に、温泉宿泊券を支給し、介護からレスパイトを図り、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。																									
現状	・対象となる家族に 1 年間有効の 6,000 円券を 5 枚支給しています。																									
方針	・引き続き、要介護高齢者を介護している家族の労をねぎらい、介護負担の軽減に努めます。																									
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実 績</th><th colspan="3">計 画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td><td>13</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>							実 績			計 画			H30	R1	R2見込	R3	R4	R5	利用者数	13	6	8	10	10	10
	実 績			計 画																						
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5																				
利用者数	13	6	8	10	10	10																				

⑨緊急通報システム

概要	・ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置することで、家庭内での事故や突然の病気などの際の不安感を解消し、日常の安心を確保します。					
現状	・令和 2 年度に自宅設置型から外出中の緊急時の対応が可能な携帯型に変更を行い、施設に入所する等、居住実態がないまま登録されていた方の台帳整理も実施しました。 ・緊急通報装置やモバイル端末のボタンを押すと、看護師が常駐する相談センターに繋がりを、救急車や近隣の支援者が駆け付け救助活動を行います。 ・日常の体調がすぐれない場合も、看護師が話を伺い、相談に応じます。					

方針	・ひとり暮らし高齢者の日常の安心を確保するべく、引き続き実施します。 ・この間の利用実態から、利用者数は現状維持を見込みます。						
実績・目標		実 績			計 画		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	利用者数	93	96	79	80	80	80

(5)安定した住まいの確保

①高齢者向けの住まい							
概要	・自宅での生活に不安のある、60 歳以上の一人暮らし又は夫婦のみ世帯で、家族により援助を受けることが困難な高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「高齢者生活福祉センターあおばの家」を設置しています。 ・また、民間事業所により2施設、25戸の高齢者向け住まいが提供されています。						
現状	・町が設置する「高齢者生活福祉センターあおばの家」の他、民間事業所により高齢者向け住宅が運営されています。						
方針	・自宅で住み続けることが困難となった高齢者が安心して生活できるよう「高齢者向け住まい」の整備に向け、引き続き町民ニーズの把握に努めます。 ・「高齢者生活福祉センターあおばの家」の利用料金や入居者のニーズ等から、「サービス付き高齢者向け住宅」への転換について検討を進めます。						
実績・目標		実績			計画		
	(戸数)	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
	あおばの家	17	15	17	17	17	17
	サービス付き高齢者向け住宅	18	18	18	18	18	18
	高齢者向け共同住宅	7	7	7	7	7	7
※サービス付き高齢者向け住宅:2事業所(たんぼぼ 10 戸、おあしす 8 戸) ※高齢者向け共同住宅:1 事業所(おあしす 7 戸)							

重点施策6 介護保険サービスの基盤づくり

【現状と課題】

- ・平成 12 年度に開始された介護保険制度は7期 21 年を経過し、この間、社会環境や高齢者ニーズの変化などに対応するため制度改正を行いながら、介護認定を受けた高齢者が必要とするサービスを選択できる制度として定着してきましたが、保険者である地方自治体を取り巻く財政環境も年々厳しくなっており、介護保険事業の充実に伴う財政負担も大きくなっています。
- ・第 7 期計画においては、平成 30 年度に小規模多機能型居宅介護の増員(定員 5 人)、認知症通所介護の新規分(定員 3 人/日)、令和 2 年度(平成 32 年度)に小規模多機能型居宅介護の新規整備(定員 29 人)を見込んでいたところです。結果として、令和 2 年度に整備を予定していた小規模多機能型居宅介護については、利用ニーズに関する調査を踏まえ見送りとしました。
- ・やすらぎの苑については介護人材不足により、令和 2 年 2 月より短期入所(ショートステイ)の受入が停止、令和 2 年度からは施設サービス 40 床(利用定員 60 床)で運用している状況となっており、利用者への影響が大きくなっております。令和2年12月に法人役員の変更があり、更なる介護職員の離職を避けるため、職員の休息を目的として、令和3年1月より施設サービス20床での運用に変更しています(令和3年3月までの一時的な運用で、この期間入居者は同一法人の空床ベッドを利用する等でサービス提供を維持できるよう調整されています)。
- ・地域密着型通所介護では、やすらぎの苑の短期入所の受入が停止したことにより、農繁期の需要が増大し、7月の給付実績は過去最高額となりました。この他、デイサービスセンターひまわりが定員 10 名から 15 名に利用定員を増やしましたが、デイサービスセンターさくら(定員 10 名)が当面の間休止となっています。

これらの要因により、全体でみると計画に対しての介護給付費は抑制される結果となっていますが、サービスの利用ニーズは必ずしも満たされていないと考えられます。

【基本的な考え方】

- ・今後、高齢化の一層の進展、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中、介護保険制度の持続性を確保しながら、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、並行して、介護給付受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できる体制を整備することにより、費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図っていく必要があります。
- ・団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスを更に必要とする時期の到来を想定し、現状のサービス供給体制を基本に、令和 7 年度(2025 年)の見込量を「参考数値」として推計しています。

【施策の方向性】

(1)介護保険サービスの質の確保と向上

- ・介護サービスの利用者が安心して多様なサービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供や相談・苦情対応に努めるなど、情報提供・相談体制を充実させます。あわせて、様々な場面を通じて、地域包括ケアシステムや介護保険制度の趣旨、「自立」の意味等について、町民理解の醸成を進めます。
- ・要介護認定や介護給付の適正化をさらに進め、適切なサービスを確保し。結果として、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築を進めます。
- ・引き続き、低所得者に対する費用負担の配慮を行い、必要なサービスを安心して利用できる体制づくりを進めます。

(2)介護人材の確保・育成・定着と業務効率化の支援

- ・介護人材の確保・育成・定着に向けて、中長期的な視点を持ちながら、介護事業所や関係団体等と連携し、様々な取組を総合的に進めます。
- ・介護現場の新たな担い手として期待される外国人人材の受入について、国・道の支援制度や先進的事例などの情報収集に努めるとともに、事業所と連携し、働きやすい環境の整備を推進します。
- ・「介護職員初任者研修」の受講機会を確保し、介護職への参入を促すとともに、「実務者研修」の受講費用を助成するなど、事業所と連携しキャリアアップへと繋がる仕組みを整備することで、職員の育成・定着を図ります。
- ・介護現場の負担を軽減しサービスの質を確保するために、提出書類の簡素化・オンライン化※を推進します。また、介護業務の省力化が見込める介護ロボット※や ICT※ツールなどの最新技術について、その導入促進に向けた国・道の支援施策について必要に応じ事業所への情報提供を行うとともに、ICT を活用した町内における医療と介護の情報共有システムの構築に向けて検討を進めます。

※ オンライン化:「オンライン」とは、パソコンやスマートフォンなどの電子機器がインターネットに接続された状態のこと。「オンライン化」とは、これまでインターネットで繋がっていなかったものをインターネットに繋げて、アクセスできるようにすること。

※ 介護ロボット:情報を感知し、判断し、動作するという3つの要素を持っている知能化した介護機器のこと。介護者が装着して移乗介護の際の身体的負担を軽減する「装着型パワーアシスト」といわれるロボットや、自動排せつ処理装置、認知症の方の見守りセンサーなどがある。

※ ICT:通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

(3)在宅系サービスの適正な提供

- ・当町の高齢者人口(住所地特例を含む第1号被保険者)は、令和2年度をピークに減少していくことが見込まれます。一方で、介護需要の高くなる後期高齢者人口は2030年まで増加していくことが予想されます。介護ニーズの増加は今後も見込まれますが、サービス供給体制には限りがあるため、健康な状態を維持しつつ住み慣れた環境で生活できる体制を構築することが必要です。
- ・各種施策と併せて安定的なサービス供給を推進します。

(4)地域密着型サービスの適正な提供

- ・地域密着型サービスは、要介護者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、身近な市町村で提供されるサービスです。
- ・実地指導においては、事業所との対話により、その運営状況を共に確認する機会とし、効果的な実践等を評価することで、サービスの向上を図ります。
- ・第8期計画期間中においては、ウトロデイサービスセンターの機能転換を検討します。

(5)施設系サービスの適正な提供

- ・在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、要介護状態区分等に応じて適切な施設を選択して利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・介護人材不足により、定員を縮小して運営しているやすらぎの苑については、早期安定稼働が可能となるよう、これまで以上に密に連携をとり、事業所の状況を把握するとともに、介護従事者確保支援事業等を通して、介護人材の確保・育成・定着に向けた支援を行います。

(1)介護保険サービスの質の確保と向上

①事業者に対する指導・監査	
概要	・事業者に対する指導・監査は、高齢者の尊厳を支える、より良いケア実現のための支援である「指導」と、指定基準違反や不正が疑われる場合に介護保険法に規定された権限を行使する「監査」があります。
現状	・「指導」については、事業者を集めて行う「集団指導」と、各事業所に赴いて個別に行う「実地指導」、毎年度行う「業務管理体制の検査」があり、年間を通じて計画的に行っています。 ・「監査」については、違反や不正が疑われる場合に適宜、機動的に行っています。 ・平成 30 年度より、居宅介護支援事業所に関する指定・指導監督権限が町に移譲されています。
方針	・「集団指導」と「実地指導」を効率的に組み合わせることにより実効性の高い指導となるよう継続的にを行います。 ・「監査」については、利用者への虐待が疑われる場合などは、無通告で実施するなどにより、即応性を高めた厳正な対応を行います。

②公正な要介護認定	
概要	・要介護(支援)認定申請者に対して行われる認定調査及び主治医による意見書を基に、申請者の状況を的確に把握し、介護認定審査会において審査判定を行います。
現状	・公正な要介護認定を行うため、網走市外3町介護認定審査会共同設置事務・認定担当者会議において検討を進めながら、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図っています。

方針	・介護認定審査会を構成する保健・医療・福祉関係の専門家について適切な人材確保に努めるとともに、審査会運営に係る研修を強化します。
----	--

③介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談の充実

概要	・介護サービスの利用者や家族に対して、介護保険制度の普及啓発に努めるとともに、多様なサービス内容の情報提供を行っています。また、利用者からの相談や苦情に迅速かつ適切に対応することにより、サービスの質の確保に努めています。
現状	・介護保険制度啓発のためのパンフレット等を作成するとともに、町ホームページで情報提供に努めています。また、要望に応じて地域の集まりなどに出向いて普及啓発活動を行っています。 ・相談や苦情に対しては苦情処理機関に位置付けられている北海道国民健康保険団体連合会と連携を図り、対応しています。
方針	・関係各課及び北海道国民健康保険団体連合会、指定居宅介護支援事業所等と連携を図り、情報提供・相談体制を充実させ、介護保険制度の趣旨について町民理解の醸成を進め、相談や苦情に迅速かつ適切に対応することでサービスの質の確保を図ります。

④介護給付費適正化事業

概要	・介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するために、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が提供するように、要介護認定の適正化等、主要 5 事業を中心に介護給付の適正化を行っています。
現状	・当町では、主要 5 事業のうち 4 事業(要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検)を既に実施しており、介護給付費の適正化に努めています。
方針	・既に実施している適正化事業は継続して実施することにより介護給付費の適正化を引き続き推進します。 ・主要 5 事業のうち未実施となっている「介護給付費の通知」については、今後実施について検討します。

⑤介護保険料の独自減免		
概要	・低所得者に対して過重な負担とならないよう配慮し、介護保険料について、町独自の減免施策を講じています。	
現状	・第 1 段階から第 3 段階までを対象として、減免基準を満たしている場合には、申請に基づき国軽減後の保険料に対し減免制度を設けています。	
	減免対象	減免割合
	第 1 段階 (生活保護受給者は除く)	2 分の 1
	第 2 段階	5 分の 2
	第 3 段階	3 分の 1
	①世帯の年間収入金額合計(前年)が単身世帯 120 万円以下、2 人世帯 160 万円以下であること(世帯者数 1 人増で 50 万円加算)	
	②市町村民税が課税されている方などの多世帯の扶養を受けていない方。	
	③市町村民税が課税されている方と生計を共にしていない方。	
	④資産(居住用財産を除く)や預貯金(前記①の収入とみなす)等を活用してもなお、生活が困窮している状況にある方。	
	※上記の減免基準事由全てに該当する被保険者を対象とします。	
	※減免適用除外条件	
	・生活困窮の状態が近い将来に回復する見込があると認められる場合。	
	・保険料を納付する意思がないと認められる場合。	
方針	・介護保険制度の趣旨にかんがみ、保険料の公平負担の観点から、適切な運用を行っています。	

⑥社会福祉法人による利用者負担軽減							
概要	・低所得者に対して利用者負担の軽減を行った社会福祉法人のうち、一定要件を満たす場合、町・道・国がその一部を法人に助成することによって、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。						
現状	・毎年、社会福祉法人に対し、取組を促すための依頼文を送付して、実施法人の維持及び制度の周知に努めています。						
方針	・低所得者が必要なサービスを安心して利用できるよう、引き続き、取り組みを推進していきます。						
実績、計画							
	実績			計画			
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	
	対象者(人)	27	27	18	20	25	30
	金額(円)	1,787,517	1,761,409	960,618	1,200,000	1,500,000	1,800,000

⑦介護保険低所得利用者負担金助成事業																																	
概要	・介護保険制度開始前の自己負担からの激変緩和措置として実施しています。 ・低所得者に対して過重な負担とならないよう、町独自の減免対策を講じています。																																
現状	・下記の該当者に対して利用料を助成しています。 ① 訪問介護サービス:所得税非課税世帯の高齢者について、利用負担の70%を助成 ② 施設サービス:住民税非課税世帯、又は世帯収入が生活保護基準以下の高齢者について利用者負担50%を助成 ③ その他の在宅サービス:住民税非課税世帯の高齢者について利用者負担50%を助成																																
方針	助成対象者の該当要件及び助成率を変更し、制度を継続します。 (1) 該当要件:町民税非課税世帯、負担能力のある親族に扶養されていないこと (2) 助成率:在宅サービス、施設サービス いずれも25%																																
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者(人)</td><td>69</td><td>70</td><td>77</td><td>80</td><td>84</td><td>88</td></tr> <tr> <td>金額(円)</td><td>20,057,219</td><td>24,591,500</td><td>21,931,848</td><td>12,000,000</td><td>12,600,000</td><td>13,200,000</td></tr> </tbody> </table>							実績			計画			H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	利用者(人)	69	70	77	80	84	88	金額(円)	20,057,219	24,591,500	21,931,848	12,000,000	12,600,000	13,200,000
	実績			計画																													
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5																											
利用者(人)	69	70	77	80	84	88																											
金額(円)	20,057,219	24,591,500	21,931,848	12,000,000	12,600,000	13,200,000																											

⑧障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業																																	
概要	・ホームヘルプサービス利用者負担を軽減した訪問介護等事業者に対してその軽減額を助成します。 ・障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害者が介護保険及び、総合事業における訪問介護サービスを継続的に利用できるよう助成する事業です。																																
現状	・平成30年度より事業を実施し、現在1名の方が利用されています。																																
方針	・対象者が必要なサービスを安心して利用できるよう、引き続き、取り組みを推進していきます。																																
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者(人)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>金額(円)</td><td>8,521</td><td>9,561</td><td>11,034</td><td>12,000</td><td>12,000</td><td>12,000</td></tr> </tbody> </table>							実績			計画			H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	対象者(人)	1	1	1	1	1	1	金額(円)	8,521	9,561	11,034	12,000	12,000	12,000
	実績			計画																													
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5																											
対象者(人)	1	1	1	1	1	1																											
金額(円)	8,521	9,561	11,034	12,000	12,000	12,000																											

(2)介護人材の確保・育成・定着と業務効率化の支援

①介護職員初任者研修の実施																										
概要	・介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2 級)は、高齢者介護・障害福祉サービスの基礎資格です。高齢者が増加している現代社会においては、介護職場のみならず他の職場でも活躍できる資格となっています。																									
現状	・斜里町では、旧ホームヘルパー2 級講座から、町内での資格取得の機会を確保しており、介護職員初任者研修についても毎年度業務委託により講座開催を続けております。 ・また、介護福祉士の資格取得要件となっている実務者研修についても、初任者研修からステップアップしたいという受講者が多いことから、2 年に1 回の頻度で開催することができています。																									
方針	・町内の介護人材確保を図るため、引き続き介護職員初任者研修講座等を開催します。 ・毎年10 名程度の参加を見込みます。																									
実績・目標	(単位:人) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者(人)</td><td>10</td><td>6</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>							実績			計画			H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	受講者(人)	10	6	10	10	10	10
	実績			計画																						
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5																				
受講者(人)	10	6	10	10	10	10																				

②介護従事者人材確保支援事業						
概要	・斜里町高齢者介護サービス事業所連絡協議会が行う人材確保事業に対して助成金を交付する事業です。					
現状	・介護人材確保事業は、斜里町高齢者介護サービス事業所連絡協議会が行う事業に対して助成を行うものですが、近年は斜里高校生徒に対する介護職員初任者研修受講への助成に留まっています。町内事業所が連携し、共通課題の解決を図ることが必要だと考えます。					
方針	・介護人材確保事業は、将来的に労働力人口が減少する未来が見えている中、安定的な介護サービスを提供し続けるためにはこういった取り組みが必要なのかということを今一度、斜里町高齢者介護サービス事業所連絡協議会の構成事業所で話し合っていただくことが必要です。引き続き、協議会が行う人材確保事業への支援を行います。					

③介護従事者キャリアアップ支援事業																																	
概要	・キャリアアップ支援事業は、町内の介護サービス事業所等が実施する、介護従事者や在宅介護者に対して講習の受講費用を助成する事業に対して、町から助成金を交付する事業です。受講に要した経費の 2/3 を助成します。																																
現状	・キャリアアップ支援事業は、町内の介護サービス事業所・斜里町農業協同組合が行う助成事業に対して助成金を交付しています。介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士等、幅広い資格取得を対象としており、介護従事者のキャリアアップを推進しています。																																
方針	・引き続き、キャリアアップ支援事業の実施により、町内の介護従事者の資格取得を支援し、介護サービスの質の向上を図るとともに従事者のモチベーション向上を図ります。また、斜里町農業協同組合の協力により、在宅で介護されている家族の方への資格取得支援が可能となっていることから、引き続き連携して事業を推進します。																																
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数(件)</td><td>16</td><td>12</td><td>18</td><td>24</td><td>24</td><td>24</td></tr> <tr> <td>助成金額(円)</td><td>877,000</td><td>624,000</td><td>1,321,000</td><td>1,738,000</td><td>1,738,000</td><td>1,738,000</td></tr> </tbody> </table> ※件数については、資格取得人数で集計。助成金額は助成額の合計 【計画値の毎年度助成件数見込】 介護職員初任者研修 10 名、介護職員実務者研修 10 名、介護福祉士 1 名、介護支援専門員 1 名、認知症対応型サービス事業管理者研修 2 名							実績			計画			H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	助成件数(件)	16	12	18	24	24	24	助成金額(円)	877,000	624,000	1,321,000	1,738,000	1,738,000	1,738,000
	実績			計画																													
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5																											
助成件数(件)	16	12	18	24	24	24																											
助成金額(円)	877,000	624,000	1,321,000	1,738,000	1,738,000	1,738,000																											

④介護事業所の業務効率化支援						
概要	・介護現場における文書負担軽減や手続きの効率化、ICT や介護ロボット等の活用などを推進することで、職場環境の改善、業務の集約化や再構築を図ります。介護人材の職場定着・離職防止を促進します。					
現状	・介護サービス事業所においては、従事者の確保が大きな課題となっていますが、加えて業務負担等を理由とした離職も多く、人材の定着促進に向けた業務負担軽減等の取組が求められています。					
方針	・地域密着サービス及び居宅介護支援事業所等の指定申請、報酬請求及び指導等に関する提出書類の簡素化・オンライン化を推進します。 ・会議や多職種連携における ICT の活用を推進するため、その導入促進に向けた国・道の支援施策について事業所に情報提供を行うとともに、事業所のニーズに応じた支援を検討します。					

(3)在宅系サービスの適正な提供

①訪問介護									
概要	・在宅系サービスの中心となるサービスであり、利用者の居宅において、訪問介護員が入浴・排せつ・食事等の介助や、掃除・洗濯等の生活援助を行います。								
現状	・町内では、社会福祉法人斜里町社会福祉協議会が運営するヘルパーステーションによりサービスが提供されています。								
方針	・在宅生活の維持に必要な不可欠なサービスであり、効果的なサービス提供を進めます。								
実績・目標									
	要介護	実績			計画			推計	
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	
		回数／月	971	896	823	975	1002	1018	1029
		人数／月	69	61	54	59	62	64	65

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護							
概要	・利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。						
現状	・町内では、アースサポート(株)(網走市)によりサービス提供がされています。						
方針	・このサービスの主な対象は、入浴に介護を必要とする中重度の要介護者であり、在宅生活の維持に必要なサービスです。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	38	27	22	25	25
		人数／月	8	5	4	5	5
		回数／月	0	0	0	0	0
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	0	0	0	0	0
		人数／月	0	0	0	0	0
		回数／月	0	0	0	0	0

③訪問看護・介護予防訪問看護							
概要	・疾病又は負傷により居宅において継続して療養を必要とする要介護者に対し、主治医の指示に基づき看護師等が療養上の世話又は診療の補助を行います。 ・サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両方から行うことができます。						
現状	・町内では、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団が運営する斜里地域訪問看護ステーションによりサービスが提供されています。						
方針	・医療ニーズの高い人が在宅生活を送るためには欠かすことのできないサービスであり、利用増加を見込みます。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	100	104	95	100	104
		人数／月	23	22	22	22	24
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	11	18	35	32	35
		人数／月	5	8	11	11	12
	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	107	104	107	107	107
		人数／月	25	22	22	24	25

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション							
概要	・通院が困難な居宅要介護者について、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき訪問し、身体機能の維持回復を図るための機能訓練等を行います。						
現状	・町内では、医療法人共生会が運営する川湯の森病院によりサービス提供が行われています。						
方針	・訪問リハビリは、在宅生活を継続する上で効果的なサービスではありますが、サービス提供体制に限界があるため、サービス量は現状維持を見込みます。 ・町立国保病院による、訪問診療と組み合わせたサービス提供の可能性を模索します。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	262	324	305	343	343
		人数／月	15	18	18	20	20
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	115	122	133	132	143
		人数／月	7	8	11	10	11
	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		回数／月	365	324	305	343	343
		人数／月	21	18	18	20	20

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導							
概要	・利用者の居宅において、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士及び歯科衛生士等が、その心身の状況、置かれている環境を把握し、療養上の管理及び指導を行うサービスであり、事業を行うことができるのは病院、診療所、薬局等です。						
現状	・町内では、町立国保病院によりサービスが提供されています。						
方針	・医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加が予測される中、サービス利用量が拡大していくことが見込まれます。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		R7					
	人数／月	18	22	27	29	30	31
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		R7					
	人数／月	0	2	2	2	3	3

⑥通所介護							
概要	・入浴・排せつ・食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。 ・定員 18 人以下の事業所は、平成 28 年度に地域密着型通所介護に移行されました。						
現状	・町内事業所は全て地域密着型に移行しており、町外の利用分のみとなっています。						
方針	・住所地特例で町外転出した方の利用に限られるため、利用人数は現状維持を見込みます。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
	回数／月	26	32	47	36	37	38
	人数／月	4	5	4	5	5	5

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション							
概要	・介護老人保健施設や病院等に通いリハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図り、在宅での自立支援を支えるサービスです。						

現状	・町内にサービス提供事業所はありませんが、清里町が運営する介護老人保健施設きよさと(清里町)によりサービス提供が行われています。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止期間がありました。																																																												
方針	・サービス量は令和元年度比で微増を見込みます。																																																												
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要介護</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数/月</td><td>72</td><td>75</td><td>57</td><td>82</td><td>90</td><td>98</td><td>106</td></tr> <tr> <td>人数/月</td><td>13</td><td>13</td><td>11</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要支援</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数/月</td><td>4</td><td>6</td><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>							要介護	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	回数/月	72	75	57	82	90	98	106	人数/月	13	13	11	13	14	15	16	要支援	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	人数/月	4	6	4	6	7	8	8
要介護	実績			計画			推計																																																						
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																																																						
回数/月	72	75	57	82	90	98	106																																																						
人数/月	13	13	11	13	14	15	16																																																						
要支援	実績			計画			推計																																																						
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																																																						
人数/月	4	6	4	6	7	8	8																																																						

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

概要	・利用者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。																																																																				
現状	・町内では、社会福祉法人斜里福祉会が運営する特別養護老人ホームやすらぎの苑に短期入所専用のユニット(利用定員 10 名)があります。また、特別養護老人ホームの空床を利用してのサービス提供も行われています。 ・令和2年度は、人員不足によりやすらぎの苑の短期入所利用が停止したため、サービス実績が減少しています。 ・農繁期や外出など、介護者による在宅での介護が一次的に難しくなった場合に利用される、極めて重要なサービスです。																																																																				
方針	・令和3年度より、やすらぎの苑の短期入所専用ユニットが稼働できる見込です。 ・空床利用も含めて令和4年度からフル稼働を見込みます。																																																																				
実績・目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要介護</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日数/月</td><td>256</td><td>275</td><td>177</td><td>198</td><td>298</td><td>327</td><td>327</td></tr> <tr> <td>人数/月</td><td>21</td><td>21</td><td>7</td><td>13</td><td>22</td><td>24</td><td>24</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要支援</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日数/月</td><td>19</td><td>22</td><td>13</td><td>10</td><td>20</td><td>31</td><td>31</td></tr> <tr> <td>人数/月</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>							要介護	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	日数/月	256	275	177	198	298	327	327	人数/月	21	21	7	13	22	24	24	要支援	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	日数/月	19	22	13	10	20	31	31	人数/月	2	3	1	1	2	3	3
要介護	実績			計画			推計																																																														
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																																																														
日数/月	256	275	177	198	298	327	327																																																														
人数/月	21	21	7	13	22	24	24																																																														
要支援	実績			計画			推計																																																														
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																																																														
日数/月	19	22	13	10	20	31	31																																																														
人数/月	2	3	1	1	2	3	3																																																														

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護							
概要	・利用者が介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。						
現状	・町内にサービス事業所はありませんが、近隣の介護老人保健施設や、住所地特例で転出された方の利用があります。						
方針	・サービス提供体制に限界があるため、サービス量は微増を見込みます。 ・サービス提供事業者は、介護老人保健施設のみを見込みます。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		日数／月	101	93	98	76	83
		人数／月	9	8	9	10	11
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		日数／月	0	1	0	0	0
		人数／月	0	1	0	0	0
	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		日数／月	101	93	98	76	83
		人数／月	9	8	9	10	11

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護							
概要	・介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している人が、日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。						
現状	・現在、町内に指定事業者はありません。町外利用分のみとなっています。						
方針	・住所地特例による利用のみですが、住所地特例対象者は増加傾向となっておりますので、微増を見込みます。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		人数／月	5	6	6	7	7
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		人数／月	1	1	1	1	1
	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		人数／月	5	6	6	7	7
		人数／月	1	1	1	1	1

⑫福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与							
概要	・利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を借りることができるサービスです。						
現状	・町内では、(株)ナガタ、(株)慈光によりサービスが提供されている他、町外事業所による貸与も行われています。						
方針	・介護認定者の増加により、今後もサービス需要は増加する見込みです。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		R7					
	人数／月	117	121	121	129	134	138
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		R7					
	人数／月	42	54	62	71	73	74

⑬特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入							
概要	・利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等を購入した場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。						
現状	・町内では、(株)ナガタ、(株)慈光で販売を行っています。また、町外事業所からの購入も可能です。						
方針	・物品によって価格に大きな差があり、年度によって実績が大きく異なることから、福祉用具購入については一定の需要を見込み、適切な給付が行なえる体制とします。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		R7					
	人数／月	3	2	3	8	8	8
	要支援	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
		R7					
	人数／月	2	2	2	4	4	4

⑭住宅改修・介護予防住宅改修

概要	・利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように、手すりの取り付けや段差の解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用を支給するサービスです。																							
現状	・福祉用具購入と同様に、改修箇所数や改修内容により金額に大きな差があります。 ・要介護者の心身状況や住宅状況により必要であれば、住宅改修を行う事業者の指定はありません。																							
方針	・年度によって、実績に大きな差があることから、住宅改修については一定の需要を見込み、適切な給付が行なえる体制とします。																							
実績・目標	<table><tr><th rowspan="2">要介護</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr><tr><th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr><tr><td>人数／月</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>	要介護	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	人数／月	2	1	1	3	3	3	3
	要介護		実績			計画			推計															
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																
	人数／月	2	1	1	3	3	3	3																
	<table><tr><th rowspan="2">要支援</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr><tr><th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr><tr><td>人数／月</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	要支援	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	人数／月	1	2	1	2	2	2	2
	要支援		実績			計画			推計															
H30		R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																	
人数／月	1	2	1	2	2	2	2																	

⑮居宅介護支援・介護予防支援

概要	・利用者が居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、その心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。
現状	・町内の居宅介護支援事業所は、斜里町社会福祉協議会が運営するケアプランセンター、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団が運営する斜里地域ケアプラン相談センター（令和３年２月末で廃止）、町直営の居宅介護支援事業所があります。 ・住所地特例で町外に転出された方が介護サービスを利用する場合、居住地にある居宅介護支援事業所を利用しています。 ・町内の介護予防支援事業所は、町直営の斜里町介護予防支援事業所のみです。
方針	・要介護認定者は増加する見込みであり、居宅介護支援（要介護）は微増、介護予防支援（要支援）利用者数は増加していく見込みです。

実績・目標	要介護	実績			計画			推計
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
	人数／月	178	179	177	177	181	184	189
	要支援	実績			計画			推計
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
人数／月	49	64	77	90	94	97	100	

(4)地域密着型サービスの適正な提供

①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

概要

・対象者を認知症の人に限定し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、介護負担の軽減を図ります。

現状

・町内では、(株)ゆう悠が運営するグループホームとともに併設するデイサービスともにあおば(定員 3 名)があります。
・令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため休止しています。

方針

・利用者数は現状維持を見込みます。

実績・目標値

要介護	実績			計画			推計
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
回数／月	18	31	0	26	26	38	46
人数／月	2	3	0	3	3	4	5

要支援	実績			計画			推計
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
回数／月	1	0	0	0	0	0	0

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

概要

・利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせ提供することで、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援するもので、今後、重度の要介護者や単身や夫婦のみの高齢者世帯を在宅で支えるためには重要なサービスです。

現状

・町内では、(株)慈光が運営する多機能ホームたんぽぽ(登録定員 29 名)、(社福)斜里福祉会が運営する小規模多機能ホームえみある(登録定員 25 名)があります。
・第 7 期計画では令和 2 年度に定員 29 名の事業所を整備予定でしたが、ケアマネジャーを対象としたニーズ調査を行ったところ、サービス利用につながりそうな利用者が少なかったこと、町内事業所による開設意向もなかったことから、整備を見送っております。

方針

・町内のサービス見込量については、新規事業所の開設予定はないため、サービス供給量は利用定員で見込みます。

実績・目標値

要介護	実績			計画			推計
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
人数／月	48	49	49	50	50	51	52

要支援	実績			計画			推計
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
人数／月	6	6	7	10	10	11	11

③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護								
概要	・認知症の人に共同生活を営むべき住居において入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。							
現状	・町内では、(株)慈光が運営するグループホームはな斜里(定員 18 名)、グループホームたんぽぽ(定員 9 名)、(株)ゆう悠が運営するグループホームともに(定員 9 名)、グループホームともに中斜里(定員 9 名)があります。 ・事業所により差がありますが約 20 人～50 人の待機者がいる状況です。							
方針	・新規開設の予定はないため、利用者数は利用定員で見込みます。							
実績・目標								
	要介護	実績			計画			推計
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
	人数／月	44	45	45	45	45	45	45
	要支援	実績			計画			推計
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
人数／月	1	0	0	0	0	0	0	

④地域密着型特定施設入居者生活介護								
概要	・定員が 29 人以下で、介護事業者としての指定基準に合致し、その指定を受けた有料老人ホーム等の施設であり、利用者に入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。							
現状	・町内では、斜里福祉会が運営するケアハウスやすらぎの苑(定員 20 名)があります。							
方針	・施設の新規整備は予定しておりませんので、利用者数は利用定員を見込みます。							
実績・目標								
	要介護	実績			計画			推計
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7
	人数／月	19	20	20	20	20	20	

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
概要	・定員が 29 人以下の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症等により、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が入浴・排せつ・食事・機能訓練・健康管理等の必要な介護を受けながら生活する施設です。						
現状	・斜里町内では、斜里福祉会が運営する地域密着型特別養護老人ホームえみある(定員 20 名)があります。また、清里町の清里町福祉会が運営する特別養護老人ホーム清楽園のユニットについても利用枠が設けられています。						

方針	・新たな施設サービスの整備は予定していませんので、利用者数は現状維持を見込みます。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
	人数／月	24	23	20	25	25	25

⑥地域密着型通所介護

概要	・定員 18 人以下の通所介護事業所で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、介護負担の軽減を図ります。						
現状	・町内では斜里町社会福祉協議会が運営するウトロデイサービスセンター(定員 10 名)、斜里デイサービスセンター(定員 18 名)、(株)吉祥ウェルフェアが運営するデイサービスセンターひまわり(定員 15 名)、(株)ノバルテが運営するデイサービスなごみの家(定員 10 名)があります。(令和 2 年度より(株)吉祥ウェルフェアが運営するデイサービスセンターさくら(定員 10 名)は休止中) ・令和 2 年度は、やすらぎの苑の短期入所(定員 10 名と空床利用)が停止していることにより、農繁期等には利用定員を超え、サービスが必要な方が利用できない事態が発生しました。						
方針	・新規事業所の開設意向はないことから、サービス利用人数は微増を見込みますが、1 日当たりの利用定員を考えるとサービス提供の限界が近いと思われます。						
実績・目標	要介護	実績			計画		
		H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5
	回数／月	688	750	849	882	911	919
	人数／月	93	100	104	110	114	115

⑦その他のサービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護)	
概要	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24 時間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的にまたは密接に連携しながら提供するサービスです。定期的に利用者の居宅を巡回して行う定期巡回サービスに加えて、オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じて随時対応サービスを提供することにより、医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支援します。 ・夜間対応型訪問介護は、夜間、定期的な巡回訪問等により、利用者の居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。 ・看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護サービスと訪問看護の複数サービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供に医療ニーズの高い要介護者を支援することを目的とするサービスです。
現状	・現在、町内にサービス提供事業所はありません。
方針	・第 8 期では整備しない方針ですが、サービス需要の把握等を通じ、第 9 期以降に向け、検討を行います。

(5)施設系サービスの適正な提供

①介護老人福祉施設																														
概要	・入所定員が 30 人以上の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症などにより、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が入浴・排せつ・食事・機能訓練・健康管理等の必要な介護を受けながら生活する施設です。																													
現状	・町内では、斜里福祉会が運営する特別養護老人ホームやすらぎの苑があります。やすらぎの苑は、定員60床のところ、介護人材不足を理由に定員を縮小して運用している状況です。 ・近隣市町にも同様の施設があり、住所地特例での利用者も増加傾向です。																													
方針	・今後も後期高齢者は増加し、これと比例して要介護認定者も増加する見込みであり、施設需要は続く見通しです。また、現時点でも待機者が数多くいる状況です。 ・安心して斜里町で暮らし続けるためには、最期の時まで安心して過ごすことができるやすらぎの苑の安定稼働が不可欠です。 ・令和3年2月現在、定員を縮小して運営しているやすらぎの苑の今後のサービス見込量については、令和3年度 50 床、令和4年度 55 床、令和5年度 60 床での稼働となることを見込みます。																													
実績・目標	<table><tr><th rowspan="2">要介護</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr><tr><th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr><tr><td>人数／月</td><td>77</td><td>71</td><td>58</td><td>69</td><td>75</td><td>82</td><td>82</td></tr></table>							要介護	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	人数／月	77	71	58	69	75	82	82
要介護	実績			計画			推計																							
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																							
人数／月	77	71	58	69	75	82	82																							

②介護老人保健施設																														
概要	・慢性期医療と機能訓練によって居宅への復帰を目指す施設であり、利用者に看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うサービスです。																													
現状	・現在、町内に該当施設はありません。近隣では清里町が運営する介護老人保健施設きよさと(清里町)、社会医療法人明生会が運営する介護老人保健施設あるかさる(網走市)、社会福祉法人網走愛育会が運営する介護老人保健施設いせの里(網走市)等があります。																													
方針	・近隣市町村での利用を引き続き見込みます。施設の受入人数に上限があるため、利用者数は微増を見込みます。																													
実績・目標	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">要介護</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>人数/月</td><td>42</td><td>44</td><td>40</td><td>42</td><td>46</td><td>46</td><td>50</td></tr> </table>							要介護	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	人数/月	42	44	40	42	46	46	50
要介護	実績			計画			推計																							
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																							
人数/月	42	44	40	42	46	46	50																							

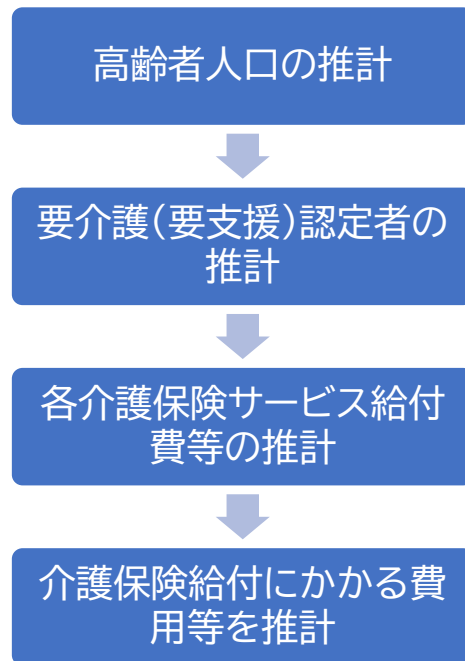
③介護医療院・介護療養型医療施設																														
概要	・介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に行うサービスで平成29年に創設されました。 ・介護療養型医療施設は、脳卒中や心臓病等の急性期の治療が終わり、病状が安定気にある要介護者のための長期療養施設であり、利用者の療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスで、令和5年度末までに廃止することとなっています。																													
現状	・現在、町内に該当施設はありません。町外の利用分のみとなっています。																													
方針	・町内では整備の予定はありませんが、近隣市町での整備が見込まれます。このため、利用者は微増する可能性があります。第8期計画期間中は既存利用者の利用のみ見込みます。																													
実績・目標	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">要介護</th><th colspan="3">実績</th><th colspan="3">計画</th><th>推計</th></tr> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2 見込</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R7</th></tr> <tr> <td>人数/月</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table>							要介護	実績			計画			推計	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7	人数/月	0	0	1	1	1	1	1
要介護	実績			計画			推計																							
	H30	R1	R2 見込	R3	R4	R5	R7																							
人数/月	0	0	1	1	1	1	1																							

第5章

介護保険給付費等の見込み及び保険料額

1 介護保険給付費等の推計の流れ

第8期計画における介護保険給付に係る費用の見込みについては、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数を推計を行い、その上で施設サービスや在宅サービス等の利用者数、今後の整備計画や直近の給付実績等をもとに、各介護保険サービス給付費等を推計し、あわせて介護保険給付にかかる費用等を年度ごとに推計しました。



2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

平成 27 年国勢調査人口を基本として、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口が示した補正值の推計式を用いて推計しました。

総人口は引き続き減少傾向にあり、令和 7 年度には 10,553 人となる見込みです。高齢者人口は、令和 2 年度がピークとなり、以降減少傾向となる見込みです。一方、後期高齢者数は増加が続き、令和 7 年度の高齢化率は約 35%となる見通しです。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総 人 口	11,184	11,026	10,868	10,553
0 ～ 3 9 歳	3,794	3,709	3,618	3,446
総人口割合	33.92%	33.64%	33.29%	32.65%
4 0 ～ 6 4 歳	3,574	3,523	3,474	3,374
総人口割合	31.96%	31.95%	31.97%	31.97%
6 5 歳 以 上	3,816	3,794	3,776	3,733
総人口割合	34.12%	34.41%	34.74%	35.38%
前 期 高 齢 者	1,820	1,759	1,700	1,578
総人口割合	16.27%	15.95%	15.64%	14.96%
後 期 高 齢 者	1,996	2,035	2,076	2,155
総人口割合	17.85%	18.46%	19.10%	20.42%
1号被保険者数 (住所地特例者)	3,878 (77)	3,866 (87)	3,858 (97)	3,834 (117)
(他市町特例者・適用除外施設者)	(-15)	(-15)	(-15)	(-16)

3 要介護（要支援者）認定者数の推計

第7期計画の実績を踏まえ、後期高齢者数は増加が続くこと、総人口は減少するので在宅介護者は減少することから、介護サービスのニーズが高まることが想定されますので、認定者数は増加を見込みます。

(単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援1	60	61	65	65
要支援2	82	83	84	86
要介護1	120	124	124	127
要介護2	117	121	124	127
要介護3	94	94	96	99
要介護4	78	80	83	88
要介護5	87	90	91	94
認定者合計	638	653	667	686

4 介護保険給付費等の推計

(1)各介護保険サービスにおける介護保険給付費の推計

本計画期間中においては、新たな施設サービスの開設は見込みませんが、ウトロデイサービスセンターの機能転換について検討を行います。

令和3年度介護報酬改定(+0.70%)を踏まえ、その他自然増を見込んで、3ヶ年の保険給付費の総額を3,659,181千円と見込みました。

《給付見込》…別表(84ページ)

(2)地域支援事業費の推計

地域支援事業費については、国により事業費用の上限額が定められているため、この範囲内で事業費を推計しています。

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	40,433,000	42,756,000	43,039,000
包括的支援事業・任意事業	41,870,000	47,946,000	49,841,000
合 計	82,303,000	90,702,000	92,880,000

(3)介護保険給付費にかかる費用等の推計

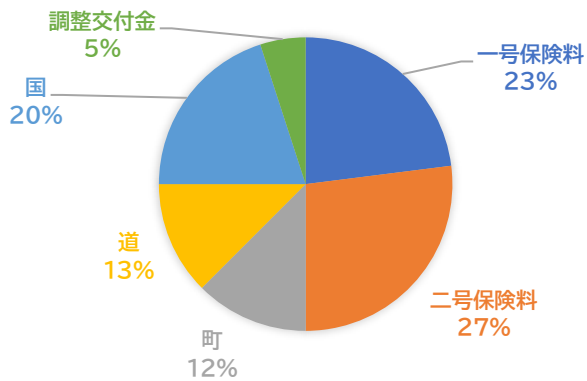
(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費等見込額	1,174,956,862	1,223,340,606	1,260,883,587
介護予防サービス給付費	31,119,000	33,365,000	35,323,000
介護サービス給付費	1,051,551,000	1,099,158,000	1,132,377,000
特定入所者介護サービス費等給付額	53,739,973	51,127,724	52,225,905
高額介護サービス費等給付額	31,750,389	32,613,882	33,602,182
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,000,000	6,250,000	6,500,000
審査支払手数料	796,500	826,000	855,500
地域支援事業費	82,303,000	90,702,000	92,880,000
合 計	1,257,259,862	1,314,042,060	1,353,763,587

5 介護保険給付費の財源構成

介護保険給付費は、50%を公費、50%を保険料で負担します。第7期計画においては、保険料の負担比率の見直しがありました(第1号被保険者22%⇒23%、第2号被保険者28%⇒27%)が、第8期計画期間(令和3年度～令和5年度)においては見直しがありませんので、第1号被保険者(65歳以上の人)には、引き続き介護保険給付費の23%を負担していただきます。

介護保険給付費の財源構成



《第8期給付費見込み》・・・別表

区 分	令和3年度 第8期計画初年度	令和4年度 第8期計画2年目	令和5年度 第8期計画最終年度	令和4～5年度 第8期計画 計	区 分
居宅サービス	147,499,000	158,707,000	164,423,000	470,629,000	居宅サービス
① 訪問介護	42,309,000	43,384,000	44,032,000	129,725,000	① 訪問介護
② 訪問入浴介護	3,739,000	3,786,000	3,786,000	11,311,000	② 訪問入浴介護
③ 訪問看護	8,515,000	8,931,000	9,171,000	26,617,000	③ 訪問看護
④ 訪問リハビリテーション	12,501,000	12,508,000	13,271,000	38,280,000	④ 訪問リハビリテーション
⑤ 居宅療養管理指導	2,314,000	2,378,000	2,443,000	7,135,000	⑤ 居宅療養管理指導
⑥ 通所介護	2,764,000	2,857,000	2,926,000	8,547,000	⑥ 通所介護
⑦ 通所リハビリテーション	7,942,000	8,722,000	9,466,000	26,130,000	⑦ 通所リハビリテーション
⑧ 短期入所生活介護	18,915,000	26,319,000	28,689,000	73,923,000	⑧ 短期入所生活介護
⑨ 短期入所療養介護(老人保健施設)	10,033,000	10,715,000	10,715,000	31,463,000	⑨ 短期入所療養介護(老人保健施設)
⑩ 短期入所療養介護(介護医療院・病院等)	0	0	0	0	⑩ 短期入所療養介護(介護医療院・病院等)
⑪ 特定施設入居者生活介護	13,747,000	13,755,000	13,755,000	41,257,000	⑪ 特定施設入居者生活介護
⑫ 福祉用具貸与	22,971,000	23,603,000	24,420,000	70,994,000	⑫ 福祉用具貸与
⑬ 特定福祉用具販売	1,749,000	1,749,000	1,749,000	5,247,000	⑬ 特定福祉用具販売
⑭ 特定診療費	0	0	0	0	⑭ 特定診療費
地域密着型サービス	505,048,000	508,148,000	513,187,000	1,526,383,000	地域密着型サービス
① 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	① 夜間対応型訪問介護
② 認知症対応型通所介護	2,789,000	2,791,000	4,232,000	9,812,000	② 認知症対応型通所介護
③ 小規模多機能型居宅介護	131,209,000	131,282,000	133,446,000	395,937,000	③ 小規模多機能型居宅介護
④ 認知症対応型共同生活介護	145,990,000	146,071,000	146,071,000	438,132,000	④ 認知症対応型共同生活介護
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護	47,333,000	47,359,000	47,359,000	142,051,000	⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	83,011,000	83,634,000	83,634,000	249,702,000	⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑦ 地域密着型通所介護	94,716,000	97,588,000	98,445,000	290,749,000	⑦ 地域密着型通所介護
住宅改修	2,132,000	2,132,000	2,132,000	6,396,000	住宅改修
居宅介護支援	25,983,000	26,521,000	27,006,000	79,510,000	居宅介護支援
介護保険施設サービス	370,889,000	403,650,000	425,629,000	1,200,168,000	介護保険施設サービス
① 介護老人福祉施設	221,582,000	242,019,000	263,998,000	1,305,343,245	① 介護老人福祉施設
② 介護老人保健施設	146,459,000	158,781,000	158,781,000	786,667,936	② 介護老人保健施設
③ 介護医療院	2,848,000	2,850,000	2,850,000	8,548,000	③ 介護医療院
④ 介護療養型医療施設	0	0	0	0	④ 介護療養型医療施設
小 計(A)	1,051,551,000	1,099,158,000	1,132,377,000	3,283,086,000	小 計(A)
介護予防サービス	17,047,000	19,071,000	20,313,000	56,431,000	介護予防サービス
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	① 介護予防訪問入浴介護
② 介護予防訪問看護	2,447,000	2,647,000	2,889,000	7,983,000	② 介護予防訪問看護
③ 介護予防訪問リハビリテーション	4,723,000	5,120,000	5,074,000	14,917,000	③ 介護予防訪問リハビリテーション
④ 介護予防居宅療養管理指導	154,000	231,000	231,000	616,000	④ 介護予防居宅療養管理指導
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	2,262,000	2,754,000	3,018,000	8,034,000	⑤ 介護予防通所リハビリテーション
⑥ 介護予防短期入所生活介護	721,000	1,442,000	2,164,000	4,327,000	⑥ 介護予防短期入所生活介護
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	⑦ 介護予防短期入所療養介護
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	1,094,000	1,095,000	1,095,000	3,284,000	⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護
⑨ 介護予防福祉用具貸与	4,924,000	5,060,000	5,120,000	15,104,000	⑨ 介護予防福祉用具貸与
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	722,000	722,000	722,000	2,166,000	⑩ 特定介護予防福祉用具販売
⑪ 特定診療費	0	0	0	0	⑪ 特定診療費
地域密着型介護予防サービス	7,267,000	7,271,000	7,826,000	22,364,000	地域密着型介護予防サービス
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	① 介護予防認知症対応型通所介護
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	7,267,000	7,271,000	7,826,000	22,364,000	② 介護予防小規模多機能型居宅介護
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防住宅改修	1,973,000	1,973,000	1,973,000	5,919,000	介護予防住宅改修
介護予防支援	4,832,000	5,050,000	5,211,000	15,093,000	介護予防支援
小 計(B)	31,119,000	33,365,000	35,323,000	99,807,000	小 計(B)
特定入所者介護サービス費等給付費	53,739,979	51,127,724	52,225,905	157,093,602	特定入所者介護サービス費等給付費
高額介護サービス費等給付費	31,750,389	32,613,882	33,602,182	97,966,453	高額介護サービス費等給付費
高額医療費合算介護サービス費	6,000,000	6,250,000	6,500,000	18,750,000	高額医療費合算介護サービス費
審査支払手数料	796,500	826,000	855,500	2,478,000	審査支払手数料
小 計(C)	92,286,862	90,817,606	93,183,587	276,288,055	小 計(C)
計(小計A+小計B+小計C) (D)	1,174,956,862	1,223,340,606	1,260,883,587	3,659,181,055	計(小計A+小計B+小計C) (D)
地域支援事業	40,433,000	42,756,000	43,039,000	126,228,000	介護予防・日常生活支援総合事業
包括的支援事業	41,870,000	49,946,000	49,841,000	139,657,000	包括的支援事業
小 計(F)	82,303,000	90,702,000	92,880,000	265,885,000	小 計(F)
合計 (D+E+F)	1,257,259,862	1,314,042,606	1,353,763,587	3,925,066,055	合計 (D+E+F)

《参考値》令和7年度	
給付費見込み	1,293,833,343
総合事業	48,367,000
包括的支援事業	50,000,000
地域支援事業小計	98,367,000
令和7年度合計	1,392,200,343

6 第1号被保険者の保険料

(1) 保険料の収納状況

第7期計画においては、平成30年度介護報酬改定(+0.54%)を踏まえ、平成30年度に小規模多機能型居宅介護の増員分5人、認知症通所介護の新規分(定員3人/日)、平成32年度に小規模多機能型居宅介護の新規分29人、認知症通所介護の新規追加分(定員3人/日)を見込み、その他自然増を見込んで、3ヶ年の保険給付費の総額を3,403,042千円と見込んだところです。

平成32年度に整備を予定していた小規模多機能型居宅介護29人分については、利用ニーズに関する調査を踏まえ、見送りとしております。

また、令和2年度においては、やすらぎの苑の短期入所生活介護と施設入所の受入制限があり、給付費の支出が抑制された結果、1号保険料の負担も減少しています。

この他、普通調整交付金は第7期計画期間より年齢階層区分が2区分(65歳～74歳、75歳以上)から3区分(65歳～74歳、75歳～84歳、85歳以上)に見直されたことにより、計画値と比較して交付割合が増加しているため、結果として1号保険料の負担軽減につながっています。

また、平成30年度より新たに保険者機能強化推進交付金が創設され、第1号保険料の負担軽減につながりました。

令和元年度の保険料収納率は、現年度分が99.8%、滞納繰越分が37.8%となり、全体で99.6%の収納率となりました。

一方、滞納繰越額は現年度分普通徴収保険料を含めると、令和元年度末で1,109,260円(前年度末1,017,280円、9%増加)となっており、収納対策の強化が求められています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免を実施しておりますが、全額が国費で補填されます。

これらを踏まえ、令和2年度末の介護保険準備基金の残高は約85,195千円となる見込みです。

介護保険料収納状況

			平成 30 年度	令和元年度
現年度分	特別徴収	調定額	235,854,200 円	228,656,600 円
		収納額	235,854,200 円	228,656,600 円
		収納率	100%	100.0%
	普通徴収	調定額	21,184,100 円	21,343,000 円
		収納額	20,607,650 円	20,737,940 円
		収納率	97.3%	97.2%
合計	調定額	257,038,300 円	249,999,600 円	
	収納額	256,461,850 円	249,394,540 円	
	収納率	99.8%	99.8%	
滞納繰越分		調定額	599,420 円	810,930
		収納額	158,590 円	306,730
		収納率	26.5%	37.8%
合 計		調定額	257,637,720	250,810,530
		収納額	256,620,440	249,701,270
		収納率	99.6%	99.6%

(2)保険料基準月額の算定

本計画において、介護保険料に求める割合は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合から算定されますが、第8期計画においては第7期計画期間と同様の23%となりました。普通調整交付金は第7期計画期間より年齢階層区分が2区分(65歳～74歳、75歳以上)から3区分(65歳～74歳、75歳～84歳、85歳以上)に見直されたことにより、前回計画期間中よりも交付額が多くなる見込みとなり、割合を3ヶ年平均で6.86%と見込みました。

第8期計画期間中の基準所得金額については、第7段階～第9段階の所得基準額について変更が生じています。

以上を踏まえ、保険料収納率を99.0%と見込み、3年間の標準保険料月額は6,117円(第7期計画:5,895円)になりました。加えて、基金の取り崩しを50,000千円行い、それにより367円の軽減効果があり、端数整理後の標準保険料月額は5,750円(第7期計画:5,670円)となりました。

(3)第1号被保険者の介護保険料基準月額の推計

①1号被保険者保険料の算出

(単位：円)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
①第1号被保険者数	3,878 人	3,866 人	3,858 人	11,602 人
前期(65～74歳)	1,820 人	1,759 人	1,702 人	5,281 人
後期(75歳～84歳)	1,279 人	1,307 人	1,334 人	3,920 人
後期(85歳～)	779 人	800 人	822 人	2,401 人
②所得段階別加入割合				
第1段階	17.9%	17.9%	17.9%	17.9%
第2段階	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%
第3段階	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%
第4段階	10.1%	10.1%	10.1%	10.1%
第5段階	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%
第6段階	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
第7段階	11.6%	11.6%	11.6%	11.6%
第8段階	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
第9段階	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
③所得段階別被保険者数①×②				
第1段階	693 人	692 人	690 人	2,075 人
第2段階	427 人	426 人	425 人	1,278 人
第3段階	338 人	337 人	336 人	1,011 人
第4段階	392 人	390 人	390 人	1,172 人
第5段階	494 人	492 人	491 人	1,477 人
第6段階	648 人	646 人	644 人	1,938 人
第7段階	449 人	447 人	446 人	1,342 人
第8段階	212 人	211 人	211 人	634 人
第9段階	225 人	225 人	225 人	675 人
合 計	3,878 人	3,866 人	3,858 人	11,602 人
④所得段階別加入割合補正後 被保険者数 ※弾力化前	3,829 人	3,817 人	3,809 人	11,455 人
⑤所得段階別加入割合補正後 被保険者数 ※弾力化後	一人	一人	一人	一人
⑥標準給付費見込額（円） (一定以上所得者負担等の調整後)	1,174,956,862	1,223,340,606	1,260,883,587	3,659,181,055

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
-----	-------	-------	-------	-----

⑦地域支援事業費見込額（円）	82,303,000	90,702,000	92,880,000	265,885,000
⑧第1号被保険者負担分相当額（円）	289,169,768	302,229,799	311,365,625	902,765,193
⑨調整交付金相当額（円）	60,769,493	63,304,830	65,196,129	189,270,453
⑩調整交付金見込交付割合	6.87%	6.85%	6.85%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9309	0.9316	0.9316	
所得段階別加入割合補正係数	0.9870	0.9870	0.9870	
⑪調整交付金見込額（円）	83,497,000	86,728,000	89,319,000	259,544,000
⑫財政安定化基金拠出率	0.0%			
⑬財政安定化基金拠出金見込額				
⑭財政安定化基金償還金	0 円			
⑮準備基金取崩額（円）	50,000,000			
⑯財政安定化基金取崩による交付額				0
⑰審査支払手数料差引額	0	0	0	0
⑱市町村特別給付費等	0	0	0	0
⑲市町村相互財政安定化事業負担額	0	0	0	0
⑳市町村相互財政安定化事業交付額	0	0	0	0
㉑保険料収納必要額（J）（⑧+⑨-⑪+⑬+⑭-⑮-⑯+⑰+⑱-⑲-⑳）				782,491,645
㉒予定保険料収納率	99%			
㉓保険料Ⅰ（月額）（⑧+⑨-⑪+⑬+⑭）÷㉒÷④÷12				6,117
㉔保険料Ⅱ（月額）㉑÷㉒÷④÷12				5,750
㉕保険料Ⅲ（弾力化後 月額）（⑧+⑨-⑪+⑬+⑭）÷㉒÷⑤÷12				—
㉖保険料Ⅳ（弾力化後 月額）㉑÷㉒÷⑤÷12				—
㉗基準額（端数整理）				5,750

《参考値》将来保険料見込…令和7年度 6,540円

② 所得段階別人数及び構成割合（令和3年度～5年度平均）

区 分	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	合 計
人 数	692	426	337	391	492	646	447	211	225	3,867人
割 合	17.9%	11.0%	8.7%	10.1%	12.7%	16.7%	11.6%	5.5%	5.8%	100.0%

③ 負担割合・所得段階別加入割合補正

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	人数	負担割	補正後	人数	負担割	補正後	人数	負担割	補正後
第1段階	693	0.500	346	692	0.500	346	690	0.500	345
第2段階	427	0.750	320	426	0.750	319	425	0.750	319
第3段階	338	0.750	253	337	0.750	253	336	0.750	252
第4段階	392	0.900	353	390	0.900	351	390	0.900	351
第5段階	494	1.000	494	492	1.000	492	491	1.000	491
第6段階	648	1.200	778	646	1.200	775	644	1.200	773
第7段階	449	1.300	584	447	1.300	581	446	1.300	580
第8段階	212	1.500	318	211	1.500	317	211	1.500	316
第9段階	225	1.700	383	225	1.700	383	225	1.700	382
合 計	3,878 人		3,829人	3,866 人		3,817人	3,858 人		3,809人

[第8期 保険料基準額 : 5,750円]

区 分		1 段階	2 段階	3 段階	4 段階	5 段階	6 段階	7 段階	8 段階	9 段階
第8期計画	保険料負担割合 (公費負担軽減後)	0.5 (0.3)	0.75 (0.5)	0.75 (0.7)	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7
	第8期基準月額保険料	2,875 (1,725)	4,313 (2,875)	4,313 (4,025)	5,175	5,750	6,900	7,475	8,625	9,775
	〃 年額保険料	34,500 (20,700)	51,800 (34,500)	51,800 (48,300)	62,100	69,000	82,800	89,700	103,500	117,300
減免対象	減免割合	1/2	2/5	1/3						
	減免後負担割合 (公費負担軽減後)		0.45 (0.3)	0.5 (0.46)						
	減免後年額保険料 (公費負担軽減後)		31,100 (20,700)	34,500 (32,200)						

※公費負担軽減は申請なしで軽減。減免については、申請に基づき減免基準に該当した場合に適用します。

[第8期 介護保険料一覧]

区 分	対 象 者	年 額
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	20,700円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	34,500円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入120万円超	48,300円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	62,100円
第5段階 （基準額）	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	69,000円
第6段階	町民税課税かつ合計所得金額120万円未満	82,800円
第7段階	町民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	89,700円
第8段階	町民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	103,500円
第9段階	町民税課税かつ合計所得金額320万円以上	117,300円

※第1～3段階については、公費負担軽減後の年額です。

資 料

1 介護保険サービス事業所等の整備状況

斜里町内の介護保険サービスの事業所数は以下の通りです。

	サービス名	事業所名	事業所数	定員
在宅系サービス	訪問介護	社協ヘルパーステーション	1	
	訪問入浴介護		—	—
	訪問看護	斜里地域訪問看護ステーション	1	—
	訪問リハビリ		—	—
	通所介護		—	—
	通所リハビリ		—	—
	短期入所生活介護	やすらぎの苑	1	10 床
	短期入所療養介護		—	—
	福祉用具貸与	ナガタ、慈光	2	—
	特定福祉用具販売	ナガタ、慈光	2	—
	居宅介護支援	斜里町、社協ケアプランセンター	2	—
	介護予防支援	斜里町	1	—
	地域密着型サービス			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		—	—
	夜間対応型訪問介護		—	—
	認知症対応型通所介護	G H ともに（3 人）	1	3 人/日
	小規模多機能型居宅介護	たんぽぽ（29 人）、えみある（25 人）	2	登録 54 人
	看護小規模多機能型居宅介護		—	—
	地域密着型通所介護	斜里（18 人）、ウトロ（10 人）、ひまわり（15 人）、なごみ（10 人）	4	53 人/日
施設居住系サービス	介護老人福祉施設	やすらぎの苑	1	60 床
	介護老人保健施設		—	—
	介護医療院		—	—
	地域密着型サービス			
	特定施設入居者生活介護	ケアハウスやすらぎ	1	20 床
	認知症グループホーム	はな（18 人）、たんぽぽ（9 人）、ともに青葉（9 人）、ともに中斜里（9 人）	4	45 床
	介護老人福祉施設	えみある	1	20 床

2 斜里町介護保険運営協議会委員名簿

役 職	氏 名	所属分野
委員長	三浦 勝利	保健福祉関係者
副委員長	横浜 伸子	識見を有する者
委員	森元 肇 奈良 保 堀 博美 服部 あゆみ（令和2年12月4日まで） 中田 珠美 波多野 理樹子 久野 美恵子 山下 信行	医療関係者 保健福祉関係者 識見を有する者 識見を有する者 2号被保険者 2号被保険者 1号被保険者 1号被保険者

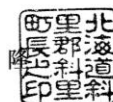
3 介護保険運営協議会における計画策定審議経過

開催回	開催日	審議事項
令和元年度 第2回	令和元年11月25日	○在宅介護実態調査の実施状況 ○日常生活圏域ニーズ調査の実施に向けて
令和2年度 第1回	令和2年7月1日	○計画の策定にあたっての考え方 ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果 ○在宅介護実態調査の結果
第2回	令和2年9月9日	○地域包括ケア見える化システムによる地域分析の結果について ○第8期計画の構成 ○給付費等の傾向及び保険料額 ○高齢者福祉事業等の見直し
第3回	令和2年12月4日	○第8期計画（素案）
第4回	令和3年2月3日	○第8期計画の諮問
第5回	令和3年2月24日	○第8期計画の答申

令和3年2月3日

斜里町介護保険運営協議会
委員長 三 浦 勝 利 様

斜里町長 馬 場



第8期 斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険
事業計画【地域包括ケア計画】(案)について(諮問)

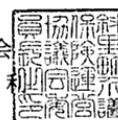
令和3年度を始期とする第8期斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険
事業計画【地域包括ケア計画】(案)を、別冊の通り諮問いたします。

ご審議のうえ令和3年2月24日までに答申を賜りたく、何卒宜しく願い
申し上げます。

令和 3 年 2 月 24 日

斜里町長 馬 場 隆 様

斜里町介護保険運営協議会
委員長 三 浦 勝 利



第8期斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画
(地域包括ケア計画) への答申について

2月3日付で諮問を受けた斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画(地域包括ケア計画)について、斜里町介護保険条例第3条第1項第1号に規定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する調査、審議を行った結果、原案のとおりとし、下記のとおり附帯意見を付して答申します。

記

1. 町民が安心して斜里町で暮らし続けるためには、特別養護老人ホームの安定的な経営が要となることから、斜里福祉会による安定的な経営に町が関与されたい。
2. 1の趣旨同様、介護サービスの安定的な提供のため、介護人材の確保に必要な施策を効果的に実施されたい。
3. 高齢者生活支援事業については、利用者の利便性を考え適宜改善を図られたい。